

鹿兒島県史料

旧記雜録拾遺
諸氏系譜二

題
字

土 鹿
屋 児
佳 島
照 事

解題

鹿兒島県史料「旧記雜録拾遺諸氏系譜二」として前巻に引きつづき藩記録所編集の「新編島津氏世録支流系図」の川上・北郷・石坂・若狭島津・越前島津・知覧・宇宿・宮里・山田・阿蘇谷・町田・阿多・和泉・佐多氏の分を掲出する。
川上氏系図

川上氏は本宗五代貞久の庶長子頼久を元祖とする。頼久は南北朝の戦乱期に国内外において武将として活躍、弓馬の達人といわれた。六代行久に至って鹿兒島北郊川上村十二町他を給され、家号を川上としたという。十代昌久は本宗十四代勝久当時の人で、天文三年勝久側近の末弘氏を除き、かえってその怒をかい城内大興寺で自刃せしめられた。遺臣は幼子久隅を擁して川上城（加栗山遺跡）に勝久軍をむかえ討ちこれを撃退、かえって勝久の国外退去の因をつくった。久隅は勝久に代って三州の太守となった貴久の好遇を得、本領川上を安堵された。入道名慰政として知られる。これが嫡流である。川上氏一流系図第一はその系図（文書を含む）である。第二は庶流因幡守忠村一流系図で嫡流三代家久の三男忠村を始祖とする家の系図、それに五代兼久の二男忠頼を始祖とする家の系図、そして兼久の三男忠塞を始祖とする家の系図である。忠塞の家統は本領申木野、有力庶家の一として近世武之橋川上家の名で知られ、忠克、久朗、久国ら歴代家老等の重職につき、別に子孫の久盤代に「川上忠塞一流家譜」冊子本一七巻として集成されている。（鹿兒島県史料集Ⅱ 拙稿解題参照）第三は庶流十郎左衛門尉義久入道道安一流系図（文書を含む）で兼久五男義久を始祖とする。同人は弓馬の達人で本宗島津家九代忠国代に島津家相伝弓馬の書を預けられたという。忠国以後立久、忠昌、忠兼（勝久）に歴仕、大永

元年没するまでの間に笠懸、犬追物等の検見役を五十四度も勤め、多数の弟子をもったとある。貴久以後も島津家の弓馬の術相伝の家として、子孫受久・経久・倍久・久慶と代々うけついで騎射の法を伝えた。久慶は正保四年藩主光久が武州王子村で興行、將軍家光の上覧に供した犬追物の検見役を勤め面目を施したが、後嗣の二男久宣が落馬負傷で弓馬の書と奥儀を伝えることができず、光久の命により弟子の新納久正にいったん譲渡したという。しかし後になって久宣の養子久文が養祖父久慶及び新納久了から再び伝授をうけ、久興・親盈と伝えている。(現在磯尚古集成館所蔵の島津家文書中、川上家伝来の犬追物関係文書が多数見出されるが、恐らく上記関係史料と考えられる。)親盈の名は正徳三年、藩令によって実名を島津家本支流それぞれにおいて嫡庶の家別に特定制限された際、それまでの久景をあらためたものであろう。支流系図の大体の記載がこの関連事項の記述で終わっているのは、支流系図編纂の事業がこのころ手がけられたことを如実にしめしているといつてよい。右については前巻の解題において既述したところである。第四は式部少輔辰久一流系図・出羽忠光一流系図・六郎兵衛久直系図を掲載するが、何れも中世末近世初頭に始まっているが、本支流の誰から出たかは記していない。第五には左衛門久利一流系図、瀬兵衛久通一流系図、長門久時一流系図、小原参河久昭一流系図、山口氏一流系図、志摩助久門一流系図を掲載している。久利、久通、久時は何れも嫡流久隅入道慰政の長子、次子、三子であり、母は本田紀伊守董親女である。嫡流は久通のあと久貞・久運がつぎ、庶流は久通の次子久次が別流をたてたのである。小原氏は嫡流七代公久三男を始祖とし、山口氏は同四男を始祖とする。久門は出自不明として付記したのであろう。

北郷氏系図

北郷氏は島津氏四代忠宗の六男資忠を元祖とする。南北朝期の文和元年、戦功賞として日向国北郷三百町を与えられ、同郷内安永薩摩迫の地に入部したことにより北郷を称したという。北郷氏一流系図第一はその資忠にはじまる嫡流の系図

(文書を含む)である。二代義久は都城を築いて移居、歴世同城を拠地とした。以下十代時久(一雲)に至る。卷二はつづいて十一代忠虎から、忠能、翁久、忠亮、久直、久定、忠長、忠智、そして十八代久龍に至る嫡流の系図(文書を含む)である。文禄四年、領地替となり、忠能は祖父一雲と共に祇答院宮之城に移居している。都城には代って伊集院忠棟が入ったが、庄内の乱後、慶長五年再び旧領都城に復することができた。翁久の母は島津以久の女とあり、同母妹は禰寝重永室とある。久直ははじめ忠直、藩主家久の三男、母は島津忠清女、忠亮早世後養嗣として北郷家に入った。卷三は庶流系図として十代時久の三男三久の家の系図(文書を含む)、十二代忠能の三男久常の家の系図、十代時久の四男久村の家の系図である。卷四は二代義久の六男義知の家の系図、四代知久の二男信久の家の系図、五代持久の二男用棟の、同三男久宣の(文書を含む)、同四男辰久の(同)、同五男常久の家の系図、六代敏久の二男忠栄の、同三男近久の、同四男久隆の(文書を含む)家の系図、八代忠相の二男忠孝の、同三男久厦の(文書を含む)家の系図、終りに九代忠親の二男久通の家の系図をあげている。忠孝の女子ははじめは「忠平公御夫人、御屋地姫之御母堂也、御離別之後爲一雲時久之室、携御屋地姫来嫁次郎相久、後爲島津豊後守朝久之室」との興味深い記述がある。

石坂氏系図

石坂氏は本宗五代貞久の六男氏忠を元祖とする。縁あって伯父樺山資久を憑み、樺山の石坂に居住したことから石坂を号し、後樺山氏から移って北郷氏の家臣となっている。

若狭島津系図

若狭島津氏は本宗家初代忠久の一腹の弟忠季を元祖とする。「吾妻鏡」に若狭兵衛尉忠季として見え、「若狭国守護職次第」には津々見忠季とみえる。建久年間から若狭国守護、承久の乱で幕府軍に属し宇治川合戦で討死、守護は子の三郎兵

衛尉忠時が継承した。若狭島津系図は二代を兵衛次郎忠経とし、承久の乱では院方に属して戦死したとする。即ちその兄の方の系流をたてその跡については不詳として取り扱っているのである。寛永年間島津久通は江戸城で若狭藩（小浜酒井氏）の方に調査を依頼、のちに同国三方郡中にその末裔がいるとの報告をえてその関係書類を付載したのである。

越前島津系図

越前島津氏は本宗初代忠久の二男忠綱を元祖とする。忠綱は承久三年七月越前国守護代として同国に入部したことから子孫を越前島津家とよぶという。同職は早く嘉禄・安貞年間には失うが、二代忠行は弘安二年播摩国下指保地頭職を得、以後歴世播磨の在地領主として活躍した。十五代忠長に至り天文三年八月、同国朝日山で赤松次郎と共に戦い討死、一族は衰退した。寛永年間遺孫は由緒をもとめ、相伝の全文書を携帯して大隅鹿屋に至り家名の復興を計ったが不幸同地で病歿、目的を果せなかった。のち文書は新城島津家から垂水島津家を経て本宗島津家が入手。同文書をよりどころに元文二年、藩主吉貴の三男忠紀をもって同家を再興、十六代の当主とし、新給の所領の名も旧領越前重富の名を移して付している。支流系図の編纂は正徳年間ころのことであるから、この越前島津系図も同家の再興以前にかかる。系図に引用の文書は所蔵者名が島津又助忠清となっている。又助忠清は垂水島津家の四代信久の次子で新城島津家の元祖とされた久章（大和守、正保二年配流の途次谷山で鬪死）の子で同家継承者。したがって本系図は文書がなお新城島津家の手中にあった際作成されたものと考えられる。後年別編の形で支流系図に付加された「源姓越前島津正統家譜」は元文年間同家再興後に編纂されたものであるが、十五代忠長までの記載は系図、文書ともほとんど本系図の内容とかわらない。越前島津家文書は播磨国々人一揆関係の史料を含む等従来から注目されてきた文書であるが、近年一括文化庁の所蔵となり国の重要文化財の指定をうけている。（内容経緯については日本歴史三六九号・古文書研究一四号に山本信吉氏及び湯山賢一氏の紹介

あり。また伝来の事情については鹿児島中世史研究会報39 拙稿「越前島津家文書の伝来について」(参照)。

鹿児島大学附属図書館架蔵玉里文庫に写本「新編島津氏世録正統」一六冊があり、内容は島津氏世録大系図正統が八冊(忠久から忠昌まで)、支流は若狭・越前が一冊、伊作氏が三冊、新納氏が四冊となっている。旧稿(『旧記雑録』附録二 解題参照)でもふれたが同本は東京大学史料編纂所蔵の「新編島津氏世録正統系図」及び「新編島津氏世録支流系図」の原初本ではないかと思われ、新納・伊作氏分について内容を比較すると大体似通っており、後者において若干の増補修整の手が加えられていることがうかがえる。そして若狭・越前島津家の分については全く前後者とも一致していることが認められるのである。

知覧氏系図

越前島津家庶流知覧氏の子孫という家の系図を集める。知覧氏は、越前島津氏の元祖忠綱の子忠景(歌人として知られる)、その子忠宗からはじまるというが、系図の嫡流の初代は久親でその間の系統は明示されない。久親は天正のころ北郷家領梅北地頭として見え、以後も北郷家々臣であり、支流系図編纂時は北郷氏十九代久龍代に当っており、久親から四代目の行通は正徳三年、久忠の二字を避け、行の字を用いるよう命じられている。他に庶流として田布施士の忠時を初祖とする家、種子島家々臣の忠親を初祖とする家の系図をあげており、何れも後に行の字を用いるようになっていく。また別に種子島家々臣と田布施士の知覧氏で忠綱以来の継統を記す系図を掲げているが、やや明確さをかいている。

宇宿氏系図

宇宿氏は同じく越前島津氏の流で、知覧氏の祖忠宗の弟忠秀を初祖としている。しかし子孫の系譜は簡略な記述となっている。他に宇宿久時一流系図をあげ天正以後の系譜をやや詳しくあげているが、以前の出自は不明としている。

宮里氏系図

宮里氏は越前島津始祖忠綱の弟忠直を初祖とし十一代久光に至る。久光で嫡庶とも断絶とあり詳記はない。

阿蘇谷氏系図

羽月士阿蘇谷久光家の系図である。阿蘇谷氏は本宗二代忠時の六男久時を初祖とする。系統は詳細を欠く。歴代、主に久・忠の字を用いていたが正徳三年、命により以来主家の字を避け時を以て実名としたとある。

山田氏系図

山田氏は本宗二代忠時の庶長子忠継を元祖とし、二代忠真、三代土用熊丸、四代宗久、五代忠^(能)經、以下久興、忠尚、忠度、忠豊、久親、忠時、久武、久通、久貞、久陳、久福と相伝する。はじめ薩摩国谷山郡山田村地頭職を世襲、山田氏を称する。宗久・忠經代には谷山郡司谷山氏と激しい所領支配をめぐる相論を展開したことは著名。久興代に大隅国市成村に移る。忠尚は法号聖栄、「山田聖栄日記」の作者として知られる。久武代は市成を去って日・隅間に転々、庄内の乱後志布志の在番士となる。久福代に至り鹿兒島城下士として移居することが認められた。(鹿兒島県史料集V 拙稿『薩摩国山田文書』解題参照。但し、三代に土用熊丸を加え、宗久を四代とし、忠經を五代に数え、六代久興の前に忠興とあるのを削除、訂正すべきであろう。)

さて、嫡流系図の記事は十六代久福の子久房、宝永七年四月六日誕生までで終っている。十五代久陳の代、正徳三年に藩主吉貴の命により嫡子は以後忠の字は避け久字を用い、庶子は忠・久の字を共に避けるよう定められている。また、三代久通の代には島津家の家譜(「新編島津氏世録正統大系図」等)作成のため、藩記録所に家蔵文書の提出を命じられ、慶安元年、久通は数百通の古文書を携帯して志布志より鹿兒島に赴いたという。その際は写本作成後一旦返還されたよう

だが、後に再び提出を命じられ、貸出中恰も元禄九年の鹿兒島城本丸の火災に遭遇、原文書を焼失したという。しかし、元禄十年藩史局はそのうち百六十五通を家譜等より臨写、復元し、写本五巻として久通に下付している。それは鹿兒島大學附属図書館所蔵の山田家文書のうちに現存する。右の文書はすべて本系図中（二二代久武代まで）に収録されているし、『旧記雑録』前後編、附録中にも収録されている。いずれも正文或は案文、写等は山田七郎右衛門久通に在りとなつて、久通の代に書写記録されていたことがわかる。当然のこと乍ら『旧記雑録』の方は「島津氏世録支流系図」の方から転載したのであろう。本系図は五冊からなるが、第一は忠継より宗久代の途中まで、第二は宗久代の後半、第三は忠経代の途中まで、第四は忠経代の後半から久興、忠尚代の途中まで、第五は忠尚代の後半から久福代までと後に出自不明等の庶流系図六家分を付載している。第一収載文書中の正安二年十二月三日ふつけう売券と第五収載文書中、七月廿一日隈江匡久書状の二点は『旧記雑録』未収録の文書である。とくに前者は『山田文書』にも未載の新知見文書である。

町田氏系図

系図の第一は本宗二代忠時七男忠光を元祖とし光俊、經俊、道俊、実氏、助久、清久、忠良、成久、俊久、高久、頼本、梅吉、梅久、忠栄、久徳、久倍に至る町田氏嫡流の系図である。久倍代には島津義久の書下、掟、書状等八点を掲出、ついで忠綱、久幸、忠尚、久孝、久東、久居、久儔に至り記事のみをあげる。久儔代の正徳三年、藩主の命で嫡子のみは代々久字の使用が認められ、他は俊字を用いることが定められている。ついで庶流、久倍の弟久政一流系図が掲げられている。

第二は庶流系図として七代清久の六男則久一流並びに関連系図、八代忠良三男胤久一流系図、十一代高久三男忠光一流

系図、十四代梅久二男忠成一流並びに関連系図、十五代忠榮二男忠房一流系図、同三男助三郎一流系図、その他出自不明の庶流系図五家を付加している。町田氏は伊集院氏と同流の島津支族中の大族で伝存する関係史料も多い。本史料集では別巻『旧記雑録拾遺』家わけ三として町田文書をとりあげる予定である。

阿多氏系図

阿多氏は本宗二代忠時の七男忠經を初祖とする。二代忠光から町田を号し八世忠良の子久清を以て阿多氏の元祖とする。系図に含まれる文書には「正文在志布志之士阿多飛弾忠縣」の朱書が記されている。忠縣は久清八世忠堅の子で慶安五年死去している。忠堅は慶長年間一旦出水の抑^{おさえ}として志布志を離れたが、元和年間再び志布志にもどり以後歴代志布志郷の噯役として推移している。現在阿多文書は同家遺孫が伝存しているが、慶安五年以前一時藩記録所の手で調査書写されたのであろう。阿多氏の志布志移住の時期は明らかでないが、文書の伝える内容の応永・永享間は専ら本領阿多郡にあり活躍していたのであろう。久清は町田とあり、その子忠清は阿多とよばれている。同文書は応永の南蛮船渡来の関係史料として著名である。(史学雜誌四三―八 高柳光寿「応永年間に於ける南蛮船来航の文書について」、鹿児島県立短期大学紀要二〇 虎頭民雄「応永南蛮船考」、鹿児島県史料拾遺Ⅶ 拙稿「志布志阿多文書 解題」参照)

以上が嫡流系図であるが、付加して一族五家の系図を掲載している。

和泉氏系図

和泉氏は本宗四代忠宗二男忠氏(実忠)を元祖とする。二代忠直は南北朝期、高師直と足利直義と対立した際、師直の軍兵に包囲された將軍御所内に築地を越えて食糧を搬入、武名をあげた。また薩摩牛落の陣でも一騎打で谷山忠高の弟祐玄の首をあげ武功をたてた。しかし後年官方に転じ、子の三代氏儀と共に豊後で卒している。四代久親に至り豊後より帰

參、五代直久は弟の忠次と共に応永二十四年、本宗八代久豊に属し川辺合戦で陣歿、嫡系は断絶した。江戸時代になって延享元年、藩主吉貴六男忠郷をもって同家を再興、今和泉家とよばれる。もちろん支流系図編纂以後のことである。付加して垂水土和泉氏系図を掲載している。

佐多氏系図

同系図の第一は本宗四代忠宗の三男忠光を元祖とする嫡流の系図である。忠光はのち大隅郡佐多を領したので佐多を家号としたが、文和二年には薩摩知覧院を勲功賞として得、そこを本拠地とした。二代忠直から氏義、親久、忠遊、忠山、忠和、忠成、忠將、久政、久慶、忠充、忠治、久孝、久達に至る。延宝五年、久達は知覧を旧の如く私領として安堵され、同八年には家老に補任されている。久達は藩記録所で積極的に領内の文書を収集、書写していたころの家老で、同じく当局が元禄九年の鹿兒島城本丸炎上の際烏有に帰した文書の復原、所蔵者への返還に努めた際、文書に添書を加えた当人で今その写本を所々でみることができる。また同人の代の正徳元年に藩主吉貴の命で嫡子は代々島津称号を永く用いることが認められ、二男以下は佐多氏を用いることに定められた。また同三年には同じく命により嫡子は代々久の字を实名として用いることがゆるされ、二男以下は直の字を用いることが定められたのである。

第二は庶流系図を集成してある。はじめに元祖忠光三男若狭一流の系図、次に三代氏義三男元忠一流の系図、同四男伊佐敷忠豊一流の系図、その六代爲久の弟經久の二男伊佐敷久充一流の系図、次に嫡流四代親久の三男師義一流の系図、その五代目の久福は天正年間、家人が海賊をはたらいた罪により誅死、家は断絶となった。その久福所縁の忠顕一流系図が次に掲出される。五代目に当る久朝は前述の海賊事件で禍が嫡家の久慶に及ぶのを阻止するため出京、三奉行に工作して事なきを得たという。また関ヶ原戦では久慶の子忠充が幼少のため軍代として義弘に従軍したとある。その他四代親久の

四男通久一流の系図、八代忠成二男忠貞一流の系図、九代忠將二男久治一流の系図、同三男久宗一流の系図、十一代久慶の弟（実は忠將三男）久英一流の系図、また出自不詳の家等々庶流十数家の系図を掲載する。なお久英は朝鮮出軍の際の覚書を遺している。（鹿児島中世史研究会報37 拙稿「佐多久英覚書」参照。）

以上藩記録所が「新編島津氏世録正統系図」と並んで編纂した「新編島津氏世録支流系図」の本巻収載分の各氏の系図について概略紹介した。島津氏支流の主家との従属関係、相互の縁戚関係、一々は既知の文書乍らそれらを各氏各代毎に編年順に配列することによる連続的把握、理解等々研究資料として味読、活用されることを編集校訂者の一員としての立場から期待してやまない。

（五味克夫）

例言

一 本書は、東京大学史料編纂所所蔵の島津家本「新編島津氏世録支流系図」全九十冊のうち、「川上氏」・「北郷氏」・「石坂氏」・「若狭島津」・「越前島津」・「知覧氏」・「宇宿氏」・「宮里氏」・「山田氏」・「阿蘇谷氏」・「町田氏」・「阿多氏」・「和泉氏」・「佐多氏」の計二十七冊を底本とし、「鹿児島県史料 旧記雑録拾遺諸氏系譜二」として刊行するものである。

一 文書・記録・記事はすべて、底本の順序に従って掲載し、文書には通し番号を文首に付した。

一 本文の後に文書目録を掲げた。

一 収載された文書を、原文書や影写本等によって修正または補充する場合は次のようにした。

ア 修正される箇所は「 」で囲み、その右側に修正字句を記した。

イ 補充部分は ▽ △ で示した。

ウ 修正や補充に使用した典拠史料は次の略記号で示した。

旧記雑録 ㊸

島津氏世録正統系図 ○

山田家文書全 ㊹

一 刊行にあたって文書の体裁を、おおよそ次のように統一した。

ア 文書の所在などを示す原注は首部におき、この原注や文書中の異筆・補筆は、「」(墨書)、『』(朱書)で囲んだ。なお、煩瑣にわたるものは、これを省略した。

イ 合点は、右肩に「┌」で示した。

ウ 文書・記録・記事には、適宜に読点「、」および並列点「・」を付した。

一 原文の磨滅虫損は、字数を推して□又は□を以て示した。

一 見消は、その文字の左側に「と」を付した。

一 行間の書きこみは、底本の体裁にあわせた。

一 編者の付した注は、原注と区別するために()で囲んだ。

一 原文中の返り点や送り仮名などは省略した。

一 欠字・平出・台頭などは、底本の体裁に従った。

一 変体仮名は、現行の平仮名に改めたが、江・茂・与など一部はそのまま用いた。

一 漢字は一部の異・略・俗体文字を除き原則として底本の用字に従った。

一 当時一般に使用された用字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

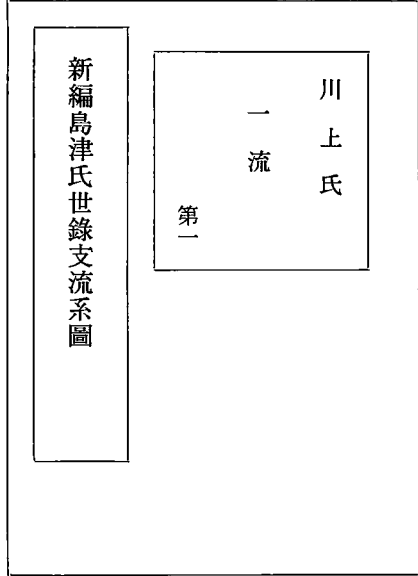
覽(鹿兒) 陳(陣) 太輔(大) 飛彈(驛) 諏方(訪)

旧記雜錄拾遺諸氏系譜二 目次

解題	一
例言	一一
目次	一三
新編島津氏世録支流系図	
川上氏一流第一	一
川上氏一流第二	一四
川上氏一流第三	五五
川上氏一流第四	九七
川上氏一流第五	一一五
北郷氏一流第一	一二九
北郷氏一流第二	一七八
北郷氏一流第三	二一九
北郷氏一流第四	二四五
石坂氏一流	二九二
若狭島津一流	二九六

越前島津一流	二九九
知覽氏一流	三三五
宇宿氏一流	三四九
宮里氏一流	三五四
山田氏一流第一	三五六
山田氏一流第二	三八五
山田氏一流第三	四一〇
山田氏一流第四	四三四
山田氏一流第五	四五五
阿蘇谷氏一流	四九五
町田氏一流第一	四九八
町田氏一流第二	五一九
阿多氏一流	五八三
和泉氏一流	六一三
佐多氏一流第一	六二二
佐多氏一流第二	六三五
文書目録	六九一

(表紙)



元祖
△頼久 川上氏正統系圖第一

號川上、孫三郎 左衛門尉 上野介 大夫判官
○五代太守上總介貞久主一男、雖然依生他腹不為家督也、

○弓馬共盡其術達者也、

2

1

『正文在入来院本田傳藏』

○度々合戰之間、郎從等被疵之条、尤神妙也、於恩賞者追可有其沙汰、將又敦賀津凶徒事、嶋津孫三郎相共馳向彼城、可抽軍忠之狀如件、

建武三年十二月廿三日

(足利直義)
(花押)

本田次郎左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八八九一号文書ト同文ナリ)

『正文在財部兼延時藤左衛門』

○薩摩國延時又三郎入道法佛代信忠謹言上、

欲早預御注進浴恩賞越前國敦賀城合戰軍忠事、

右、就御教書馳參致軍忠候早、

然早為預御注進、恐々言上如件、

建武四年三月六日

承了 (島津頼久)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一九〇三号文書ト同文ナリ)

『正文在入來兼本田傳藏』

○目安

本田次郎左衛門尉久兼申越前國敦賀城合戰軍忠事、

一正月十八日、押寄彼城大手脇堀際、終日合戰之条、御見知畢、

一二月十六日、後卷大勢寄來之時、致先懸捨身命

盡軍忠被疵右足射疵之条、同時合戰之仁宮里彦七・

東条七郎等見知畢、

一三月二日、合戰攻寄堀際致軍忠之次第、御見知畢、

一同四日、夜押寄大手城戸口矢倉下、終夜合戰之条、豊後弥三郎・牛屎郡司等見知之畢、

一同五日夜、最前攻入城之刻、以石被打肩之条、

高越後守御手之仁泉弥三郎・和田九郎等見知畢、

右、久兼依當病差進舍弟資兼之間、自正月八日迄于三月六日晝夜抽軍忠之条、證人等分明之上御見

知畢、

然且給御一見、且為預御注進、恐々言上如件、

建武四年四月日

『島津孫三郎左衛門尉頼久承了(花押)』

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一九一六号文書ト同文ナリ)

『正文在藤野久右衛門久昉進上之内』

○薩摩國凶徒等誅伐事、所差下嶋津孫三郎・大隅左

京久進入道也、早令發向、可致軍忠之狀如件、

建武四年五月十七日 (足利直義)(花押)

渋谷平次郎殿 (重基)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一九三三号文書ト同文ナリ)

『正文在比志島左京義時』

○舍兄孫三郎範經以下輩等打死事、急速可注進申京

都候、恐々謹言、

建武四

十月二日

(川上)

頼久(花押)

比志嶋彦一殿
(範平)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八九七号文書ト同文ナリ)

『正文在曾木兼宮里六郎左衛門』

○薩摩國宮里正永三郎次郎種正申所々軍忠事、

一今年七月廿五日、同國市来城仁發向之間、以同廿

九日押寄水手、至于八月二日、捨身命連々致合戰

之上為後卷故、平城南手晝夜警固之条、伊集院郡

司四郎於同所令見知訖、

一自同八月四日、切塞薩摩山致警固、抽軍忠畢、

一十月九日、自方々之城打圍御敵可有合戰之由、種

正等治定之處、凶徒等聞及此由引退畢、

一同十一日、於渋谷東郷宅万種正以下御方為石上城

破却、打集千臺之津之間馳參、種正御方焼拂城郭

之条、河田智門令見知早、然者早任軍忠之實、且

預御注進、且為給御證判、恐々言上如上件、

建武四年十一月日

承了(川上頼久)(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八九八号文書ト同文ナリ)

『正文在財部兼延時藤左衛門』

○目安

延時又三郎入道法佛申薩摩國市来院城郭合戰軍

忠事、

一今年建武七月廿八日、大将_{下野}左金吾發向件城郭之時、

法佛重病之間、差遣舍弟彦五郎忠能於代官、押寄

彼城郭野頸之手、迄于八月三日致合戰忠節之条、

軍奉行人大隅五郎兵衛尉・上野四郎太郎等見知訖、

一同九月十七日、重大將發向彼城郭之間、忠能自同

十七日迄于廿七日、或押寄水之手、或於大手連々

抽軍忠之条、軍奉行人大隅五郎兵衛尉・酒匂兵衛

次郎見知早、

一同廿八・九日・晦日兩三ヶ日者、向于後卷之手捨

身命致合戰早、此等次第同五郎兵衛尉并上野三郎

四郎等所令見知也、

右、軍忠之次第賜御承判預御注進為浴恩賞、言上如件、

建武四年十一月日

承了(頼久)
(花押)

『上書』

延時又三郎入道申

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八九七号文書ト同文ナリ)

『写在山田七郎右衛門久通』

○令追討師直・師泰為奉息兩殿御意所打立也、急速

馳參、可致忠節之狀如件、

貞和六年十二月廿日

(足利直冬)
御判

嶋津孫三郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三三三号文書ト同文ナリ)

『写在二三卷』

御判

○下 嶋津孫三郎左衛門尉頼久

可令早領知薩摩國嶋津庄内加世田別符半分地頭職事、

右、為勲功賞大隅國桑郷東西替所宛行也者、早守先例、可致沙汰之狀如件、

文和元年十二月十二日

『二之卷統目裏判』

(花押)
(今川了俊)

『三之卷統目裏判』

(花押)
(渋川瀧頼)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二四四七号文書ト同文ナリ)

『写在二三卷』

○薩摩國嶋津庄内加世田別符半分地頭職事、早任今

月十二日御下文之旨、可沙汰付嶋津孫三郎左衛門尉頼久之由、可令下知代官給之狀、依仰執達如件、

文和元年十二月廿四日

沙弥在判

右京權大夫殿
(一色直氏)

『二之卷統目裏判』

(花押)
(今川了俊)

『三之卷統目裏判』

(花押)
(深川滿賴)

(本文書ハ、旧記雜錄前編「二四五八号文書ト同文ナリ」)

○法號大圓道覺、

『六代』
○宗久

三郎左衛門尉 大夫判官

○元亨二年壬戌誕生、

○曆應三年庚辰正月廿四日早世、享年十九也、法號

久阿弥陀佛、

『七代』
○師久

上總 三郎 三郎左衛門尉 從五位下 大夫判

官 上總介

○薩摩州守護人也、

○法名道貞、

『七代』
○氏久

又三郎 三郎左衛門尉 修理亮 越後守 陸奥

守

○嘉曆三年戊辰誕生、

○大隅州守護人而薩摩州内鹿麿島郡地頭也、

○嘉慶元年丁卯閏五月四日卒、享年六十、法名玄久

號齡岳、即心院殿、

光久

四郎左衛門尉 無子孫也、

氏忠

但馬守

女子

女子

女子

『二代』
△親久

千法師丸 弥三郎 左衛門尉 上野守 大夫判

官 越前守 ○法號宗峯道永、

△『三代』
家久

百法師丸 弥七 三郎左衛門尉 上野守 大夫

判官 ○法號透明道徹、

『久好イ』
好久

弥四郎 左衛門尉 ○法號用深淨心、

△『四代』
教久

忠重

彦三郎 五郎三郎 丹州 早世、

○罹病痾加療養而不得其驗、却為長病、禪家統於弟

兼久、而占隱所於隅州櫻島居于此矣、

○法號絶岳道文、

△『五代』
兼久

都藤丸 千法壽 三郎五郎 左京亮 上野守

○伊集院之地頭也、

○法號勝幢道珠、

忠村

百法師丸 八郎三郎 因幡守

○子孫記別紙矣、

女子三人

△『六代』
行久 號川上

犬五郎 三郎五郎 ○法號久屋道壽、

○賜川上村十二町、向島藤野・赤尾原、大迫村、河

邊宮村廿五町矣、

忠頼

犬二郎 三郎二郎 左京亮

○子孫記別紙矣、

忠塞

都犬丸 又八郎 三郎二郎 左近將監

○子孫記別紙矣、○法號運叟道和、

昌隆

妙圓寺五世住持虎溪和尚、

義久

又十郎 左衛門尉 ○子孫記別紙矣、
女子四人

『七代』
△公久

虎五郎 三郎五郎 三郎左衛門尉 上野守
○法號東岳道照、

虎犬丸

『八代』
△朝久 早世、

初忠豊 福德丸 彦三郎 左衛門尉
○公久雖有一子不幸夭亡、而無可統當家之統者、是
以為猶子連統夫跡、實左近將監忠塞之二男也、
○法名鏡安、

男子

號小原、他腹、

○依卑妾之所產生為當家之臣經數代之後、丁左衛門

尉久利之代、慶長六年會此末裔所追放、不得已而
出奔屈下大隅垂水矣、經年序之後為島津玄番頭忠
紀家臣也、

男子

號山口、右同腹、
○依卑妾所產生為當家之臣也、

『九代』
△安久

虎五郎 三郎五郎 ○法名道忠、

『十代』
△昌久

虎犬丸 彦三郎 大和守

○當時大守勝久主雖振威於薩隅日三州中、不行正道
不明賞罰、疎故舊貞良之功臣、親讒佞邪曲之小人、
或為淫佚博奕之朋、或為聚斂殖貨之臣、且復有幸
臣末弘伯耆守・竹内・小倉・碓山某者、助桀為虐

奉紂稱聖、將向國家敗亡、於茲乎忠義之士共十有六人、寫姓氏於一紙、依島津八郎左衛門尉實久獻諫言、勝久拒之不容、又曰、唯仁人能容至諫而有小過、則不憚改焉、掩其耳不能聽、又曰、夫知者順以成德、愚者逆以取害、若有取害、則危亡何以遠乎、勝久匪啻不容諫言、艷然不悅改其席矣、是以諫臣等空手退而以為、三諫不聽、則不可又言以噤口矣、天文三年甲午十月廿五日、諫臣等相議而戮末弘伯耆守於谷山皇德寺、勝久聞此變、則奔逃禰寢翌年乙未四月三日、潛還覽島而後徵昌久於川上城、稱諫臣之首長、將以誅戮、昌久寄宿於大興寺裏所以自殺也、法號華翁淨栄居士、

十一代
久隅

初久信 犬滿丸 彦三郎 左衛門尉 上野守
入道名慰政、

○慈父昌久遂自殺於覽島、則勝久發軍衆攻川上城、

于時久隅三歲、母堂懷吾循環城中指揮以不怠防禦、故不得陷而徒敵兵歸陣焉、其後差价使告日新公曰、宜屬旗下公孔好之矣、貴久主為守護職、則如元安堵川上矣、

○慶長十六年辛亥正月十七日卒、享年八十、法號孝雲津忠居士、

久利

犬滿 彦三郎 左衛門

○永祿元年戊午誕生、母本田紀伊守董親女、

○當家根本系圖累代文書・重器讓得久利、而秘以藏焉、不計会回祿災悉以為灰燼、惜哉、

○雖為久隅嫡子不統當家之統者、何無大故乎哉、朝鮮國征伐之時、與軍衆俱難渡難海、長陣勞苦不可勝言、是以潛歸我國矣、且復伊集院源次郎莊内畔太守起亂於國中之際、徒在私宅終始不能發向、加之不孝而父子之交漸為冰炭矣、不孝不忠不勇之三

其大者也、而況於細事乎、由是如斯云爾、

△久通

瀨兵衛

○母同、

○朝鮮國役兄久利、先 太守義弘公婦國、以故父久隅使久通為家督代渡楫朝鮮國、多年勞軍務、

○慶長三年二月二十八日、病死於朝鮮國、法名閑室助三居士、

○久通為家督代病死、且嫡男久貞亦受祖父久隅之讓為宗家之家督、然則久通亦不可不第世數、今於宗家義論之、以久通為十二代之家統、別亦樹久通之家、使二男彦十郎久次為後嗣、

久時

治兵衛 長門

○元龜三年癸酉誕生、母同、

○子孫記左、

女子

△久貞

彦十郎 上野守

○文祿元年壬辰誕生、母川上日向守久政女也、

○祖父久隅法師慰政長男久利不肖而不讓家督、慰政迨老年欲讓補家之統於久貞、於茲乎、裁一紙書於自筆賜予之母堂、記左方矣、

『正文當家有之』

○そのうちハ御さううけ給はらず候、なにこと共御さ候や、まつく我とあつきの事いそき申候へと、きよいにて候、へちにはたれを存す候、ひこ十郎よきなき事候之間、ひうか殿へたんかう申、きつと申あげへきよし申上候、今日吉日にて候間、申はしめ候、へつき有ましく候、恐と謹申、

菊月廿二日

(川上久隅) いてん在判

御やち

参る人と御申給へ

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」一三二五号文書ト同文ナリ)

○慰政死亡之後、一門親族共俱一心欲速定繼子、而訴之於 太守家久卿、卿亦慰政存生之際、既達上聞矣、今也何違慰政之情乎、慶長十六年辛亥三月廿四日、徵川上左近將監久辰・同姓彦左衛門尉久侶・同姓武藏守倍久・同姓日向守久政・同姓雅樂助久德於 官家、而使伊集院宮內少輔忠昭・伊勢兵部少輔貞昌達補慰政後嗣於久貞之令命、各頓首敬伏聞其高命至悅謝禮、以退去而後連統家督、實瀨兵衛尉久通子也、

○薩摩州內有稱中鄉之地、補其地頭職、而勤其任者有年矣、

○奉 太守命有武藏州江戶之際、繫病痾有床褥加療養、而藥餌不驗、寬永六年己巳九月十七日卒、享年三十八、法號來翁久西居士、

久次

千代房丸 彦十郎 母同、

○兄久貞受祖父久隅之讓為家督、故久次相統父久通

久通雖入家督之數、其家二男家也

○子孫記左、

忠助

新五郎 五郎左衛門 母同、

○伊集院半五郎之養子、

△久運

袈裟滿 彦三郎 上野介

○元和二年丙辰五月十七日誕生、母北鄉加賀三久養

女、實三久之家臣北鄉吉左衛門久延入道勝英之女、

○寬永元年着服、 太守家久公加冠之賜脇刀、號彦

三郎久運、

○正保四年十一月十三日、 太守光久公張行大追物

於武城王子村、而備

台覽、久運列射手、翌日登 營奉謁

將軍家、拜戴時服、

○承應三年・萬治二年、 光久公帰國、久運為禮使

二度如武都奉拜謁

將軍家、拜戴時服、

○轉補馬関田・穎娃・高山・飯野・高城高城郡等之地

頭職、

○寛文十一年辛亥九月五日死去、法號源心了本居士、

久知

滿龜 織部

○元和六年庚申八月十七日誕生、母同、

○元禄五年壬申三月二十九日死去、法名然翁以安居

士、

○無子孫、

久加

初忠尙 德壽 清三郎

○寛永五年戊辰五月五日誕生、母同、

○樹久加之家於三男家、

○寶永二年乙酉六月二十日死去、法名雪心宗好大

居士、號青峯院、

女子

○寛文十年庚戌四月四日誕生、母穎娃右京久友女、

親胤

彦次郎

○寶永四年丁亥七月二十九日誕生、母妾腹、

○父久加之嫡男八郎右衛門久富也、久富亂行以甚、

故家嫡久東蒙 恩免削世代、且竄琉球國屬島德島、

使親胤為祖父久加之後嗣、

大壽房

○寛永十年癸酉二月十八日誕生、母鎌田出雲政近女、

○寛永十七年庚辰正月十二日早世、法號權花童子、

女子

○入来院石見重頼妻、母同、

女子

○高崎藤五郎能冬妻、後離別、母同、

△久尙

滿鶴 彦太郎 上野

○寬永十九年壬午二月二十八日誕生、母同、

○承應二年正月十五日首服、 太守光久公加冠之賜

脇刀、伊勢兵部貞昭理髮、

○寬文十二年、補一番組頭、

○延寶三年二月十五日、補百引地頭職、

○寶永二年、勤吉田^日地頭職、

○寶永四年丁亥十一月十五日病死、法名脱心了解大

居士、號空華院、

△久東

初久知 滿鶴 孫三郎 久馬

○寬文元年辛丑十一月二十六日誕生、母樺山長門忠

重女、

○同十一年十二月朔日元服、 拾遺綱久公加冠之賜

脇刀、島津帶刀久元為理髮、

○寶永五年三月十三日、補五番組頭、

○同六年八月二十五日、賜日州吉田地頭職、

○同七年八月二十七日、勤寺社奉行役、

○正德三年三月二十五日、 太守吉貴公降 命曰、

於久東家免許代代嫡子實名用久字、二男以下之氏

族無恩免之家避久忠之字、可用親之字、肝屬兼柄

傳之、

女子

○比志島彦四郎國通妻、後離別、

久明

初久有 鶴千代 孫八

○寬文九年己酉閏十月十九日誕生、母同久東、

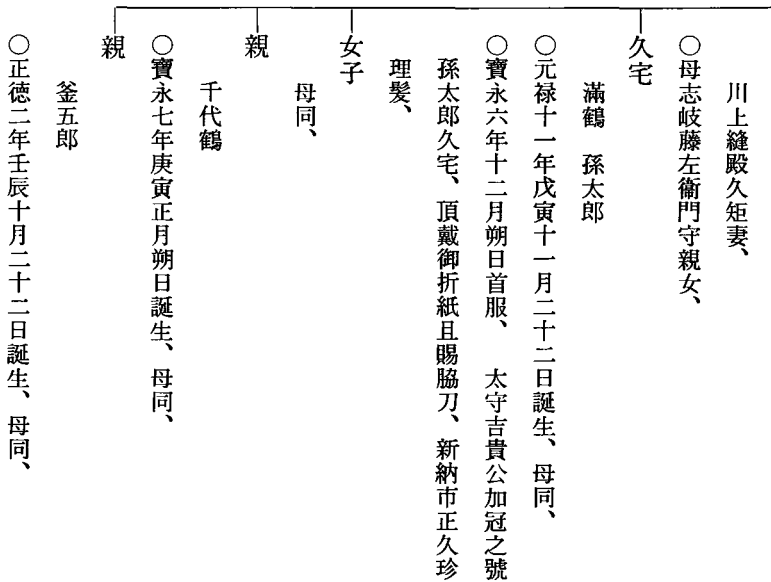
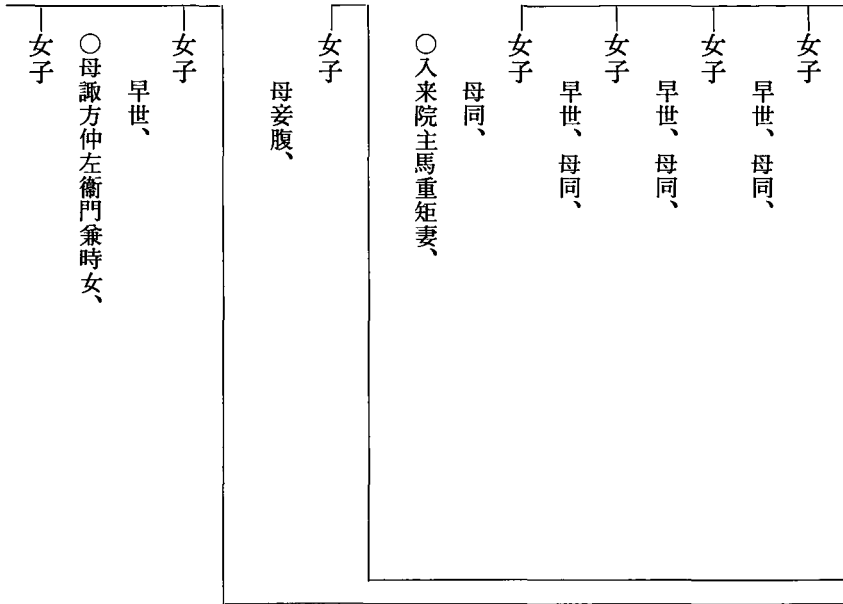
○延寶八年二月十五日、初奉謁 太守綱貴公、奉

獻御太刀一腰・御馬一匹^{白銀一枚}・二種一荷、

○久明樹家列寄合、

○正德三年五月六日、蒙久明嫡子代代用久之字、

二男以下可用親之字之 尊命、肝屬兼柄傳之、



(表紙)

川上氏

一流

第二

新編島津氏世錄支流系圖

川上氏庶流

川上因幡守忠村一流系圖

忠村

百法師 八郎三郎 因幡守

○忠村三代家嫡大夫判官家久之三男、五代上野介兼

久之弟也、

○二十二日死去不傳年月、法名伯室道仲、

久茂

又九郎

○法名慶室賀、

忠貴

初繼久 又七郎 八郎左衛門尉

○五月二十二日不詳年號死去、法名天實秀、

忠直

初忠眞 鹽太郎 八郎三郎 筑前守

○明應四年、補隅州帖佐地頭職領邊川村、因忠眞一

世以邊川為家號、

○大永六年十一月三日、忠眞屬島津八郎左衛門尉實

久、據帖佐本城新城叛 太守忠兼公、以故使島津

相模守忠良主治代之、

辰久

三郎 八郎二郎 式部少輔

○法名嘉叟道永、

○子孫記于他卷、

将久

鹽太郎 又七郎 筑前守

○法名江月泛湖、

忠辰

鹽太郎 又七郎 筑前守

○法名字山守文、

忠光

宮内太輔 出羽守

○剃髮禪衣入曹洞門、迨壯年為隅州吉田津友寺住持職、

○島津右馬頭忠將請 太守貴久公、令忠光還俗、勤

忠將之家老役、子孫延為家臣、

○慶長十七年壬子十一月二日死去、法名嶽松道壽、

○子孫記于他卷、

忠眞

鹽太郎 小次郎 治部少輔 筑前守

○奉事相模守忠良入道日新主、主卒去之後奉仕 太守貴

久公、元龜二年六月二十三日、公御病大漸、竟

逝于忠眞之膝上、

○法名重山受珍不傳死去年月日、

久信

鹽二郎 又七 藏人

○初入曹洞門、在住隅州吉田津友寺、

○島津左衛門歲久領吉田時、歲久受 太守貴久公

之嚴旨、使久信還俗、子孫延為家臣、

忠増

徳千代 作藏 右京亮

○天正十二年甲申十一月十日誕生、母薩州東郷土

関安房重親女、

○寛文十年庚戌二月朔日死、法名一顆忠圓居士、

忠

虎千代 早世、

女子

薩州東郷土鬼塚伊右衛門盛昭妻、

女子

島津安藝久雄家臣長田帶刀重尤妻、

○母禰寝安藝重張家臣田代兵右衛門助時女、

久善

徳千代 四右衛門

○元和九年癸亥七月三日誕生、母同、

○多病不家督、

○元禄四年辛未正月二十四日死、年六十、法名白岩

清玉居士、

久央

虎千代 弥太夫 伴右衛門 縫殿 主膳

○寛永五年戊辰三月九日誕生、母同、

○兄多病也、以故相続當家、

○元禄十四年辛巳十月二十九日死、年七十四、法

名長柏盛久庵主、

女子

同家臣本田正右衛門親豊妻、

○母同、

女子

薩州市来士兒玉仲兵衛利在妻、

○母同家臣禰寝舍人清盈女、

女子

同國市来士野田覚右衛門政豊妻、

○母同、

親常

忠直 忠供 作千代 半右衛門 縫殿 半右
衛門

○寛文八年戊申正月三日誕生、母同、

○正徳三年五月、當家自今以後避久忠之字、以親之字可用實名、川上七郎左衛門親芳受家嫡之令傳之、

○當家者 太守貴久公附屬金吾歲久之家臣也、以故正徳四年正月、嫡子代代如元用川上稱號、二男以下以安山可家號、宗家川上久馬・久東受命傳之、因庶族避川上家號改安山、

親房

久品 三之丞 半九郎 伊織 武左衛門
武太夫

○寛文十一年辛亥十月十七日誕生、母川上因幡

久國家臣加治木喜兵衛光俊女、

○島津左衛門久健家臣、

○正徳四年、受令避川上氏改安山、

親賢

傳次郎 筑兵衛 重之丞

○延寶六年戊午四月三日誕生、母同、

○正徳四年、與兄親房共改安山、

女子

○母同、家臣石塚藤右衛門家昌女、

親名

半九郎 武兵衛

○元禄九年丙子四月二十八日誕生、母同、

女子

○母同、家臣川島與左衛門友秀女、

親盈

忠栄 休弥 半之進 弥太夫

○元禄十四年辛巳七月二十四日誕生、母同、

女子

○母同、

忠通

德市 七郎左衛門 又左衛門

○文祿元年、朝鮮國役奉前 太守義久公命使彼國、

○轉補日州穆佐・松山・隅州牛根等之地頭職、勤御

使役今改用、
人役

○寬永八年、在番琉球國且監渡唐船之事、同十一年、

任充婦薩府、

○寬永二十年癸未十月五日死去、年七十三、法名雲

船宗白庵主、

久惟

千鶴 弥四郎

○濃州関原役從軍 太守義弘公、慶長五年庚子九

月十五日戰死、年二十五、

久通

千代犬 千三 治部左衛門

○天正七年己卯誕生、

○為土持若狹守利綱智養子、

女子

川上主殿助妻、

久通

千代犬 千三 治部左衛門

○為土持利綱之養子生一子、後兄久惟戰死無嗣、

故使一子相統土持家、久通復本姓為久惟之後嗣、

○正保二年乙酉九月朔日死、法名日音順高上座、

久延

龜千代 喜兵衛

○慶長七年壬寅誕生、母土持若狹守利綱女、

○貞享二年乙丑二月十九日死、年八十四、法名烟

山春霞居士、

女子

伊藤孫兵衛祐貞妻、

久辰

彦千代 利右衛門

○慶長十七年壬子誕生、母同、

○延寶四年丙辰七月十五日死、年六十五、

親純

初幸張 又久記 菊太郎 治兵衛 治左衛門

○寛文元年辛丑閏八月二十三日誕生、母日州穆

佐士小山田太左衛門女、

○正徳二年四月三日、親純為嗣子相続當家、實

日州穆佐士久木山早左衛門幸舊入道頼慶之子

也、

親方

初久建 早吉 治右衛門 五右衛門 利右衛門

○延寶八年庚申八月十二日誕生、母日州穆佐士

市来藤五兵衛女、

平吉

早世、

○母同、

女子

○母同、

女子

○母日州高岡士田尻九郎兵衛安通女、

治十郎

早世、

○母同、

親豊

彦千代

○正徳三年癸巳六月三日誕生、母同、

久健

初久像 大十郎 千助 利左衛門 藤兵衛

○寬永十四年丁丑十二月二十五日誕生、母養祖父久通之女、

○初為川上後藤兵衛忠清之智養子生一男子後、去彼家為久延之養子、實伊藤孫兵衛祐貞二男也、

○寶永五年戊子閏正月二日死、法名月峯清心居士、

親邦

初久寬 千之助 治部右衛門 喜兵衛

○延寶八年庚申五月十七日誕生、母平瀨百助武辰

女、

女子

伊藤弥右衛門祐允妻、

○母同、

親央

初久儔 孫四郎 獨樂 平右衛門

○貞享三年丙寅九月六日誕生、母同、

女子

平野民部左衛門友香妻、

○母同、

親位

初忠能 八郎次郎 懌齋

○元祿五年壬申十月四日誕生、母同、

親門

龜千代 孫四郎

○正徳元年辛卯十二月二十二日誕生、母町田才庵

俊方女、

女子

○母遠武庄右衛門重年女、

女子

川上彦三郎忠明妻、

忠盛

虎千代 七郎次郎

○慶長十二年丁未誕生、母長野助左衛門祐明女、

○寛永十九年壬午五月十二日死、年三十六、法名然

宗龍廓居士、

忠利

菊千代 三十郎 十左衛門

○兄忠盛之養子、

忠利

菊千代 三十郎 十左衛門

○慶長十六年辛亥誕生、母同忠盛、

○兄忠盛無實子、故為嗣子、

○補薩州久志秋日地頭職、

○勤兵具奉行、

○明暦元年乙未七月四日死、年四十四、法名心安徹

居士、

女子

折田八右衛門常両妻、

忠暁

菊千代 久次郎 仁右衛門

○慶安元年戊子十月五日誕生、母山之内勘兵衛種正

女、

○忠暁列犬追物射手稽古、

○轉補隅州踊・日州馬関田等地頭職、

○天和三年癸亥四月七日死、年三十六、法名用心常

光居士、

親房

初久峯 又千代 十兵衛

○慶安五年壬辰正月十二日誕生、母同、

女子

有川久右衛門貞信妻、

○母同、

親宗

善次郎

○元祿十二年己卯三月晦日誕生、母島津内記久貫家
臣長友太右衛門女、

女子

○母同、

忠長

徳市 七郎次郎

○寛文九年己酉三月十四日誕生、母鎌田太郎右衛門
正栄女、

女子

折田八與左衛門常貞妻、

親芳

鹽太郎 七郎左衛門

○元祿十年丁丑八月十四日誕生、母佐多六右衛門忠
貫女、

○是家至嫡子初 御目見家督等賀儀、奉獻御太刀、
且勤小番、

○正徳三年四月三日、家嫡久馬・久東傳 命曰、川
上氏二男以下無免許家者、避久忠字可用親之字、
因以親之字為實名、庶族皆倣之、

女子

○母同、

川上氏支流系圖第三

忠頼

犬二郎 三郎二郎 左京亮 能登守

○五代上野守兼久二男也、

○賜小川廿五町・覺島之内伊志木共五十五町領知者也、

○法號功外道忠、
『初イ』

忠寔
『種イ』

都藤丸 三郎次郎 左馬頭 彈正少弼

○賜伊集院竹山・寔島郡本領知、居于隅州小川也、

忠徳

房太郎 ○法號龍屋明泉、

忠景

犬二郎 弥三郎 大炊助

忠克

彦満丸 三郎五郎 弥左衛門尉 能登守

○領知竹山・郡本、

○永正十七年十二月七日死、法名淨圓、

『久克イ』『季イ』
忠秀

泰平丸 孫三郎 ○居住于筑前也、

女子

島津伊豫守妻、

『秀祐イ』
忠塞

都藤丸 又九郎 能登守

秀壽

龜菊丸 日尊坊

菊房丸

律佐僧 ○於牛濱戰死、

龍童丸

又九郎

忠載

又左衛門

龍童丸

忠弘 又六

安德丸

○天正四年丙子六月廿

八日、

忠慶

能登守 左馬頭

○日州鹿口之為宰、移居于夫地也、

○天正十五年丁亥之夏、羽柴美濃守秀長卿領數十
万騎來、入日州於手裏之時、當家文書悉以損失者
也、

○三月十一日死去、

女子

清水之士野田萬左衛門妻、

久昌

久侶 軍七 勘兵衛

○元和八年壬戌十二月二十六日死、法名寶山上珍、

○移居于隅州内之浦、後為同國大始良士、

忠安

豐千代 勘右衛門

○慶長十年己巳六月十四日誕生、

○延寶九年辛酉正月十三日死、法名龍泉道活、
喜左衛門

○元和二年丙辰三月二日誕生、

○大始良士有島吉左衛門信正養子、

久當

吉松 藏人 勘右衛門

○寬永十二年乙亥三月九日誕生、母大始良士園田十
右衛門義安女、

久知

菊千代 佐兵衛 清右衛門

○寬永十五年戊寅二月八日誕生、母同、

○寶永元年甲申十一月十一日死、法名直心自入、

○子孫大始良士、

久次

豐千代 兵左衛門

○寬永十七年庚辰五月四日誕生、母同、

○大始良士川野喜兵衛通為養子、
女子

大始良士長田吉兵衛良伴妻、
○母同、

女子

大始良士内山次郎右衛門金澄妻、

○母蒲生清兵衛所屬桂木工助忠辰之士女、

親平

初久柄 久兼 甚平 狩野 六兵衛

○延寶三年乙卯十月三日誕生、母同、

親元

初久道 孫市

○元祿十二年己卯二月十五日誕生、母大始良士長島

喜右衛門重興女、

女子

久澄

勘次 休兵衛

○寛文元年辛丑二月二十二日誕生、母高山士兒玉領
右衛門女、

○寶永三年丙戌七月十七日死、法名義山宗節、

久宅

兵次 平内 甚右衛門

○寛文九年己酉正月四日誕生、母大始良士中馬内記
女、

○大始良士湯田藏之丞重春養子、

親方

初久孟 千壽 軍助 孝右衛門

○延寶四年丙辰二月十七日誕生、母始良士松山助

右衛門女、

○大始良士、

久教

次助

○貞享四年丁卯十一月十八日誕生、母同、
○為僧名祖淳、

親愛

勤次

○元禄十二年己卯二月二十一日誕生、母始良士安田

戸右衛門義知女、

○大始良士湯田甚右衛門重直養子、

女子

親安

千次郎

○寶永五年戊子六月二十四日誕生、母同、

親常

初久包 久伯 孫之進 休右衛門

○元禄五年壬申四月晦日誕生、母大始良士池田諸右

衛門光端女、

○正徳三年三月、宗家久馬・久東傳曰、當家避久忠
之字可用親之字、是命、因以親之字為實名、

女子

女子

忠塞

都々太丸 又八郎 三郎二郎 左近將監

○五代上野守兼久三男也、

○賜久志木野三十町、

○法號運叟道和、

栄久

虎徳丸 又八郎 掃部助 信濃守

○串木野・河邊・市来地頭、

○永正十一年十二月二十六日死去、法號津源道傳、

忠豊

彦三郎

○上野守公久子虎犬丸早世、依無世子為猶子連統家
統者也、

忠興

左京亮 信濃守

○上野守忠克者屬島津八郎左衛門尉實久、為市來
・申木野之地頭、居申木野矣、

○天文八年、貴久主襲市來、忽陷平城為陣營攻
本城、本城雖堅漸滅其勢、於茲乎與上野守忠克
謀而攜忠克之嫡男虎德丸、請獻申木野屬 貴久
主之旗下、而既成矣、由是當家無恙連統者也、
○忠興雖忠塞之三男、兄忠豐為家嫡上野介公久之
猶子、相統嫡家、因之以忠興准當家之二男、

翌久

若狹守 備前守 入道大心、

○初奉事 日新公、

○補日州本城地頭職、

○慶長元年丙申八月七日死、年七十七、法名月

盈大心居士、

女子二人 康久妻、
透川妻、

範久

虎菊 十郎次郎

○母稻留丹後守、

○天正六年、戰死日州石城、年二十六、法名定

心善規居士、

女子

仁禮佐渡守妻、母同、

宮内少輔

○母同、

○肥後宮内少輔養子、

直久

掃部助

○母同、

○文祿元年、朝鮮國役勞軍務、

○寛永十一年甲戌三月十四日死、法名潔山常英居士、

女子

山田主計有高妻、

女子

別府式部左衛門忠長妻、

久音

三左衛門

○直久無嗣、以故為後嗣、實山田主計有高二男、

○寶永二年乙酉十一月二十七日死、年七十七、法名大道心源居士、

久連

吉松 岩右衛門

○寛文五年乙巳五月十二日誕生、母伊地知少右

衛門重次女、

○寶永二年乙酉八月四日死、年四十一、法名秋岳良仲居士、

女子

長友勘左衛門妻、早世、

親賢

久賢 權右衛門 三左衛門

○延寶七年己未八月二十五日誕生、母黒木主税女、

○久音無嗣子、因相統當家、實三原字右衛門重頼三男、

久晴

虎菊 源十郎 權兵衛

○母飛松左京亮女、

○朝鮮國役扈從 義弘公屢勞軍務、

○久晴去加世田移覺府、時樺山美濃守久高補薩州出水地頭職、久晴從之移出水、子孫延為出水士、

○元和元年辛酉三月二十三日死、年四十一、法名心圓了觀居士、

女子

仁禮右京亮妻、

○母本田仲兵衛尉女、

久秀

虎菊 源十郎 權兵衛

○母同、

○延寶二年甲寅九月五日死、年七十四、法名孝

山守忠居士、

宗弘

九左衛門

○母同、

○池袋兵部左衛門宗高養子、

親茂

兵右衛門

○母同、

○高岡士本田兵右衛門養子、

女子

稅所宮内篤喜妻、母伊牟田丹波女、

○寶永八年辛未十月五日誕生、母同、

久長

虎菊 源十郎 清右衛門

○寬永八年辛未十月五日誕生、母同、

○寶永二年乙酉十月二十四日死、年七十五、法

名青雲一山居士、

久友

虎松 十左衛門

○母同、

○正徳元年辛卯十月十八日死、法名潔心良英居士、

女子

薩州高尾野士吉行彦七則名妻、

○母高尾野士土岐三郎右衛門頼堯女、

親由

久富 虎千代 久兵衛 清右衛門

○寛文五年乙巳十二月二十四日誕生、母同、

○正徳三年、依家嫡久馬・久東之令、以親字為

實名、

女子

薩州高尾野士柏木文七綱次妻、

○母同、

親合

十右衛門 十兵衛

○貞享元年甲子十月二十七日誕生、母同、

女子

○母薩州野田土堀六弥太女、

女子

○母同、

親庸

権八

○寶永四年丁亥十一月七日誕生、母同、

忠智

又七 左京亮 三河守 齋名肱枕、

○轉補隅州栗野・馬越・蒲生等地頭職、且任御家

老職、

○扈從 太守義弘公、於自國他方屢勞軍務、

○慶長十二年丁未三月十四日死、法名不落好雪庵

主、

忠里

右衛門佐 齋名盲虎臨老變眼失明、因自名盲虎

久智

助八 休右衛門

○實參河守忠知之三男也、為後嗣相統當家、

○文祿元年三月、太守義弘公軍朝鮮國、久智

供奉、

○慶長三年、久智奉 命為永奉城主守之、軍功

屢多、

○法名罷雲常休居士、

久之

助八 休右衛門

○法名昌山盛繁庵主、

女子

柏原弥太右衛門公衛妻、

○母佐多六郎兵衛忠利女、

女子

佐多六郎兵衛久賢妻、

○母同、

久峯

久重 虎徳 助八 休右衛門

○寛永四年丁卯十月十九日誕生、母同、

○元祿八年乙亥二月七日死、法名久皇全長居士、

女子

初東郷源七郎重元妻、後為坂本八右衛門正直妻、

○母東郷肥前重方女、

女子

○奉事 太守綱貴公勤御局、

親浄

久浄 千松 千助 長右衛門

○慶安五年壬辰六月八日誕生、母島津左衛門久

竹家臣本田越中親良女、

○為嗣子連統當家、實同氏助之進久盛三男、

○是家獻御太刀、勤小番、

女子

○母妾、

女子

早世、

○母春成兵庫助久正女、

忠堅

初久堅 助七 左京亮

○永祿元年戊午誕生、母同、

○忠堅攻城野戰其功多、就中天正十二年三月二十

四日、軍肥前國島原討龍造寺山城守隆信得其首、

○天正十四年七月六日、戰死筑後國鷹取城、年二

十九、法名緣勢好因居士、

忠兄

久三 大炊助 四郎兵衛 齋名青糠、

○永祿四年辛酉誕生、母同、

○忠兄初為內小野寺役小角徒在隅州 桑原郡吉松郷住侶之養子、

時 忠平公後稱 守義弘公太命忠兄、辭彼家復本家、

賜采地自樹一家、

○忠兄浴雨梳風攻城野戰甲于衆、朝鮮國役亦不

少其功、

○父忠智者 義弘公家老職、及致仕 公使忠兄

代父補家老職、

○轉補日州三山今改 小林・薩州樋脇・同羽月・同吉

田等地頭職、

○慶長五年庚子九月十五日、濃州関之原合戰之

時、味方之軍已敗、丁欲退去之時、雲霞大敵

競來、于時有家臣柏田源藤者、持鐵炮向魁之

將發焉、其鐵丸中大將立落於馬、由是大軍救

其一將無逼來者、得其間隙各遁虎口退去者也、
後聞、一將者井伊兵部少輔直政也、

○元和八年戊戌三月二十三日、死去隅州帖佐、
年六十三、法名淨翁元清居士、

久智

助八 休右衛門

○母同、

○叔父右衛門忠里之養子、

久恒

大炊助 佐渡

○母伊地知但馬女、

○久恒稟性凶惡也、雖繼父之後無幾背法被誅、

久親

千代松 四郎兵衛

○母養田氏、

○坐父之事配流隅州屋久島、死彼地竟絕其後、

女子

川上與左衛門久信妻、

○母同、

忠盈

忠眞 又三 四郎兵衛 五兵衛

○母有馬丹波純盛女、

○慶長十一年丙午誕生、

○寛文十二年壬子十月二十一日死、年六十七、

法名瑞岩清雪居士、

久包

久倫 久與 千代徳 助三郎 四郎右衛

門 齋名卜幽、

○慶長十五年庚戌十月二十日誕生、母同、

○奉 太守家久公之嚴旨、仕于北郷式部太輔

忠直為家臣、子孫延住日州都城、

○元祿三年庚午十二月二十二日死、年八十一、

法名陽山常青居士、

久武

千代房 助五郎 治部左衛門

○元和二年丙辰誕生、母同、

○奉 太守家久公之命、事于島津玄蕃頭忠

紀竟為家臣、子孫住隅州垂水、

○慶安五年壬辰五月二十四日死、法名樹屋

長松居士、

久浪

六大夫

○元和二年丙辰正月二日誕生、母同家臣大

田對馬貞悅女、

○為後嗣相統當家、實同家臣重田新右衛門

正利嫡男、

○延寶七年己未正月十日死、法名機運玄箭

居士、

忠孫

甚右衛門

○寛永十九年丙子四月二十八日誕生、母同

家臣長瀬八右衛門兼用女、

○貞享元年甲子七月十五日死、法名夏雲涼

山、

女子

同家臣伊集院覺左衛門久生妻、

○母同、

親節

久序 弥八 正右衛門

○慶安三年庚寅八月朔日誕生、母同、

○受令避川上家號改安山、

女子

同家臣川崎条右衛門良秋妻、

○母同、

忠門

善助

○萬治三年庚子十月二十三日誕生、母同家臣

川上助左衛門忠鎮女、

○延寶三年乙卯十月二十五日死、法名玄翁宗
頓、

親村

忠陳 新四郎 孝右衛門

○寛文九年己酉三月朔日誕生、母同、

○兄無嗣、因相続當家、

○當家 家久公附屬玄蕃頭忠紀、以故正徳四

年正月、宗家久馬・久東傳 命曰、是家嫡

子代代如元用川上稱號、且以親字可實名、

二男以下家宜為安山稱號、因庶族避川上氏

以安山為家號、

女子

北郷家臣北郷民部左衛門久重妻、

○母同家臣佐藤九郎兵衛三隆女、

親雄

久隆 久景 武千代 藤兵衛 彦兵衛

太郎左衛門

○慶安元年戊子五月四日誕生、母同、

女子

北郷家臣北郷孫太郎忠充妻、

○母同家臣乙守八郎兵衛頼意女、

親房

忠澄 四郎 助一 官左衛門

○天和元年辛酉十月六日誕生、母同、

親郷

忠雄 弥五七 五郎兵衛 宗太夫

○貞享三年丙寅十一月晦日誕生、母同、

○受家嫡之令、避川上之號、以安山為家號、
兼武

久明 助九郎 伴兵衛

○元祿二年己巳四月十五日誕生、母同、

○同家臣津曲彈兵衛兼仲後嗣、

女子

○母同家臣西牟田茂左衛門武清女、

親常

忠量 助市

○寶永三年丙戌十月二十二日誕生、母同家臣高

松孫右衛門隆屋女、

女子

○母同、

親昌

助四郎

○正徳三年癸巳五月二十五日誕生、母同、受家
嫡之令冒安山氏、

親昌

忠篤 忠諸 式部卿 翁助 五郎左衛門

新兵衛 采女 仁兵衛

○正保四年丁亥四月六日誕生、母島津兵庫忠朗

家臣白坂將監篤元女、

○養子、實兵庫忠朗家臣曾木新左衛門重知三男、

○寛文六年二月、拜謁 太守光久公、奉獻御太

刀・青銅、

忠通

千松 五兵衛 仲左衛門

○寛文九年己酉十二月朔日誕生、母伊集院宮内

忠鎮女、

○天和三年十月三日、進獻御太刀・青銅、且勤

小番、當家之家例也、

○寶永元年甲申七月十六日死、法名機宗了前居

士、

家武

次平 傳八 茂左衛門

○延寶元年癸丑七月二十日誕生、母同、

○市采榮右衛門家商養子、

女子

鎌田彦左衛門政盛妻、

○母同、

女子

財部傳五左衛門盛尚妻、

○母同、

女子

和田長左衛門助員妻、

○母加世田七右衛門景定女、

忠洪

千松 早世、

○母同、

親眞

忠記 次右衛門 仲左衛門

○元禄十年丁丑十一月七日誕生、母同、

○正徳元年十二月二十八日、奉獻御太刀・青銅、

親方

次平 甚助

○元禄十五年壬午五月九日誕生、母同、

久林

助七 左京

○天正四年丙子五月二十一日誕生、母園田筑後實

祐女、

○補薩州高城地頭職、

○朝鮮國役扈從 太守義弘公、

女子

榊山安藝久守妻、

○母新納刑部太輔忠堯女、

久如

千徳 助七

○慶長十一年誕生、母同、

○轉補薩州高城・隅州踊等地頭職、

○寛永八年辛未十月六日死、法名梅林宗香、

女子

龜山又兵衛久儀妻、

○母同、

久盛

千壽 助兵衛 攝津介 助進

○慶長十九年甲寅二月十七日誕生、母同、

○兄久如死去、嫡男久處幼若也、因使久盛為家

督代補踊地頭職、

○寛永十六年、久盛辭踊地頭職、讓于久處、

○元禄十四年辛巳十月二十二日死、法名昌岩盛

繁、

親基

久基 千熊 長七 助進

○寛永二十一年甲申十月二十二日誕生、母島津左

衛門久竹家臣本田越中親良女、

久胤

虎菊 長助 源太左衛門

○慶安二年己丑十一月十四日誕生、母同、

○寶永元年甲申十二月二十二日死、法名活山惠眼、

親淨

久淨 千松 千助 長右衛門

○慶安五年壬辰六月八日誕生、母同、

○川上休右衛門久峯後嗣、

久處

久通 千德 助六 左京

○寬永六年己巳八月二十六日誕生、母市來備前家

繁女、

○同十六年、久處元服、 太守光久公加冠之、川

上因幡久國為理髮、

○轉補隅州踊・同國日當山・薩州大村等地頭職、

○勤兵具奉行、

○正保三年十一月十三日、張行犬追物武州王子村、

備

將軍家台覽、久處勤射手、其後射手輩登 玉城

奉拝謁

將軍家及 大納言家綱公、各賜時服、久處在其

列、

○寶永元年甲申八月三日死、年七十六、法名山月

心海、

親毘

久毘 千德 又右衛門 左京

○承應三年甲午十一月二十六日誕生、母岩切六右

衛門信充女、

○寬文五年、久毘登 城首服、 太守光久公加冠

之、理髮島津圖書久竹、

因家嫡令避久忠字以親之字為實名、氏族皆從之、

久得

千松 助次郎

○萬治元年戊戌十月二十三日誕生、

○貞享五年、没死攝州尼崎海上、法名心空了脱、

久近

千鶴 三右衛門

○萬治四年辛丑三月二十六日誕生、

○延寶五年丁巳二月二十五日死、法名靈室高雲、

親茂

千之丞

○元祿十年丁丑正月十二日誕生、母薩州伊作土有馬半右衛門女、

女子

○母長田佐左衛門良長女、

親道

久道 千徳 助六

○延寶八年庚申八月朔日誕生、母土岐新兵衛頼行女、

○元祿三年、奉 太守綱貴公命減當家例、止 太

守之加冠、以故親道頼肝属主殿久兼首服、其後

親道登 城献上天井折三合・樽一荷及御太刀一

腰、奉謝元服之儀、乃賜御脇指、

○是家勤小番之家例也、

親命

久命 千次郎 唯右衛門

○天和三年癸亥十二月九日誕生、

女子

○母本田休右衛門親房女、

道堯

○道堯病身也、以故不家督、

忠克

又九郎 上野介 齋名意鈞、

○素補申木野之郡主職、而居住于申木野矣、前 太

守勝久誅川上大和守、又欲罰上野介忠克、於爰島

津八郎左衛門尉實久發兵向取忠克、入申木野城、

其故者實久後之室者忠克之第二女也、設女子二人

男子一人、是以實久救忠克之急難也、天文八年己

亥閏六月十七日、 島津三郎左衛門尉實久率師旅

襲市來、而忽陷平城、雖然本城之守兵、據其固畫夜不怠、亘數月之際、實久之三第中務少輔市來之守將而遂戰死滅勢矣、且八月四日、島津右馬頭忠將為將進湯田口、構陣營於本城擲手絕城裏之通融、由是窮困日增胥加也、於茲忠克遂慮實久之不可勝、而同廿八日之曉天、使福島筑後告 貴久主曰、吾屈實久之旗下可終身而今也、謹請、獻申木野教息男虎德丸屬旗下、容之誠以榮幸也、 貴久主忽以許諾、以故福島筑後先攜篠原氏之幼童往為質、而後同姓信濃守忠興攜虎德丸到于市來謁于日新翁 貴久主、同廿九日、市來本城守兵島津越前守・新納常陸守等不得支、而請通路免逃去矣、忠克亦去申木野從實久者也、

川上因權守久國自作之文也
 ○實久之勢既滅、貴久主丁為守護行國政之時、所配流忠克於飯島屈居海陬者三年矣、漸得天運之幸、以蒙恩免見 貴久主為旗下矣、其後補家老之大任也、

○法名領院、

忠賴

虎德 源三郎

○先是天文八年、島津八郎左衛門尉實久之勢漸滅、

因茲我之家亦危宛如風燈、當此時也慈父忠克窺得勝敗幾、與叔父信濃守忠興俱擬評議、而非當獻申木野於 貴久主、使忠賴屬旗下、以故當家無事至今日矣、世人亦云當家中興之籌策也、

右同
 ○貴久主為守護之後、令忠賴為谷山本城之主宰、且賜中村者也、

○十九歲而早世、法號花翁、

女子

桑波田正雲妻、正雲子右馬佐有其子、福昌寺全珠奪叟和尚也、

女子

島津八郎左衛門實久後妻、女子二人、男子左近

大夫久兼、

久朗

左近將監

川上因權守久國自作之文也

○忠頼早世、依無世子久朗継家督、

右同

○天文廿二年、太守義久主命久朗欲任家老職、此

時久朗十八歲也、争領重職乎、雖再三辭之不蒙赦

命、於爰詣福昌寺、因喜冠和尚令堅辭之、然 貴久

主渡御福昌寺嚴命及再往、故無所辭而令領諾者也、

右同

○永祿四年五月十四日、肝付省釣(兼統)忍取廻之城自居住、

六月廿三日、 貴久主・義久主著陳大牟禮、馬立

者島津右馬頭忠將、竹原山撰勇士籠之、然肝付軍

士為救主之危急多勢競懸、丁陷竹原山之時、忠將

發馬立救之、即遂戰死訖、敵迎取省釣、乘勝利勢

寄來大牟禮麓、久朗取七尺三寸大太刀、挑戰瀧間

越後・河野玄番持鎗防戰、越後左指四被切拂鎗先

落地、引載左腕突合、敵頓引退、久朗謂兩君曰、

二人拳働無類、殊越後勇猛可謂前代未聞也、越後

・玄番江可被行動賞、雖為諫言此時公領相迫、故

不及勤賞也、於爰久朗私領之内帖佐道場窪一町之

門與越後、谷山中村内月白毛之門與玄蕃經多年、

京檢地之時自兩人久辰江所返附者也、

川上因權守久國自作之文也

○弘治元年正月之比、蒲生何某・菱刈大膳・渋谷當

五家之族一味與同、對 太守方構矛楯、依之 貴

久主・義久主住居吉田城、同正月廿三日北村寨番

主發使節謂曰、獻我北村楯、以可屬幕下、廿三夜

可举烽火、當其期可被發官軍云云、如約期我軍北

村之城戸口江押寄所、敵伏兵揚鯨波圍我軍、破之

引退所入來勇士寺尾左衛門名乘取鎗突懸、久朗持

長刀挑戰、寺尾鎗久朗長刀柄中鎗尖折留、寺尾鎗

柄久朗長刀切跡有之(慶安三年、左衛門孫内、

川上因權守久國自作之文也

○相良修理大夫義陽為救菱刈大膳大口城籠衆、 貴

久主・義久主馬越有同座、永祿十一年戊辰正月廿

日、求麻手勢三千餘、自大口城打出設備窺機、馬

越諸將見之、敵偶出城外者不幸乎、忽遂合戰可決

雌雄云、義久主・忠平主許之、然貴久主召久朗曰、敵廻籌策可出張、味方無評議日方不考、今日之出勢不為甘心有嚴命、義久主已出城門、久朗伸貴久主之命、伊集院右衛門大夫忠棟瞋目勵聲曰、先驅之勢敵間已近、無後軍者難逃、不性成人者被停置、早速可有御出馬云、久朗曰、不性成人者指某被仰哉、於今日者參會隨分可致合戰、義久主馬廻步隨之、敵見御旗解鎧右袖、與僕揚凱歌競來我先手之勢失利敗北、義久主進馬欲懸、久朗謂近臣曰、勢轡如本城可令打入、某返合可死闘向敵、忠平主同返向敵、義久主下馬步以為殿、敵方別符安藝金鹿角為打赤熊著冑進先鋒、織田八郎右衛門・内田傳右衛門・園田日蓮・的場後藤・丸目藏人爭先三十許突懸、久朗捕鎌鍬勳勇氣盡筋力挑戰、忠平主窮養田術放矢、敵數輩中矢、久朗陪臣福島筑後元來勢兵也、番大鎗射之、安藝中冑眉間倒伏、西郷新八打死、大迫郷右衛門被切左

臂、久朗被疵者七个所、依此戰、兩君無志本城打入、敵為除安藝騷動、得其隙久朗肩如本城遯入、久朗歸宿覺島、兩君使比志島宮内少輔所感軍功久朗謹拜謝、又曰、忠棟所遂合戰乎否問、宮内少輔曾不為見聞云云、久朗於將前堅申合間定可為合戰云、二月三日隕命、于時三十三歲也、法號隨岳良順、
〔川上因幡守久國自作之文也〕
○其年孟蘭盆、伯圍主渡御久辰私宅、祭亡靈有連歌發句、
トケシ名ヨ入テノ後モ秋ノ月
被遊下誠施遺榮者也、
〔右同〕
○菱刈至治平、義久主命新納刑部太輔忠元建立寺大口籠、號兵順庵、為久朗菩提寺、寺社領欠落之時此寺廢却、
〔川上因幡守久國自作之文也〕
○久朗稱懸命之賞下大隅之内高城村十二町被充行訖、〔右同〕
○三州有支配、其配分不正而不若前代乎、一首有落書、

久朗イキテ今マテアルナラハ

ヒイキ配當アラシ世中

舜麟

廣齋寺住持、

忠繼

右京亮

○永祿四年七月十二日、島津右馬頭忠將戰死福山、

忠繼亦從之遂戰死、

○忠繼忠克之四男也、雖然宗兄忠賴早世、故仲兄

久朗為嗣、其弟亦為僧、因以忠繼之家樹于忠克

之二男家、

○法名忠心長繼居士、

久譽

大乘院住持、

○大乘院自伊集院覺府小城權現之麓引、後今之大

乘院引、此寺之開山是也、

源七郎

早世、

久侶

源五郎 兵部少輔

○叔父源七郎無嗣、以故為後子、實同氏久朗之

六男也、

○補隅州櫻島地頭職、

○文祿四年乙未三月十六日死、法名心月清圓居

士、

久信

與三郎 與左衛門

○母村田右衛門經平女、

○慶安元年戊子正月二十一日死、法名固法常堅

居士、

源四郎

○正保四年丁亥四月十九日早世、法名宗安禪定

門、

女子

川越新左衛門重昌妻、

○母川上四郎兵衛忠兄女、

女子

村田與左衛門妻、早世、

○母同、

久時

源五郎 又右衛門 掃部 八右衛門

○母同、

○寛永七年、久時為市來八左衛門家時養子、

久行

源五郎 與右衛門

○寛永四年丁卯六月十二日誕生、母同、

○寶永元年甲申十一月十九日死、年七十八、法

名自徳茂仙居士、

女子

三原次郎左衛門重義妻、

○母黒葛原周右衛門忠清女、

久本

七左衛門

○寛永十三年丙子十月十八日誕生、母薩州加世

田土鮫島三郎兵衛信次女、

○久行無實子、因為養子、實薩州久志士小原宗

兵衛家時嫡子、

○寶永二年乙酉八月十一日死、年七十、法名實

精了如居士、

親商

久辰 源弥左衛門 與左衛門

○延寶二年甲寅正月十八日誕生、母久志士吉見

主税種茂女、

女子

岩城甚八重舊妻、

○父久本爲筆司職奉事琉球國大島代官所、於是所産之女子也、其後久本奉訴之、女子去大島來覺府、

親春

久儔 弥七

○元禄十年丁丑二月三日誕生、母日高喜兵衛盛三女、

女子

○母同、

女子

○母同、

親純

平六

○正徳二年壬辰十月十九日誕生、母同、

久昭

彦七郎

○戰死于日州福島、法名心学宗傳、

久晴

彦七郎 右京 伊豫 入道久晴、

○久昭無嗣因為後嗣、實川上九郎左衛門久光三男、

○轉補隅州内浦・同國小根占・日州野尻等地頭職、

○慶安三年庚寅閏十月十四日死、年八十八、法名

大宗常鑑居士、

久高

彦七郎 作左衛門

○母川村七郎左衛門女、

○寛永十二年乙亥正月十八日死、法名の叟休端居士、

久

次郎兵衛

○吉田治部左衛門清次養子、

女子

相良舍人妻、

女子

平田藤右衛門宗則妻、

久昌

彦七郎 右京 入道久賀、

○慶長十三年癸丑三月二十三日誕生、母川上上野

久隅入道慰政女所産妾腹之女子也、

○補吟味役、

○轉任隅州本城・日州倉岡等地頭職、

○元禄七年甲戌十月七日死、年八十二、法名節心

英忠居士、

貞知

彦八郎 仁右衛門 入道宗心、

○母妾腹、

○島津玄蕃久治家臣濱田九右衛門養子、

女子

相良甚左衛門妻、

○母妾腹、

久敬

初萬久里 久寛 彦右衛門 五郎右衛門 右

京 入道久岩、

○寛永十二年乙亥正月九日誕生、母西田氏、當家

代代至初 御目見及家督之儀、奉獻御太刀且勤

小番、是家例也、

○延寶九年、補奏者役、

○轉補薩州河邊郡山田・同國薩摩郡百次等地頭職、

○元禄五年、在番琉球國、

○寶永七年庚寅閏八月十四日死、法名融山青松居

士、

女子

中江八右衛門員晴妻、

女子

肥後長左衛門盛常妻、

○母隅州國府士曾山佐左衛門女、

滿千代

早世、

○母同、

親胤

久有 久通 久文 彦七郎 納右衛門

○延寶四年丙辰六月三日誕生、母同、

○元祿二年二月、初奉謁 太守綱貴公、奉獻御太

刀・青銅、

○勤物頭役、

女子

肥後主膳妻、

○母同、

親武

久峯 平八 五兵衛

○元祿元年戊辰七月十七日誕生、母入田次左衛

門頼直女、

女子

○母愛甲次右衛門兼堅女、

女子

○母隅州國府士服部孝左衛門宗房女、

親

清次郎

○寶永四年丁亥五月十七日誕生、母同、

親

善八

○正徳三年癸巳二月十九日誕生、母同、

女子

樺山兵部太夫忠助妻、

○母阿多大炊助久鎮女、

久辰

徳三 源三郎 左近將監 齋名意船、

○母阿多大炊助女、

(貼紙)

永禄二年己未ノ生ナリ
久朗戰死ノ時廿歳也

○川上因幡守久國自作之文也

○徳三丸九歳離父、義久主恵孤者懇切至當也、且

復稱忠臣之子、正月元旦、不混諸士久辰一人賞之

觀乎、

○天正元年九月、著陳下大隅咲花平、源三郎久辰十

右同

三歳、初出陳勵軍務、

○天正六年、日州殘黨榑籠石之城、義久主發多勢

右同

攻之、久辰向大手之城戸、敵降矢石者如雨脚、野

呂與助撞楯助主、已欲合鐘刻鐘持未來、依之與助

奪捕敗北之味方鐘献久辰、以之遂合戰、顯娃左馬

助・梅北宮内左衛門為同列也、

○天正八年十月十五日、責肥後矢崎之城、久辰遂合

川上因幡守久國自作之文也

戰、佐多宮内少輔忠増・河野郷兵衛通政立合也、

右同
○文禄元年、

秀吉公征罰朝鮮、四月、義弘主・久保主駕藤鱧

渡釜山浦、已赴都城三州之諸將私船私粮故、後其

期者多矣、久辰五月渡海、即赴王畿纔六十人、經

廿日行程已過半途、六月十五日、攀深山峻嶺、然

敵数千競來降矢石者如雨脚、我卒束手防戰、于時

急雨降而火繩皆消滅、因茲敵得勢近進放矢、久保

城助・久保休六・西郷四右衛門・奈良迫讚岐・久

保宗次郎・有村孫左衛門・三兵衛・吉六・藤太・

稻弥太・又十郎・彦十郎・源八・牛之助・助八郎

拾五人戰死、久辰蒙疵者十三所、凌山岨都地赴清

州、至小早川隆景陳、寨主乃美孫兵衛・同新田四

郎憐之加保養、而令屬歸國之軍卒送釜山之湊、自

是帰帆、七月初、至覺島益加療治、諏方之頭屋營

私亭懷頭、翌年正月、詣朝鮮國唐島營軍務、官糧

不足、故一日一飯、

○慶長元年、征赤國後屯泗川之新塞、同三年、大明

『川上因權守久國自作之文也』

大將盤老爺董一元・裨將孟老爺國器率百萬之衆責泗川之寨、我寨既幾壞、于時我衆僅七千余也、

義弘主・忠恒主勵勇氣自為先鋒進馬入敵、軍士卒

一心相翦屠、因茲敵軍敗績、國器進紅巾之兵十餘萬競來、然島津氏秘書監忠長以小勢支之、而使打

鐵炮、依之敵軍踉蹌、義弘主為救忠長、雖倚備

近臣皆追敵散亂曾以無衆、久辰見之趨進至將前、

義弘主曰、昔久朗於菱刈為 兩君委命、今又久辰在此可謂宿因也、寺山四郎左衛門久兼曰、在後陳

雜兵先可破之、使步兵打鐵炮後軍忽敗北、依之國器衆皆敗績矣、逐北追迹獲首者三萬八千七百餘級、

於于爰國器請成、以其弟渭濱為質納我寨、

○同十一月初、日域之官使德永宮內卿法印・宮木長次郎至朝鮮傳命諸將曰、今月十五日、為期可為歸

陳云、諸將如期欲解纜、然小西攝津守行長在順

天、大明・朝鮮之艦艘一千餘隻遮湊口行長不能出

帆也、義弘主・立花左近為破敵船進師、十一月十

七日、至河東與南海泊戶繫船、十八日爽快敵船競來、我兵激氣束手防戰、久辰・久首乘小舟著敵船、

大船無可登便、無可破策下矢石者如急雨、川上源

太左衛門・勝目與左衛門・木場利兵衛中石火矢死、桑波田五郎兵衛・有馬善左衛門・有村喜八雖中石

火矢薄手故無恙也、又半三郎・十右衛門・金八・

須藤弥七郎中矢死、敵投火器無隙、久辰以鎌鏑防

之、飛石二中久辰頭倒伏、敵已我舟懸熊手拘之、久首放鐵炮者十二三、於爰敵放我舟、亦為殿至唐

島、義弘主依所加療治久辰無恙遂歸鄉訖、初領申良地頭職、後領志布志矣、

○寬永五年戊辰十二月二十八日卒、年七十、法號雪

叟常心、

久侶

源五郎

○叔父川上源七郎之後嗣、

久國

久首 久好 龜壽 源三郎 式部太輔 左近將

監 因幡 齋名商山、

○天正九年辛巳五月五日誕生、母穎娃常陸介兼堅女、

○龜壽首服、 太守義久公加冠之稱源三郎久首、且

賜寶刀、

○朝鮮國役屢勞軍務、

○慶長三年十月朔日、於泗川新寨得大勝利時、 又

八郎忠恒公有御軍配、是時久首持團扇候公之右、

○轉補日州志布志・薩州伊作等地頭職、

○寬永七年五月、任御家老、

○慶安二年、蒙恩免辭御家老役、

○寬文三年癸卯四月十七日死、年八十三、法名天真

院仁岳宗壽庵主、

女子

島津豊後久賀妻、

○母同、

忠雄

藥師 平兵衛 雅樂助 忠昭 仲左衛門

○母同、

○新納旅庵養子、

女子

鎌田源左衛門政有妻、

○母同、

女子

高橋主膳種直妻、

○母渋谷次郎左衛門重治入道伴松女、

女子

渋谷又六重通妻、

○母同、

久將

仙丸 忠房 源三郎 左近將監

○元和四年戊午四月二十四日誕生、母同、

○太守家久公渡御、公加冠之稱源三郎忠房、且賜

寶刀、

○寬永十四年、肥前國島原役奉 命出陣、

○寬文八年冬、代北郷佐渡久加勤 綱貴公之御守役、

○元祿十三年庚辰八月九日死、八十四、法名覺樹院

明山常光大居士、

女子

三原遠江重時妻、

○母同、

女子

○母山田民部少輔有栄女、

久孝

仙熊 源三郎 久教 源右衛門 齋名耕雲、

○慶安元年戊子三月四日誕生、母五代主水友貞女、

○久孝元服、太守光久公加冠之賜御脇指、久孝平

生有病、因不家督、

女子

野村才右衛門元直妻、

○母同、

女子

諏方甚六豊兼妻、

○母同、

久賢

袈裟千代 仙之助 源助

○寬文七年丁未七月二十四日誕生、母弟子丸氏女、

○長崎為右衛門通恭養子、

久重

長千代 源三郎 伊織 式部

○寬文九年己酉正月三日誕生、母岩永氏女、繼母樺

山権左衛門久清女、

○延寶五年十二月二十二日首服、 太守綱貴公加冠之、理髮島津中務久輝、

○元祿十四年十月十一日、補御家老役、

○轉補隅州蒲生・薩州伊集院等地頭職、

○寶永二年十二月二十六日、辭御家老役、

親武

久武 正二郎

○元祿十年丁丑三月十五日誕生、母隅州山田土郡山氏女、

久映

久矩 長千代 源十郎 縫殿

○貞享四年丁卯九月二十一日誕生、母島津助之丞忠

守入道奚云女、

○元祿九年十二月二十八日元服、 拾遺吉貴公加冠、

且賜御脇指、理髮中務久輝勤之、

○補與頭役及番頭、

○賜薩州大村地頭職、

○正徳三年三月二十五日、肝付主殿兼柄傳曰、久映之家嫡子代代以久字用實名、二男以下家者避之、以所賜嫡家川上久馬・久東之字可為實名、是命也、以故久東以親之字傳之、因久映家二男以下以親之字皆為實名、

女子

島津求馬久房妻、

○母同、

親房

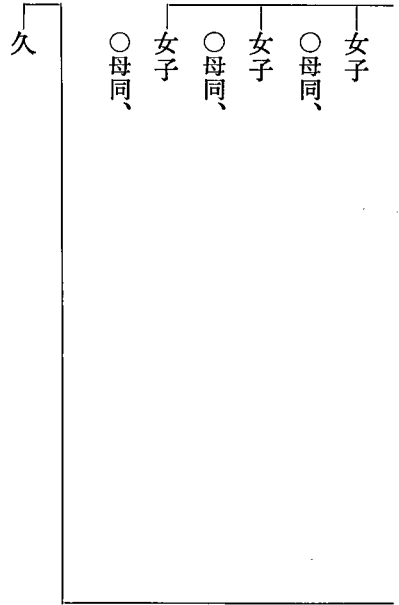
久文 長之助 権之進

○元祿四年辛未二月六日誕生、母同、

○同十五年冬元服、 太守綱貴公加冠之、且賜御脇指、理髮喜入安房久亮役之、

女子

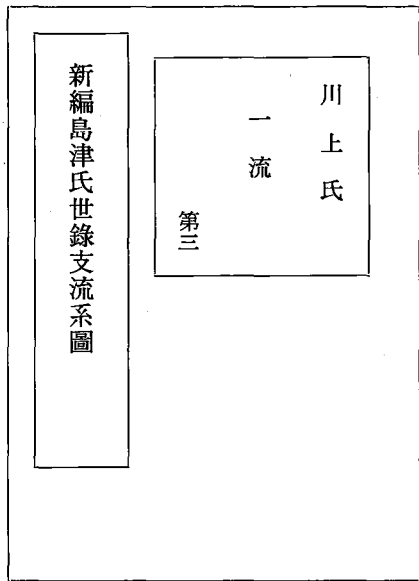
○母同、



長千代

○寶永五年戊午八月三日誕生、母島津勘解由久當養女、實島津大藏久明女、

(表紙)



川上氏庶流
川上十郎左衛門尉義久入道道安一流系圖

義久

初久勝 犬滿丸 又十郎 十郎左衛門尉 入道
名道安、俗謂島津小僧、

○五代上野守兼久五男也、

○弓馬之達者也、因茲預島津家代々相傳弓馬之書也、
于時寛正六年三月五日、太守忠國主賜簡牘、委

12

曲在別記也、

○文明年中、小笠原備前守執行三日犬追物於京都、
久勝上洛見物之、備前守反聞久勝在洛上達島津小
僧上洛於

將軍家義尙公、則匪啻徵 公座右、有檢見之命、
而忽出公厩之馬欲使予騎之、故不得已而改装束加
頭巾以赤皮縫四角其上附絲房、遂檢見、

義尙公至感之餘、忝賜諱字、因改久勝稱義久、且
復畫前日裝束模樣於檢見扇子、書其贊以賜焉曰、

『正文當家有之』

○檢見頭巾面白存、小男收犬着繩奔、當家既有一流
手、不及京都小笠原、

義尙贊
〔本文書ハ「旧記雜錄附録二」一三三三號文書ト同文ナリ〕

件扇子及頭巾流于末世子孫、深藏匿存者也、

○於京都犬追物播名譽之事達 太守立久公之間、為
褒美薩州之内高江・寄田・宮崎賜共五十町、自是

住于高江城、其後移帖佐也、

○太守及門族中所賜之書簡悉記左也、各不記年號、故不知先後而記之、可有再考、

『正文當家有之』

○返と申候つる、ほきの御かたより御ねんころのことつてうけ給候、御うれしくおもひまいらせ候、御心へ候て給へく候、又山下の所に犬おき候、さためてやせ候する、それにて御かひ候て給候へく候、

このあひたこゝ地の様うけ給す候、いかやうに候や、とくくとりなをされ候て、むま共見せ申度候、又久しく河上汲申不承候間、進狀候、心へ候て給候へく候、駒の様共承度候、又とかしく、

『上書』
いしうゐんへ

河上

犬滿殿

かこしまより

(島津立久)
又三郎

(本文書ハ「旧記雜録附録二」一三三三号文書ト同文ナリ)

『正文當家有之』

○又さ「うか」の程各とへ申度候、

一日別府へ御越候由承候、可然候、此方向無何事候、おひことの外ほんそうにてこそ候つれ、さりながら若そくハ一かう人の用ニ不立候、就其左多野と馬とも取候へとも、一ひきも我等ハあたらす候、計會にてこそ候へ、又此むま左衛門次郎かたへあつらへ度候、若まつりに隙入候者、孫次郎か所にてよくかい候へと申度候、又さきやう方のかかり候てのり候か、ちかころよくハたらき候、帰申へき心中更となく候程ニ、いかゝこそ候へ、恐と謹言、

七月十八日

立久(花押)

『上書』

又十郎殿

立久

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」一三三四号文書ト同文ナリ)

『正文當家有之』

○ 猶と彼人の事、あまりふしきのあてかいをさし
 ハサミ程ニ、あまりのにくさに其及申候、心得
 可有候、返とか様ニ我等申候事を聞候者、ふと
 うせへく候、さ様ニてハ不可然候、そくしにハ
 らをきらせへき由存候へ共、さ様ニはからい候
 する物ハさなく候て、とゆふ事か候すらんと存
 候て、かんにん仕候、度々において、しよ人に
 も大かうをかけ候へく候、おちうせ候もしほ太
 郎かわさにて候、只此間こそ承出候へ、彼狀お
 んみつあるへく候く、
 ゆミかし給候、為悦千萬候、就其者小殿ハら共せ
 うく帰候間、無人しゆニ候へ共、いま程ハ當陣
 無指事候、こゝ地やうしやう候て、一さうの時者
 御越候ハ、悦起可仕候、兼又しほ太郎あまりに

『正文當家有之』

くしやうたひなしにて候へハ、めて候も其外の
 人も日比の様によりあひ、内外なく候する事不可
 然候く、彼人の事ハ心おんつくり候てうせ候ね
 と存候、此狀人ニ見せあるましく候、返と是とさ
 によてこゑ可ある候、恐と謹言、
 九月廿日 立久(花押)
 又十郎殿
 『上書』河上
 又十郎殿 陣より
 立久
 (本文書ハ「旧記雜錄附録二」一三三五号文書ト同文ナリ)
 ○ わさとおりかミにて申候、御めんく又この日
 記うつさせ候へハ、ほんにハおとり候ほどに、
 (花押)
 われらかを進候、
 かやうなる物進候、ついでに申候へハなにしく存
 候へとも、一日もちと御物かたり申候、此四、五

年のあひたハたひく御為ともうけ候ハやおもひより候つれ共、あまりいくさ見てのやさいくにて候しほとに、つうちすくしくいまゝて無其儀候、諸神も御せうらん候へ、こん日までハこのミちすてす候、犬の事ハことのほかなるふきようと、身ニおほえ候、けん見の事ハ御為たにうけ候ハ、けいこ仕候て見たく候、御物かたりをもうけ給候ハんするにて候ハ、せいさつをつかまつり候て、御めにかけて候へく候、この事人のしり候てハ、いたつら事たるへく候、とても御おんならハ、ひそかにこそありたく候へ、御返事ニくハしくうけ給候ハ、しやうかいのめんほくたるへく候、心事重而可申候、萬吉、恐と謹言、

八月六日 立久(花押)

『上書』
十郎左衛門殿

進之候

立久 しゆり

(本文書ハ「旧記雜録附録二」一三三六号文書ト同文ナリ)

17 『正文當家有之』

○ 此狀に犬などの事申候、他見あるへからす候、態狀用候、仍其後何事共候哉、『本ノマ、』承候、我々今明日之間山入候、彼のさい所二川のことく、きくしよきちと御越候へ、申度子細候由、貴方御参候て、御とつけ給へく候、次きいれ、是又こゑ候へかしと存候、たかきよりハ其ニ一日ニ被着候ハ、二川にハ二日にてこそあるへく候へ、かりやの者を遣、音信あるへく候、助四郎に犬ひかせられ候へと申度候、なをくきくしよき被越候する事、二川のことくたるへく候、若又彼方隙入事候ハ、せんさうすも可然候、恐と謹言、

九月廿七日 立久(花押)

『上書』
川上

十郎さへもん殿

立久 しふしより

(本文書ハ「旧記雜録附録二」一三三七号文書ト同文ナリ)

『正文當家有之』

○ 又龍雲寺の家ともことく作出され候、目出

度悦(喜)起此事候つる、御狀にあつかり候とても、

八郎衛門帰候時、くハしく可申由存、不進狀候、

可預心得候、新さへもんへも内申候、

八郎衛門へ音信ともくハしく承候、隨而忠國別府

へ御帰可然候、いま程是にハ大友方より使者被遣

候、しふしにてたいめん可仕にて候、其外無差事

候、八郎衛門方帰候時、くハしく何事をも可申候、

恐く謹言、

極月四日 立久(花押)

十郎左衛門殿

『上書』
十郎さ衛門殿 立久

(本文書ハ「旧記雜録附録二」一三三八号文書ト同文ナリ)

『正文當家有之』

○ いりきのあんへやくそくの犬、それよりひかせ

つかハされ候て給へく候、きのふしはあたり候、

此わき心得もゆくへく候よし、申たく候、又と

うかう方のしそくけんふく候れいとして、たれ

をつかハし候て然へく候ハんするや、いなは方

をやとい候ハやとこそ存候へ、此返事にくハし

く承候へく候、恐く謹言、

十二月十九日 立久(花押)

『上書』
河上十郎さ衛門殿 立久

(本文書ハ「旧記雜録附録二」六一六号文書・「旧記雜録附録二」一三三九号文書ト同文ナリ)

『正文當家有之』

○ 尙と令申候、此方乍何徒然之式にて候へ、其方

何事御さ候哉、此御返事ニ示給候ハ、悦喜可

申候、

『正文當家有之』

○ 返々此間無音之至、千万く無御心元こそ存候へ、いかさまやかて参合候てこそ、萬可申承候へ、新春之御祝言、千喜萬福、以珍多幸く、抑其後可申承候處ニ、させる無便り候て乍存候、明日こ

便宜可然候間、進狀候、就其者此方へ御越候へかしと申度候て、御隙候様承候するために可進人候處、此秋中ニハ御越有ましき由、預御傳言候、仍思留申てこそ候へ、朝夕御うハさのミにてこそ罷過候へ、毎事期後信之時候、恐と謹言、

菊月十九日 久逸 (花押)

河上 十郎さ衛門尉殿

『上書』
河上 十郎さ衛門尉殿

久逸 式部大輔

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」一三四〇号文書ト同文ナリ)

『正文當家有之』

○ 返々我ら心中御とうかなくなり候、よていま、ておそくなをり候、いかゝ存候、御ゆるし候へく候、先度くしまにて申入候、子細候、罷歸候ハ、し

そくしまへ罷越候へ、罷歸候時こそ可懸御目候、仍此間日とニ笠懸にてこそ候へ、参合候て仕候はや計候、たう時にてハ御すひりやう可有候哉、御遊何事候哉とつねニ御うらやましく存計候、たよりの時者連と御傳言なりともあつかり候ハ、可畏入候也、恐と謹言、

正月十日 (馬津) 國久 (花押)

十郎さ衛門殿

『上書』
河上十郎さ衛門尉殿 薩摩守 國久

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」一三四一号文書ト同文ナリ)

『正文當家有之』

○ 御ひまのやうすいりやう申候へとも、ゆふさう

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」一三四二号文書ト同文ナリ)

『上書』

河上十郎左衛門尉殿

薩摩守

國久

三月五日

國久(花押)

河上

十郎左衛門尉殿

たゝめ候て可進候處ニ、御心中などをくハしくう
け給候て、後々及も可然様ニと存候て、おそなを
り候、いかさまやかてしたゝめ可進候、彼一明時
者生と世と可憑存候上者、中々不申共にて候へ
共、のち為ニためを存候間、可申候、其様よりも
すらし給候ハ、いよく難有存候へく候、委細
者以面可申承候、返こいまゝておそく進候事、無
御心元心事、恐と謹言、

『正文當家有之』

○ 御當家十一代 御屋形忠昌御不例之時、為御立

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」一三四三号文書ト同文ナリ)

『上書』

十郎左衛門尉殿

次郎三郎

やより(4)

七月三日

公久(花押)

け給候へく候、せいもんをこんにちしたゝめ候
て、まいらせ候へく候、
めに申候へハ、すやりたる御返事はかりにて候
間、進状候、仍まへニ申入候、きやうとよりくた
り候ものゝほん、こんどのとうりうのうちニ御見
せ候ハすハ、この本と申うけ給候、かいあるまし
く候、おやにもきやうたいにもこのふん申ましき
とせいもんを仕候てまいらせへく候、先と進状候、
御返事ニくハしく承度候、たのミ申候外無他候、
恐と、

願、文明拾五年八月廿一日、薩摩之國於一宮新田八幡大菩薩神前ニ有笠懸、奉行嶋津十郎左衛門尉殿江被仰付、射手本日記者寶殿被籠之間、其日記写置處也、同年月翌日至高江ニ、笠懸日記同書写畢、在別紙、

嶋薩 薩摩守國久、後者法名為圃、

嶋彦 河上殿一男、假名彦三郎殿、

伊左 伊地知左衛門尉方、後者被任周防守、

嶋源 薩州被官 阿多源左衛門尉殿

嶋又 薩州被官 河上十郎左衛門尉殿一男、又十郎殿、

伊七 薩州被官 伊地知越前守方一男、又七郎方、

桑右 桑波田右馬助方、阿多領主、

長弥 長谷場弥四郎方、

嶋助 伊集院尾張守殿一男、助九郎殿、

嶋八 河上左近將監殿一男、又八郎殿、後者被

任掃部助ニ、

吉治 吉田治部大輔、後者被任三川守、

渋右 東郷右馬允、後者被任隱岐守、

『上書』

於薩州新田宮ニ笠懸之日記、同年月翌日至高江も

笠懸アリ、文明十五年八月廿一日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一五五号文書ト同文ナリ〕

25 『正文當家有之』

○ かりしかるへく候、被思候ハ、此方へ可被来候く、

今日之馬乍何驚目候、我々為も喜悅候、仍上使近日當所へ越候由候、然者内稽古候ハてハのよし、久等順阿申候、御たる・鴈一持候をたへ候ハんすると存候、いかゝ有へく候、其の意見によるへく候、かしく、

『上書』

十郎さ衛門との

忠昌

〔本文書ハ「旧記雜錄附録」一三四号文書ト同文ナリ〕

『正文當家有之』

○ 又今日古則出候、今夜ハ法問一定候、隙候ハ、
被來候てちやうもんあるへく候、

今春之吉慶重疊申事舊候了、隨而夜部帰られ候事、
今朝こそ存候へ、かのふしん上衆働候て、まけ落
ハあまり不可然候、これ程まで見理よハく居られ
候ハんするとハ不存候、自今ハしやミをへられ候
て可然候、乍去きようにて居られ候、此道を弥被
心入候て、たしなミ簡要候、萬期面候、恐く謹言、

二月廿九日

忠昌 (花押)

河上十郎さ衛門尉殿

『上書』

河上十郎さ衛門尉殿

忠昌

(本文書ハ「旧記雜錄附録」一三四五号文書ト同文ナリ)

『正文當家有之』

○ 尙々若者共勤候、可然候、早く被越候て指南候

者、喜入へく候、

其後無音之条、心外覚候、就中先日騰行革之事申
上候處、早く誘被遣候、喜悅候、仍犬馬場未調候
之間、遮而若者共ニ繩稽故させ度候、然者此方へ
被越候者、諸事可申合候、心事期面候、恐く謹言、

十月十日

忠昌 (花押)

河上十郎左衛門衛殿

『上書』

河上十郎左衛門衛殿

忠昌

(本文書ハ「旧記雜錄附録」一三四六号文書ト同文ナリ)

『正文當家有之』

○ 猶く先日就南郷之儀、川上十郎左衛門尉殿早く

音書、殊其方番堅固之由、一段祝着候、弥衆中
談合候て番之事、然く頼入候、

南郷之事言語道断之儀候、此方へ人衆入事者、重
而可令通候、先く其方之番堅固頼入候、恐く謹言、

十一月二日

(勝久) 忠兼 (花押)

曾於郡衆中

『上書』

曾於郡衆中

忠兼

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」一三四七号文書ト同文ナリ)

『正文當家有之』

○又雪花之事、得其意候、急度申付候て可合力申候、

態用一書候、仍其方之時儀、以證眞委敷被申遣候、誠懇志無比類之条、喜悅之至候、殊當時地頭などもなく候處に、偏此方以一味之心中、無余儀奉公之辻、何様永々不可有忘却候、中にも河上十郎さ衛門尉・河上山城守・否笠佐渡守・伊地知七郎三郎・有屋田治部少輔・鹿嶋中務少輔入魂之由承及候、一段頼母敷こそ候へ、於弥番用心堅固、當概油断有間敷事、万端頼入候、巨細之旨此僧申含候間、可口達候、恐々謹言、

十一月廿五日

(勝久) 忠兼 (花押)

『上書』

曾於郡衆中

忠兼

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二〇七一号・二二八六号文書、「旧記雜錄附録二」一三四八号文書ト同文ナリ)

○義久自若年至八十三歳、為検見者五十四个度也、
○弓馬犬追物之弟子其数多矣、悉以記于射手系圖者細密也、

○大永元年辛巳七月十四日死去、享年八十四、法號雪翁道安居士、

康久

犬五郎 又十郎

○長享三年己酉即永徳元年也五月十三日死去、法號祥岩道麟、

尚久

九郎 刑部太輔

○天性不孝之人也、故絕父子之情出奔于他邦、而居其地者十六个年、其後歸我國者也、

受久

十郎 武藏守 入道名昌孫、於高江誕生、

○丁少之時有絕俗之志、薙髮禪衣名昌孫、住伊集院妙圓寺、雖然 勝久主没落之後還俗、而貴久主之為旗下也、

○相傳弓馬之書、尤弓馬達人也、

○天文四年、太守忠兼見誅川上大和守昌久、于時受久亦將追誅戮為逃其害、隱身於隅州正宮邊地、丁此之時有 貴久公之徵者再三不止、故應其命為旗下參候伊作也、

○貴久公有弓馬相傳之命、且賜誓紙、由是不殘秘說遂傳授、獻返起請、各記左方、

『正文當家有之』

○上梵天帝釈四大天王 下堅牢地神 惣日本國

中大小神祇冥道 別當所諸神等之可蒙御罰者也、

天文九季庚子十一月廿六日 貴久(花押)

河上武藏守殿

進覽

『上書』

貴久様之御請紙

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二三九号文書ト同文ナリ)

『正文當家有之』

○御當家犬追物之一流之秘說不相殘申上候、於自然(矢カ)、悉念之義者不可為拙者訛謬、若令違犯此旨者、

上者梵天帝釈 下者堅牢地神 惣而日本國中大小神祇 別而者當國鎮守新田八幡大菩薩 天滿天神 特者當所諏訪上下大明神并諸大神之神罰冥罰可罷蒙候、仍起請文如件、

天文十辛二月廿五日

(新編島津氏世錄正統系譜一三八島津河上武藏守惟久花押トアリ)

進上

貴久様

『上書』
貴久様ニ 昌孫進上ノ返り起請文前書留

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二四〇八号文書ト同文ナリ)

○編馬書轡傳書、

○天文十二年、移伊集院、於彼地亦張行犬追物也、

○天文廿二年、再移高江、

○永祿二年己未二月十四日死去、享年七十五、

法號林翁昌孫居士、

將久

女子

川上大和守昌久室、

經久

十郎 十郎左衛門尉 武藏守 入道名芳麟、

母高城某長女、

○弓馬之達者、故相傳弓馬之書、

○高江之地去覺島遠、以不合 太守意、因茲賜

永吉之地而移彼地矣、

○其後住于市来、丁此之時會同祿災、而累代之

重器・文書悉以焼失、

○自 (實心) 伯圀君至 久保公父子四人所賜之簡牘誓

紙悉以記左、

『正文當家有之』

○頃十八ヶ条披見候、不審之處候、仍類本候ハ

見合せ度候、若又昌孫存命之時本字被書置

候、本ニ候ハ、同敷者其を披見仕度候、兎

角可預借事念望候、恐々謹言、

九月七日

(上書) 河上十郎左衛門尉殿

伯圀

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」一三五〇号文書ト同文ナリ)

『正文當家有之』

○ 起請文之事

御當家乘馬之儀、可致相傳覺悟候、無腹藏可有談合事所希候、備者永々聊尔之他言申間敷事、

右之趣於令違犯者、

上者梵天帝釈四大天王 惣日本國中六十余州
大小神祇 別者新田八幡大菩薩 當所之諏訪
上下大明神 若宮稻荷五社大明神部類眷屬御
罰可蒙身上罷者也、

仍起請文如件、

藤原朝臣忠平 (花押)
(島津義弘)

河守十郎左衛門尉殿
(ママ)

永祿五年 五月吉日

(本文書ハ「旧記雜録後編」一〇七号文書ト同文ナリ)

『正文當家有之』

○

起請文

一當家一流射御之趣、令相傳之處、他言有間敷事、 若偽あらは、 Δ

上梵天帝釈四大天王 下堅牢地神 惣日本國
中大小神祇冥道 別當國鎮守新田八幡大菩薩
天滿大自在天神 殊者當處諏方上下大明神并
諸神等之可蒙御罰者也、

永祿九年丙寅

八月六日 義久 (花押)

河上拾郎左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜録後編」一三三九号文書トモトハ同文ナルベシ)

『正文當家有之』

○ 弓馬一流之儀、以神載相傳之早、子孫之事

者不及申、有志方者、依時儀可傳之、其外若此事有他見者、

梵天帝釈四大天王 堅牢地神 惣而者日本國中
之大小神祇 殊者當所鎮守白鷺六所權現
霧嶋六所權現 諏訪上下大明神各々神罰可蒙
者也、

仍起請文如件、

元龜二年九月吉日

河上十郎左衛門尉殿

嶋津兵庫頭藤原 參 忠平 (義弘)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編」五九九号文書ト同文ナリ)

『正文當家有之』

○かへりきしやううつし 花翁

御當家一流之大追物之秘説、不相殘申上候、
自然失念之儀者、不可為訛謬候、若令違犯
此旨者、

上者梵天帝釈 下者堅牢地神 惣而日本國中
六拾餘州之大小神祇冥道 別而當國鎮守新田
八幡大菩薩 天滿天神 當所諏訪之上下大明
神并諸大明神之神罰冥罰可罷蒙候、仍起請文
如件、誠恐誠惶、

嶋津河上拾郎左衛門尉

天正貳年甲戌六月十二日 經久(花押)

進上

義久様

『上書』

龍伯様へ進上申候芳麟返り起請文留メにて候、

(本文書ハ「旧記雜錄後編」七四三号・七四五号文書ト同文ナリ)

『正文當家有之』

○當家弓馬之儀、至父貴久傳受之外、細密之條
と連々相尋候、就夫極意不殘之趣、今度以
神載被達之事、誠感懷之至候、此道不淺儀候

間、於無執心方者聊不可致他言候事候、事々、
恐々謹言、

二月十八日

龍伯(義久)
(花押)

川上武藏入道殿

『上書』
川上武藏入道殿

龍伯

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」九六五号文書ト同文ナリ)

『正文當家有之』

○ 尙以當家之馬乘様稽古候とて、早道を可被

撰にてハ無之候、是非共ニ稽古可為肝要候、
令上洛、爰元之御仕合万可然候之条、可心易
候、隨而又一郎事器量ニ相見候之故、從 関
白様縁重并家督之儀被仰定、尤珍重候、然者
早道之馬稽古之様ニ相聞候、當世はやり物ニ
候之間、ケ様にも不苦候之歟、乍去當家乘馬
之事ハ稽古候へてハにて候、早竟武庫御前ニ

可有之候之条、拙者為使被參、此等之段具ニ
可被申上候、仍轡一間遣之、聊祝儀計候、恐
々謹言、

『天正十五年』

十月廿二日

龍伯(義久)
(花押)

川上武藏入道殿

『上書』
川上武藏入道殿

龍伯

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」三九五号文書ト同文ナリ)

『正文當家有之』

○ 覚

一 河上十郎左衛門尉日記持候て可有參上之事、
十郎さへもんさし合事候ハ、十郎へくハ
しく申聞られ參上可有之候、
一 矢ごたへの日記、
一 御當家御代とノ御手くミの日記、

一むかばきしたて候日記、

一犬はなしの所作之日記、

先此分ハ必持候て可有参候、其外ノ日記ハ

其方心次第たるへく候、御失念候所可有御

談合候、

已上

『上書』
竜伯様御自筆

(本文書ハ「旧記雜録附録一」九六六号文書ト同文ナリ)

『正文當家有之』

○ 猶々京都無殊篇候、可御心安候、折節見来

候間、帶壹筋・扇子貳本進之候、寔補心緒

計候、以上、

罷上候以後不能面展、且夕御床敷存計候、節

々以書状成共可申候處、取亂候て乍存候、心

外候、兼又 義久様御下向之儀候間、各案堵

令察候、差事無之候へ共、好便候条、令傳筆

候、恐々謹言、

『天正十七年』
二月廿三日

義弘(花押)

川上武藏入道殿

(本文書ハ「旧記雜録後編二」五八二号文書ト同文ナリ)

『正文當家有之』

奉始上梵天帝釋四大天王 下堅牢地神^{〔本ノマヽ〕} 物日

本六十餘州大少神祇 別當國鎮守新田八幡大

菩薩並開聞正一位 取分覺嶋擁護諏方上下大

明神 稻荷 祇園 春日 若宮天滿大自在天

神御部類眷属等神罰冥罰可蒙罷者也、

仍起請如件、

天正十九年辛卯二月十四日 久保(花押)

川上武藏入道殿

(本文書ハ「旧記雜録後編二」七三三号文書ト同文ナリ)

○天正廿年壬辰即文祿元年也正月二日死去、年八十四、
法號祥翁芳麟居士、
(マ)

九郎左衛門尉

久正

大炊助

○喜入圖書助遂戰死無一子、故為夫跡、

久信

久右衛門尉

○久正三男也、如斯而所以連統九郎左衛門

尉家也、

○十月朔日死去、法號(マ)

(マ)

左近將監

○弘治元年乙卯誕生、

○文祿二年癸巳五月十三日、先高麗入之時
遂戰死、年三十九、法名安宗、
久晴

伊豫守

○川上右京亮久昭為猶子、

久光

喜兵衛尉 左近將監

○丑十一月廿日死去、年三十三、法號花院

良春居士、

久正

吉右衛門尉

○慶長十四年己酉三月十五日誕生、

久長

久幸 小右衛門尉

○元和六年庚申二月二十日誕生、母隅州

財部士松下權右衛門忠光入道正庵女、
○兄與久了共從母移財部、竟為財部士、
○正保二年乙酉十一月十五日死去、年二
十五、法號實法安心居士、

親純

初久金 萬吉 次左衛門

○寬永二十年癸未三月三日誕生、母島津
玄蕃久治家臣大迫竹右衛門尚喜女、

親齊

小右衛門

○寬文十一年辛亥十一月二十一日誕生、
母日州財部士松元助兵衛儀奇女、
女子

末吉士肝付伴左衛門兼門妻、
○母同、

女子

隅州敷根士神宮司清左衛門純良妻、

○母同、

親孫

長五郎

○元祿十四年辛巳正月二十八日誕生、母妾
腹、

女子

○母同、

親章

清八

○寶永五年戊子二月六日誕生、母同、
親宣

久次郎

○正徳二年壬辰三月二十一日誕生、母同、

久昭

初久昉 万左衛門 佐左衛門

○寛永十三年丙子四月二十四日誕生、母隅

州財部士大峯掃部兼秀女、

○舊久昭為隅州國分士、雖然從父為財部士、

以故以親全樹當家國分、

親寶

初久富 三郎 久兵衛 久七左衛門

○寛永十九年壬午二月朔日誕生、母同、

○隅州財部士、

親村

初久臺 万兵衛 半右衛門

○寛文九年己酉正月五日誕生、母妾腹、

女子

財部士棟方治右衛門秀就妻、

親脩

初久紀 万左衛門

○天和三年癸亥十一月十日誕生、母同、

○隅州財部士、

女子

○母妾腹、

女子

○母妾腹、

親全

初久敬 七右衛門 佐次右衛門

○明曆三年丁酉十月十一日誕生、母飯尾源

左衛門女、

○實國分士肥後壽右衛門盛清三男也、為養

子連続當家、

○隅州國分士、

女子

財部士精松市左衛門妻、

親商

初久根 萬之允

○寛文六年丙午六月十五日誕生、母財部

士藤崎弥左衛門公貞女、

○隅州財部士、

親篤

初久歳 休右衛門

○延寶五年丁巳十月十四日誕生、母同、

○隅州財部士、

親存

佐助

○寶永四年丁亥三月十三日誕生、母財部

社家渡邊右近綱貞女、

親豊

休八

○寶永七年庚寅八月十六日誕生、母同、

親與

初久起 休右衛門

○元禄七年甲戌二月二十日誕生、母財部士

本村權左衛門重友女、

親安

吉右衛門

○元禄十一年戊寅十一月二十九日誕生、母

同、

女子

○母同、

女子

○母隅州正八幡宮衆徒樺山香乘坊資清女、

親詮

初千熊 久謹

○元禄十二年己卯十二月二十三日誕生、母同、

久昌

又滿 久五郎 大炊兵衛 九郎左衛門

○元和八年壬戌正月十八日誕生、母國分士字

田七右衛門女、

○元和元年辛酉五月十九日死、年六十、法名

無參快心居士、

親賢

初久武 久珍 正十郎 正右衛門 九右

衛門

○明曆三年丁酉十二月三日誕生、母國分士曾

山越右衛門吉雅女、

女子

東郷市左衛門國重女、

○母同、

親常

初久賢 八十郎 大炊兵衛 五郎右衛

門

○寛文三年癸卯五月二十八日誕生、母同、

久矩

宮内左衛門 八郎兵衛

○寛文五年乙巳十二月二十二日誕生、母同、

○依罪科遠流、

女子

隅州末吉士前田四郎右衛門範豊妻、

○母同、

女子

川上正左衛門親清妻、

○母色紙半左衛門長盛女、

親貞

八十郎 藤次兵衛

○元祿七年甲戌十一月三日誕生、母同、

親清

初久富 久重 正十郎 正左衛門

○元和三年癸亥八月十日誕生、母黒田市左衛

門頼壽女、

女子

海江田八右衛門信秀妻、

○母同、

親門

初久澄 万市 八左衛門

○元祿二年己巳閏正月二日誕生、母同、

女子

○母川上五郎右衛門親常女、

親房

正十郎

○寶永八年辛卯正月十四日誕生、母同、

倍久

十郎 武藏守 母高城珠全女也、

○相傳弓馬之書、

○自永吉移覽島、

○小笠原入道宗中下向當國留滯之際、依所望有

犬追物、倍久諸般加下知而其事成矣、雖然所

恨有罹病痾不為檢見而已、

○惱咽喉痛者已六個年而愈矣、其後再發又九個

年、共十五個年罹喉病不安寧也、

○慶長十五年庚戌七月十日死去、享年六十四、

法號花翁長栄居士、

久徳

雅榮助

久根

主殿助

重相

新次郎

○伊地知平次郎依無世子為猶子連続彼跡矣、

久元

出右衛門

○慶長十五年庚戌十二月八日誕生、

○延寶二年甲寅十一月二十日死、法名大雲慈

心居士、

久教

七右衛門

○元祿六年七月二十日死、法名罷山萬休居

士、

○寛永年間、為日州山之口士、

女子

山之口士愛甲佐左衛門氏次妻、

親本

初久廣 與兵衛

○承應二年癸巳正月三日誕生、母山之口士

清川大膳親次女、

女子

山之口士原口伴平重次妻、

親音

主殿 宇兵衛 源兵衛

○貞享三年丙寅七月二十九日誕生、母山之口

士轟木善兵衛道宗女、

親名

與市兵衛 十右衛門

○元祿四年辛未三月九日誕生、母同、

久張

十郎右衛門

○寛永十二年乙亥十一月六日誕生、母伊集院

監物忠家女、

○元禄十一年戊寅五月九日死、法名安室要心

居士、

女子

伊地知玄秀重長妻、○母同、

久明

市郎 増右衛門

○承應元年壬辰九月九日誕生、母同、

○寶永五年戊子六月十四日死、法名仁海高

義居士、

女子

友野八右衛門長房妻、○母小野彦右衛門女、

親胤

初久勝 甚七兵衛 増右衛門

親興

市郎 甚左衛門

○元禄七年甲戌五月十三日誕生、母同、

女子

大馬場次郎右衛門景兼妻、

親雄

初久令 雅楽 源助

○寛永五年乙巳七月十一日誕生、母妾腹、

女子

猿渡新右衛門信勝妻、○母同、

親信

初久里 主殿 助右衛門

○寛文十一年辛亥十一月二十三日誕生、母

同、

女子

親寶

彌八

○正徳二年壬辰十一月十七日誕生、母高崎孫四郎能當女、

女子

親在

熊太郎

○元禄十四年辛巳正月八日誕生、母川上弥右衛門久暁女、

久慶

虎松丸 十郎 十郎左衛門尉 入道名芳安、

○天正三年乙亥正月十二日誕生、母土橋甲斐守女也、

○元和七年、太守家久卿張行當代論之犬追物、久慶為檢見矣、

○犬追物全書數卷之中拔萃問答、而名十七問答、且復詠犬追物要事於二百有餘首和歌、

○小笠原入道宗中、當國留滯之際有犬追物、嚴親倍久惱喉病、故久慶雖若年加檢見、于時宗中為嘆美矣、經一个年宗中又下向當國之時、於隅州國府有犬追物、為檢見、龍伯尊君感動有餘者也、

○累代所相傳來之弓馬書及所領重器、悉以元和二年、附屬長男志摩守通久、通久不孝不義、而所領家財悉以沽却不顧老父之迄餓卒、漸達太守之聞、家久卿深哀之以賜五十斛領地也、○通久雖顯不正之事、不得父子之絕愛情而經年月矣、寬永廿一年之春、太守光久主出馬場犬追物傳習之際、通久頭法外事義、身體似人性情非人、故為士者之所羞多端、是以寬永廿一年五月九日、裁数个條目、使通久載吾家追放事以達上聽、於茲乎弓馬之書悉令官使出之、

再賜芳安也、

○正保二年乙酉四月七日、太守光久主於武州

江都芝之宅地執行犬追物、招大老及旗下之貴士而備一日見物、芳安為檢見別記載之、

○正保四年丁亥十一月十三日、於武州王子村張行三手之犬追物、令之

將軍家光公之備上覽、芳安為檢見、同月十六日、詣 營中拜謁 家光公、賜衣服四領、十二

月二日、登二丸謁 垂相賜衣服三領矣、今度之犬追物一點實無故障所以遂成就、由是 太

守光久主匪翹為褒美、賜太刀及白銀五十葉也、

○二男佐大夫久宣落馬傷左右腕、且復惱筋氣、是以弓馬共不能、故數代相傳之書籍欲授之無其人、自曩祖道安至芳安相傳一流無可受授之

子、不可不歎息今也、一流書籍悉以請致辭於太守、太守不容之也、然而強以訴之、於茲乎

有可傳授新納又左衛門尉久正之命、由是不隱

一流蘊奧所以受授也、

久良

犬千代丸 九郎右衛門尉

久俊

犬滿 七左衛門 越右衛門

○母川上雅樂久德女、

○承應三年己未二月十九日、病死于江府、法名無位實相居士、

久陳

豐千代 三七

○天和三年癸亥二月六日死、法名寶山祖珍居士、

女子

染川市兵衛安都妻、

○母染川大學左衛門女、

親堅

久重 休五郎 喜右衛門

○寛文九年己酉五月二十三日誕生、母同、

親武

久補 市十郎 九郎右衛門

○寛文十三年癸丑二月十二日誕生、母同、

親由

市助

○寶永二年乙酉七月二十五日誕生、母田中

慶左衛門政利女、

親名

仁助

○寶永七年庚寅正月十一日誕生、母同、

親盈

越左衛門

○元禄十年丁丑十二月二十九日誕生、母薩州

伊集院土川口仲右衛門重治女、

親安

喜七

○寶永三年丙戌三月五日誕生、母同、

女子

○母同、

女子

久壽

犬滿 市兵衛

○母伊東清左衛門女、

○延寶四年丙辰五月十四日死、法名大圓了嘉

居士、

女子

武宮十左衛門惟歳妻、

○母島津中務久輝家臣元万兵衛女、

女子

早世、

久谿

三五郎 徳兵衛

○延寶三年乙卯六月二十日誕生、母同、

○元禄七年甲戌五月二十三日死、法名月溪宗

印居士、

親相

初久宅 七右衛門 休兵衛

○寛文元年辛丑八月二十七日誕生、母隅州蒲

生士高木藤左衛門女、

○元禄九年丙子九月四日、蒙 恩免為養子、

實蒲生士名島總兵衛安尊之二男、

親香

喜代熊 越右衛門

○元禄七年甲戌九月二十日誕生、母薩州出水士

荒木宗右衛門女、

女子

平野勘左衛門友栄妻、母同、

親好

熊次郎

○寶永元年甲申九月二日誕生、母同、

通久

志摩

○天性無道也、以故寛永二十一年五月九日、告

太守光久公絶父子睦、且不受家督、

女子

野村四郎左衛門景綱妻、

十郎

女子

宮之原傳左衛門妻、

久宣

佐太夫 十郎左衛門

○父祖代代領弓馬之藝達其道、以故久宣亦欲學之、不幸而落馬損左右之腕不能引弓、故一流之故實不傳之、

○正保二年四月七日、於武州芝邸 太守光久公

張行犬追物、久宣勤二番喚次、

○同四年十一月十三日、光久公張行犬追物於

武州王子村、備于

將軍家光公上覽、久宣勤次手下喚次、同月

十六日・同十二月二日、預犬追物之輩、登

玉城及 西丸拜謁

家光公 大納言家綱公、各賜時服、久宣在其

列、

○寛文九年己酉十二月八日死、法名鶴山道龜居

士、

久文

七左衛門 十郎左衛門

○寛永十九年壬午十二月六日誕生、母日州高城士新保善右衛門女、

○久宣無嗣以故養為子、實日州高城士新保市左衛門利貞子也、

○久文依養祖父久慶及新納又左衛門久了、傳授弓馬之故實、

○天和元年、太守綱貴公興行犬追物、吉貴

公時稱菊三郎公初列射手、久文從新納久了監其事、

○貞享二年乙丑九月三日死、法名林嶽芳樹居士、

女子

天亡、

久興

初久年 傳十郎 十郎左衛門

○寬文七年乙未四月二十五日誕生、母滿尾善兵衛

衛貞次女、

○從幼少習學弓馬之藝父久文、後傳授新納久了、

○天和元年、有犬追物、列射手、

○同三年正月二十八日、家督奉獻御太刀一腰、

拜謁 太守公、

○元祿六年癸酉十一月二十五日死、法名大圓宗

悟居士、

親盈

初久景 犬滿 傳十郎 十郎左衛門

○元祿五年壬申八月十日誕生、母谷村七郎右衛門

宗純女、

○寶永二年十二月、以家督奉謁 太守吉貴公、奉

獻御太刀一腰・青銅百疋、

○正徳三年四月、當家避久忠字、以親字可用實名

之字、家嫡久馬・久東奉 命傳之、因以親字為實名、是家之庶族皆從之、

○當家元祖義久入道道安素達弓馬、故預島津家家傳之弓馬書、道安生三男子、一曰康久、二曰尙久、三曰受久、自受久少莊之時為浮屠名昌孫、掛錫伊集院妙圓寺會下、昌孫年十九、奉 太守忠昌公命、乃還俗、受久從道安受傳弓馬之書、且相統道安之家、雖然兄康久及尙久一家之孫舍疑不止、故家嫡久馬・久東以道安之嫡庶難決詳告之、正徳三年四月十二日、國老肝付主殿兼柄使相良權大夫長規傳曰、道安以弓馬書及重器采地等讓受久、然則受久為家嫡既明、何豈容疑哉、久東宜承知之、因以當家為義久一流之家嫡、

久謂

孫三郎 右衛門佐 越後守

○太守勝久主没落之時、往祇答院佐土村、屈千此

<p>男子 勝八</p> <p>○有故久國追放之矣、其跡斷絶、</p>	<p>久利</p> <p>源太左衛門</p> <p>○為源三郎久首<small>後稱久國</small>陪臣渡朝鮮國、中石火矢死、</p>	<p>從津 僧、</p> <p>○在意釣家中、勤家老役、</p>	<p>忠武</p> <p>又次郎</p> <p>致翁禪子、喜入長善寺住、</p> <p>正民</p> <p>者有年矣、意釣 貴久主之為執權之際、得出頭 移覺島、其後占隱所於谷山中村、而死去于此矣、</p>
---	---	--------------------------------------	--

<p>忠守</p> <p>次郎九郎 勘左衛門</p> <p>○母大山稻助女、</p>	<p>女子</p> <p>市来氏之庶子川上次郎右衛門忠家妻、</p> <p>居士、</p> <p>○寬文三年癸卯十二月十九日死、法名月山清心</p> <p>○雖為井尻孫左衛門祐張二男、因母之姓請冒川上之號者、再三之後上野久隅法師慰駁許焉、</p> <p>○母川上又次郎忠武女、</p>	<p>女子</p> <p>中村東之房妻、</p> <p>井尻孫左衛門祐張妻、生男子一人、稱泰助、 〔久乘〕</p> <p>忠通</p> <p>泰助</p>
--	--	---

○忠通絶父子情、以故不為家督、家亦断絶、
女子

薩州伊集院土大迫氏妻、

久行

兵吉郎 三郎兵衛

○兄忠守與父依不快、遂立二男久行、

○寛文六年七月十六日、有故使川上氏削除、故

改姓井尻稻助祐明、

○延寶七年己未六月十六日死、年三十四、法名

流泉宗清居士、

親房

久茂 兵吉郎 龜之丞 後五右衛門

○延寶三年乙卯三月三日誕生、母肝付主殿兼柄

家臣蒲生新三郎清草女、

○貞享四年三月二十三日、於攝州大坂奉 大守

光久公之命、避井尻氏冒川上氏、

○元禄三年四月二十六日、光久公賜新地高五

十石、

○勤江府留守居役、

女子

木脇正兵衛為貞妻、

○母同、

女子

米良次郎右衛門重記妻、

○母坂元吉左衛門重正女、

女子

市来十郎右衛門政芳妻、

○母同、

親方

兵十郎

○元禄十六年癸未七月二日誕生、母同、

親

兵次郎

○寶永五年戊子十二月二十七日誕生、母同、

久政

又十郎 右衛門佐 日向守 入道清久、

○天文四年乙未、誕生于覺島、母中原圓覚房妹也、

○太守龍伯尊君第三女為質赴京師之時、為納殿之

役扈從在大坂宅地之際、伊集院源次郎以莊内畔、

于時為使節雖下國未經幾程上洛矣、慶長五年、

又扈從歸國、則感數年之勲勞、稱新恩賜二百石

之地也、

○元和五年己未十月四日死去、年八十五、法號文

学宗章居士、

女子

荒田助三郎室、

忠就

犬松丸 藤右衛門尉

○事 太守少將忠恒主之際、為兵器之奉行而在莊

内山田陣中、不計忽起火災流入監硝之倉庫、悉

以焦土、不幸此時不得逃去燒死、年三十八、法

號性屋宗冥、

女子

川上瀨兵衛尉久通室、

忠高

「イ忠高」

乙千代丸 藤七 五次右衛門尉 越後房

○兵庫頭義弘主之連子久四郎忠清為質、文祿三

年三月赴京師、忠高亦扈從在城州伏見、翌年

四月、忠清罹病痾祈禱藥餌共不驗、文祿四年

乙未七月四日、卒忠高之膝上、僅年十四也、

由是歸國之後感其忠勞、所以入来院添田村之

内賜大隅之門三十石也、又 兵庫頭義弘主再

朝鮮國渡楫之時有供奉之列、臨戰場被矢傷於

乳下、于時忝 義弘主自治其傷賜良藥無程所

平復也、慶長三年、歸朝之時直扈從在城州伏見之際、伊集院源次郎畔于 太守起亂於國中、于時下國赴莊内、翌年之春、源二郎降于 太守、則又上洛而在伏見矣、同五年、濃州関之原亦供奉不離膝下、下國之後賜新恩之地三十石、其後使琉球國、此時賜寶刀治工氏貞矣、

○自少之時嗜御馬之術、漸至不惑則有蘊奧於曉心得體、可謂達者乎、

○寬永九年壬申正月九日死去、享年六十一、法號法印明慶、

「忠尋」
忠郡

鶴千代丸 兵部卿 刑部左衛門尉 五次右

衛門尉

○忠高未有世子之際為猶子、實藤右衛門尉忠就二男也、
○自少之時御馬駒、且嗜見體之可否矣、由是

太守家久卿賜新恩之地三十石、又丁 光久主代賜新恩之三十石者也、

○正保二年乙酉五月九日死去、年五十三、法號忠孝西翁居士、

忠清

彦千代 後藤兵衛

○慶長十九年甲寅四月二十九日誕生、母羽島右衛門友重女、

○雖為忠高之直子未生之際、既為忠郡於猶子、故為二男也、

○延寶二年甲寅十二月晦日死、法名玄虛自通居士、

女子

○母薩州出水土川添大炊左衛門女、

○初為久像之妻、久像辭當家、後嫁川上孫左衛門久慶、

久像

藤兵衛

○為養子嫁忠清之女、生一子忠晴、後辭當家、實伊藤孫兵衛祐貞二男、

忠寬

彦千代 郷兵衛 平馬 木工右衛門

○甥忠晴之後嗣、

忠晴

字右衛門 後藤兵衛

○延寶元年癸丑十一月八日誕生、母祖父忠清之女、

○元禄十年丁丑正月十八日死、年二十五、法名梅屋宗紅居士、

親佐

初忠寬

○寛文六年丙午正月十四日誕生、母妾腹、

○甥忠晴死無嗣、元禄十二年二月、親佐相統

當家、實忠清之子也、

親常

彦次郎

○元禄十年丁丑十月六日誕生、母薩州市来士二方市右衛門貫親女、

女子

○母同、

女子

○母同、

久詮

鶴千代 五後丞 五次右衛門

○寛永六年己巳誕生、母隅州國分士有馬左兵衛純貞女、

○萬治二年己亥六月二十二日病死江府、年三十

一、法名鐵闕了無居士、

女子

早世、

女子

有馬平内左衛門純辰妻、

久親

龜千代 郷左衛門 藤右衛門

○寛永十六年己卯十月五日誕生、母同、

○元禄九年丙子六月三日死、年五十八、法名

心学道空居士、

男子

早世、

親名

初久重 藤七 藤左衛門

○延寶五年丁巳八月二日誕生、母家村兵左衛

一門佳昌女、

女子二人

早世、

親芳

藤七

○元禄十五年壬午三月十二日誕生、母南林寺門

前者女、

親詮

藤袈裟

○寶永元年甲申八月二十一日誕生、母同、

女子

○母同、

久寛

鶴松 刑部左衛門 善太夫

○慶安四年辛卯六月十六日誕生、母肥後兵右衛

門女、

○貞享四年八月二日、奉 綱貴公命勤御納戸奉行、

○貞享四年丁卯十一月十一日、病死江府、年三十七、法名堅岩道固居士、

忠重

彦右衛門

○萬治二年己亥十月八日誕生、母鎌田勸兵衛政安女、

○延寶八年庚申八月八日死、年二十二、法名一條悟鐵居士、

女子

川上九兵衛久芳妻、

○母船木九兵衛重春女、

親房

初久根 鶴松 五次右衛門

○延寶八年庚申十月二十日誕生、母同、

親茂

初久富 鶴松

○元禄十六年癸未五月二十四日誕生、母湯池甚右衛門定安女、

女子

○母同、

親孟

新次郎

○寶永七年庚寅八月二日誕生、母同、

久幹

犬千代丸 新三郎 喜左衛門尉

○得御馬之術、可謂達者乎、

○元和九年癸亥九月廿六日、於武州江戶死去、年三十四、法號日宗道白居士、

「イ忠尋」
忠郡

鶴千代

○叔父忠高為猶子、
「イ商」

女子

有馬掃部左衛門純昌妻、

久盛

百助 右衛門

○母稅所太郎右衛門女、

○寛永九年壬申十月三日病死江府、年二十三、法名

一心道無居士、

久利

千助 善慶坊

○母同、

○兄久盛早世無嗣、故久利為後嗣、

○貞享元年甲子十月晦日死、法名学法宗徹大位徳、

久彰

松千代 喜左衛門

○寛永十三年丙子十月七日誕生、母市来和泉家正

女、

○元禄七年甲戌二月二十八日死、年六十九、法名

頭岳宗源居士、

忠連

彦千代 次郎左衛門

○寛文九年己酉十二月十九日誕生、母石塚六右衛門

胤貞女、

○寶永三年丙戌六月二十四日死、年三十八、法名香

山露清居士、

親純

初久規 権平 喜左衛門

○延寶四年丙辰十二月十二日誕生、母同、

○兄忠連早世無嗣、故新純為家統、

○正徳三年四月三日、家嫡久馬・久東傳曰、避久忠字以親之字可用實名字、是命也、以故當家庶族皆從之、

將久

又五郎 民部少輔

○正保年間、記録館編集之譜脱將久及助久、自康久至明久・忠安、依當家古譜校訂之、疑明久者助久初實名乎、今從舊譜以明久書助久傍、以正保傳記如元記其左、

助久 『イニ明久』

又五郎 越前守 民部太輔

○渋谷氏起謀叛亂國家之際、牢人在薩州東郷矣、

忠安

又五郎 左衛門 道圓

賴惠

了尊坊

土用千代

○死、年十三、法名幼心童子、

有久

又十郎 益右衛門 美濃守

○弘治三年丁巳誕生、

○兄早世、以故相統當家、

○朝鮮國役供奉 太守義弘公、

(貼紙 伊地知季通筆ナリ 寛永八年也 誤ナラン)

○寛永十三年冬、太守家久公賜隅州加治木於兵庫

忠朗、因素住居加治木士皆為忠朗之家臣、以故有

久・久兼父子亦在其列、

○寛永十八年辛巳七月二日死、年八十五、法名月庵

宗桂、

男子

石神善右衛門養子、

久兼

犬千代 助十郎 助左衛門

○天正八年庚辰誕生、

○扈從 義弘公軍朝鮮國、

○寛文三年癸亥三月二十二日死、年八十四、法名玉

田宗金、

久家

喜兵衛 山之丞

○天正十五年丁亥誕生、

○子孫島津兵庫久住家臣住加治木、

○寛永五年戊辰三月十九日死、年四十二、法名花

雲道春、

女子

有川與左衛門貞住妻、

親秋

久辰 山之丞 慶左衛門 民部左衛門

○元和四年戊午三月朔日誕生、母瀨尾氏女、

久親

新助 伊兵衛 無子孫、

○元和七年辛酉八月三日誕生、母同、

○正保二年乙酉六月二十七日死、年二十五、法名即

安宗心、

女子

隅州蒲生土岩切七右衛門信命妻、

○母同、

女子

隅州國分士鎌田新左衛門政盛妻、

○母島津久住家臣宮之原伊賀女、

久清

十右衛門 助右衛門

○元和六年庚申十一月二十五日誕生、母同、

○自祖父有久至久清三代島津兵庫久住家臣也、雖然

久清家傳川上十郎左衛門義久入道道安所傳之鎌倉

流犬追物書、以故達 太守光久公聞、延寶五年六

月六日、 太守降命使久清及嫡男久福二男久治為

鹿兒島士、且以采地百二十石賜于久清、

○天和四年甲子正月二十四日死、年六十五、法名長

安常久居士、

久福

助十郎 助右衛門

○慶安三年庚寅閏十月十二日誕生、母松元慶左衛門

武朝女、

○與父久清共出島津久住家臣去加治木、為鹿兒島士、

○元祿六年二月、久福以家督儀奉獻御太刀一腰・青

銅百疋、

○同十三年庚辰二月十日死、年五十一、法名長翁宗

久居士、

久治

後藤兵衛

○明曆三年丁酉二月二十七日誕生、母同、

○與父久清兄久福共為鹿兒島士、

○元祿九年丙子九月二十五日死、法名靈源淨心居

士、

女子

向井源五左衛門友榮妻、

○母薩州川邊土岩下休右衛門女、

親昌

久種 藤内 藤右衛門

○元祿九年丙子五月十二日誕生、母同、

女子

壹岐半右衛門幸增妻、

○母島津久住家臣白坂萬左衛門篤徳女、

久武

松千代 益右衛門

○天和二年壬戌八月二十四日誕生、母同、

○元禄六年、初奉謁 太守綱貴公、奉獻御太刀一腰

・青銅百疋、

○寶永四年丁亥三月二十五日死于江府、年二十六、

法名覺性良圓居士、

親雄

久通 助左衛門

○貞享二年丙寅九月十一日誕生、母同、

○兄早世無嗣、因相統當家、

○寶永五年二月二十二日、奉獻御太刀一腰・青銅百

疋、奉禮謝家督事、

○正徳三年四月三日、家嫡久馬・久東傳曰川上十郎

左衛門久景、川上家氏族久忠字無恩免家、可用以

親字實名、是 命也、因久景傳久通、以故當家皆

改親之字、

親賀

久品 大右衛門 十右衛門

○元禄五年壬申十二月二十四日誕生、母同、

(表紙)

川上氏

一流

第四

新編島津氏世錄支流系圖

川上氏庶流

川上式部少輔辰久一流系圖

辰久

三郎 八郎二郎 式部少輔

○法號嘉叟道永、

宗悟

喜入之長善寺、

久直

虎三郎 又二郎 兵部少輔 信濃守

○法號喜山宗慶、

久嗣

虎三郎 又三郎

○於日州飢肥遂戰死、年三十七、法號蘭室、

忠光

大学 左衛門尉

○黑葛原大学左衛門忠辰為猶子、

久盈

八郎二郎 兵部左衛門尉 母荒田讚岐守姉、

○慶長七年壬寅十二月十五日死去、法號明翁正哲居

士、

守鷹

龍雲寺住持、

久侶

虎三郎 忠盈 八郎次郎 彦左衛門

○天正二年甲戌三月二日誕生、母伊地知加賀女、

○承應元年壬辰正月二十日死、法名花岳正榮居士、

女子

上原伊豆守尙宣妻、

信宣

城之助

○猿渡掃部兵衛養子、

久秀

六郎次郎 内膳 彦左衛門

○慶長十年乙巳六月十九日誕生、母村田源左衛門經

元女、

○延寶五年丁巳六月三日死、年七十三、法名實山正

貞居士、

信安

五郎兵衛 勝左衛門 母同于久秀、

○隅州帖佐士猿渡掃部兵衛養子、

久森

早右衛門 半兵衛

○母同、

久晴

軍八 久祇 八右衛門

○他腹、

綱守

虎松 利七 治部左衛門

○母岩城新左衛門女、

○土持勝左衛門親綱養子、

久宣

虎龜 新左衛門 甚左衛門

○母同、

○兄信安辭猿渡氏無嗣故為後嗣、

忠道

虎鶴 久真 忠真 六郎次郎 仲兵衛

○母同、

信安

五郎兵衛 勝左衛門

○初為帖佐土猿渡氏養子、後辭彼家立家於
忠道之弟、

久宣

新左衛門 甚左衛門

○信安後嗣、實久侶六男、

久供

虎袈裟 次郎右衛門

久親

新吉 甚兵衛

○兄久供之後嗣、

親愛

彦兵衛 久張 仲右衛門

○久親妻小島九右衛門定昌女也、産一女後久
親病死、故親愛嫁久親之妻為後嗣、實同氏
忠道四男、代代勤小番、

女子

○久親之子也、母小島九右衛門定昌女、

親白

虎鶴 久雄 仲右衛門 大内藏 七右衛

門 源太夫

○母伊藤勝左衛門祐良女、

久

仲次郎 掃部 仲左衛門

○母同、

○帖佐土猿渡勝左衛門信安後嗣、

久賢

少兵衛門 甚右衛門

○母同、

○小島九右衛門定昌養子、

久張

彦兵衛 仲右衛門

○母同、

○同氏甚兵衛久親後嗣、

親苗

虎鶴 久長 内藏之助 十郎右衛門

○母肱岡市右衛門頼尙女、

親孟

龜松

○母鮫島兵右衛門宗門女、

女子

○母同于親孟、

女子

○母関七右衛門盛信女、

久當

久貞 虎助 八兵衛 八右衛門

○叔父久晴養子、實久秀二男、

○代代勤小番、

女子

○母赤塚源太左衛門真勝女、

女子

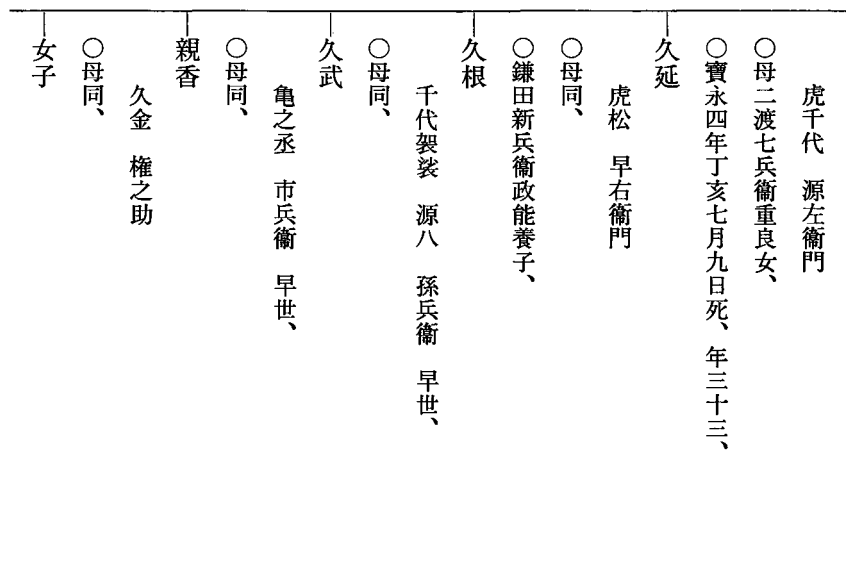
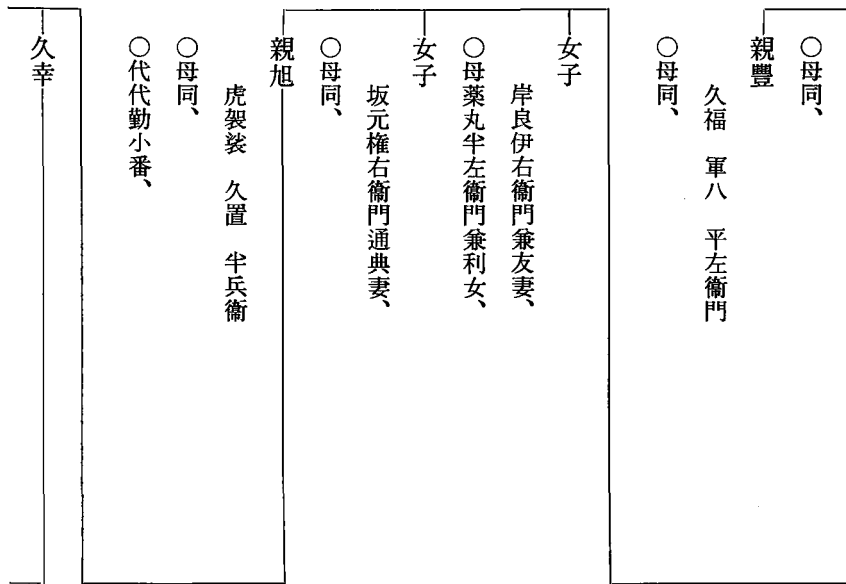
鎌田四郎右衛門政容妻、

○母同、

親商

久伴 源五郎 助八

川上氏



前田七郎右衛門利純妻、

○母同、

親盈

半助

○母武三左衛門延義女、

親方

松千代 早左衛門

○母南金右衛門正盛女、

女子

○母同、

女子

須田十郎左衛門頼長妻、

○母妾腹、

女子

阿多六太夫忠寄妻、

○母島津將監久當家臣久保土佐女、

親村

虎千代 久清 兵部左衛門 伴平 彦左衛門

八郎左衛門

○明曆元年乙未七月十八日誕生、母同、

○天和二年八月十七日、補御納戸奉行、

○貞享三年九月十日、賜隅州帖佐地頭職、

○元祿十二年三月二十六日、勤日州倉岡地頭職、

○同十二年六月五日、勤吟味役、

○同十四年、補御用人役、

○當家至初 御目見及家督之賀儀、奉獻御太刀、代

代勤小番、

久當

久貞 虎助 八兵衛 八右衛門

○母妾腹、

○叔父久晴養子、

女子

貴島曾右衛門兼舊妻、

○母相良新右衛門(子)女、

女子

新納弥五郎時方妻、

○母渋谷次郎左衛門重知女、

親衛

久治 孫七郎 八郎次郎

○貞享四年丁卯五月四日誕生、母同、

久中

久知 弥四郎 六郎左衛門

○母同、

○土持佐左衛門義綱養子、

女子

五代仁右衛門友重妻、

○母同、

親邦

小八郎 權左衛門

○母同、

○兄久中相統他家因奉訴之、以親邦為當家二男使弟

親春為三男、

親春

彦五郎 久重 次右衛門

○母同、

女子

○母同、

女子

○母菱刈新五兵衛重格女、

川上氏庶流
川上出羽忠光一流系圖

忠光

宮内太輔 仲兵衛 藏人 出羽入道洞林、

○永正十年癸酉誕生、

○剃髮禪衣入曹洞門、為隅州吉田津友寺住持職、

○島津右馬頭忠將請 太守貴久公令忠光還俗、勤忠

將之家老役、子孫皆為家臣、

○慶長十一年丙午十一月二日死去、年九十四、法名

嶽松道壽、

忠實

又十郎 藏人 大炊助 六郎兵衛 出羽

○永祿六年癸亥誕生、母前田豐前姉、

○天正十二年春、忠實從軍島津又四郎彰久、軍肥之

前州島原、

○文祿二年五月十一日、從彰久渡檀朝鮮國、彰久病

死彼國、以故忠實承 太守命領兵從軍 太守公、

○先是忠實奉 公命守衛舊館寨、 太守臣相良玄蕃

頼豊・勝目兵右衛門等為加番在寨中、

○慶長三年九月二十八日、明朝兩國之衆兵圍攻舊館、

寨兵大戰死者居多、相良頼豊・勝目兵右等亦共戰

死、是則危急存亡之秋也、以故忠實領餘兵、行程

二里漸入新寨太守公所守也、是時忠實為殿會戰、數回、

受矢創三十六、 太守義弘公及 忠恒公見之、

公手自與仙舟、且拔所中之鏃、使島丸六右衛門療

養之、以故金瘡不日間、

○家傳曰、 義弘公 忠恒公賞忠實之朝鮮軍功賜寶

刀景光無銘、傳而在家、且島津相模守忠仍彰久亦感忠實嫡男

之其功大、與采地五百石、

○元和九年癸亥六月三日、有故相模忠仍誅忠實、年

六十一、法名生知院德運周賢、

女子

垂水家臣町田周防忠堯妻、

女子

三原七左衛門妻、

忠時

式部 新兵衛

○天正元年癸酉三月十日誕生、母同、
○元和八年壬戌正月二十五日死、法名久屋全長、

忠鎮

忠秀 助左衛門

○慶長十七年壬子八月六日誕生、

○元祿四年辛未十一月八日死、法名龍屋全虎、

女子

垂水家臣川上内匠忠利妻、

親脩

忠職 忠達 虎助 諸右衛門 市左衛門

○正保三年丙戌十月二十五日誕生、母垂水家臣小

川萬兵衛武次女、

○正徳四年正月、受家嫡之令避久忠之字及川上稱

號冒安山家號、以親之字為實名、

女子

伊勢兵部貞榮家臣西權内頼良妻、

女子

垂水家臣川上甚右衛門忠門妻、

親生

久演 助八 十郎右衛門

○貞享元年甲子五月八日誕生、母垂水家臣田中九左

衛門女、

女子

有川七右衛門貞雄妻、

忠豐

忠富 孫十郎 主殿助

○天正十二年甲申誕生、母肝属若狭女、

○慶長十九年甲寅五月十五日死、年三十一、法名露

庵守柱、

忠利

忠政 萬吉 内匠

○天正十七年己丑誕生、母同、

○子孫延島津小源太(子) 家臣、

○元和九年癸亥六月三日死、年三十五、法名悟叟
良頓、

義次

宮内 大炊助

○同家臣三浦善兵衛義茂養子、

久直

宮内 六郎兵衛

○慶長七年壬寅誕生、母同家臣町田周防忠房女、

○子孫記左、

忠枝

百助 八郎兵衛

○慶長十五年庚戌生、母同家臣川上新兵衛忠時女、

○天和元年辛酉十月十七日死、年七十三、法名日

庵昌白、

久孝

忠春 翁助 四郎左衛門

○元和二年丙辰誕生、母同、

○貞享二年乙丑三月十五日死、年七十、法名一
笑了無、

親章

忠往 萬十郎 善左衛門 甚六 四郎左衛

門

○正保二年乙酉閏五月十四日誕生、母野村四郎

兵衛女、

○正徳四年正月、受家嫡之令避川上號以安山為

家號、以親之字用實名、

親信

久詮 小吉 市右衛門 朴益

○慶安二年己丑九月二十日誕生、母同、

○師狩野養朴学畫工、

○同兄改稱號安山、實名用親之字、

女子

桐野仲左衛門利重妻、

○母同、

親定

久寛 休次郎 早兵衛

○元禄五年壬申十二月十四日誕生、母同家臣上

田藤左衛門篤弘女、

女子

○母島津左衛門久健家臣日置采女女、

親全

忠澄 翁助 小平次 喜右衛門 喜兵衛

○寛文七年丁未六月二十五日誕生、母同家臣坂

田吉右衛門惟秀女、

女子

同家臣町田傳右衛門俊熙妻、

○母同、

親照

翁助 兵右衛門

女子

親相

萬十郎

○寶永三年丙戌三月二十日誕生、母同、

忠親

萬吉 作左衛門

○寛永十三年丙子九月六日誕生、母同家臣濱田九

右衛門貞繩女、

○元禄七年甲戌閏五月三日死、年五十九、法名梅

岑舊林、

忠爲

萬吉 掃部 八郎兵衛

○寛文九年己酉正月二十一日誕生、母相良分左衛門頼長女、

○寶永六年己丑八月二十三日死、法名大用玄機、

女子

同家臣川上總右衛門久高妻、

○母同、

親増

忠房 三十郎

○寶永元年甲申九月八日誕生、母町田郷九郎久儔家臣荒川木工右衛門純基女、

○正徳四年、受家嫡之令改安山、以親之字為實名、

女子

同家臣川南休右衛門兼良妻、

○母同家臣町田源太兵衛久林女、

女子

○母同親増、

久清

總十郎 主殿

○慶長十二年丁未五月二十一日誕生、母隅州國分士

三島九郎左衛門清真女、

○祖父忠實被誅之後沒收采地、寛永十二年正月五日、

以采地三百五十石賜于久清、御家老島津久慶・川

上久國・伊勢貞昌各下知之、其證書傳而在家、

○寛文元年辛丑七月十六日死、年五十、法名大屋院

梁嶽玄材、

久喜

久岡 總十郎 市兵衛

○寛永元年甲子六月九日誕生、母同家臣徳田大助豊

盛女、

○寛文十年庚戌九月二十五日死、法名涼山光清、

女子

二渡七兵衛重良妻、

○母同、

女子

同家臣町田弥左衛門久智妻、

○母同、

忠精

忠康 孫十郎 休左衛門 大炊

女子

樺山用右衛門資兼妻、

○母同家臣町田覚右衛門久豊女、

市十郎 早世、

○母同、

女子

早世、

○母同、

親傳

忠休 久品 孫次郎 四郎右衛門

○貞享二年乙丑十一月二十七日誕生、母同、

○正徳四年、依家格改安山、以親之字為實名、是

則家嫡之令也、

親愛

休次郎

○正徳二年壬辰十月八日誕生、母同家臣奥平兵衛秀

政女、

忠雄

久全 宮松 總十郎 仲兵衛 式部左衛門 六

郎兵衛

○正保三年丙戌四月十四日誕生、母同家臣町田勘左

衛門忠清女、

○寶永五年戊子五月二十二日死、法名慧日院天岸良機、

親宗

久如 久高 宮内 總右衛門 六郎兵衛

○寛文十年庚戌十月六日生、母隅州國分土前原仲右衛門貞栄女、

○正徳四年、受宗家之令、避久忠之字以親之字為實名、川上稱號至當家嫡流如元、二男以下之家不許之、

女子

伊東源右衛門祐政妻、

○母同、

女子

宇都與左衛門宗方妻、

○母同、

親師

忠笑 忠能 六十郎 仲左衛門

○延寶四年丙辰七月七日誕生、母同、

○正徳四年、受家嫡之令、改家號于安山以親之字為實名、

親盛

久増 六郎助

○寶永元年甲申八月二十九日誕生、母同家臣川上三左衛門久種女、

女子

○母同、

親辰

久興 總十郎 仲兵衛

○元禄六年癸酉十月十六日誕生、母同家臣川上作左衛門忠親女、

女子

同家臣町田傳兵衛俊教妻、

○母同、

親成

忠壽 代右衛門

○元祿十四年辛巳十一月十七日誕生、母同、

○正徳四年、受宗家之傳、冒安山家號以親之字為通字、

川上氏庶流
川上六郎兵衛久直系圖

久直

宮内 六郎兵衛

○慶長七年壬寅誕生、母島津玄蕃頭久重家臣町田周

防助忠房女、

○久直樹家臣事島津玄蕃頭久重、

○寛文十三年癸丑正月二日死、年七十二、法名智山

寅才、

忠長

千代松 傳内 三左衛門

○元和八年壬戌十月十一日誕生、母阿蘇玄與女、實

坂田仲右衛門惟長女、

○延寶二年甲寅七月二十三日死、年五十三、法名傑

岑雲英、

忠貞

傳十郎 平左衛門

○寛永三年丙寅誕生、母同、

○寛文四年甲辰四月二十八日死、年三十九、法名

瀬昌守竹、

忠彰

松龜 六郎左衛門 清兵衛

○寛永十年癸酉三月二十四日誕生、母同、

○元祿十年丁丑十一月二十三日死、年六十四、

法名松林給柏、

親崇

忠如 松龜 六之助 木工右衛門 五次右衛門 清兵衛

○正德四年、依宗家之令、冒家號安山以親之字為實名、

○萬治二年己亥二月十五日誕生、母同家臣三浦仲助義近女、

親淨

久宣 佐傳 助七 弥右衛門 弥兵衛

○寛文六年丙午九月十六日誕生、母同、

○同兄改家號安山、

女子

同家臣濱田九右衛門貞頭妻、

○母同、

親茂

久茂 辰次郎 仲太夫

○元禄元年戊辰十二月五日誕生、母同家臣町田次

右衛門久高女、

女子

鷲津千兵衛義明妻、

○母同、

親益

久加 長松 平八

○慶安二年己丑十二月十一日誕生、母同家臣町田

伴右衛門久尙女、

○正德四年、依傍例改安山氏、

女子

同家臣川上六郎右衛門久固妻、

○母同、

親泰

忠泰 傳十郎 平左衛門 六右衛門

○延寶七年己未十二月十一日誕生、母同家臣有馬
休兵衛純長女、

○正徳四年、依家格改安山氏、以親之字用實名、

親持

久持 高馬之助

○元禄十年丁丑八月五日誕生、母薩州伊作土松元

徳助女、

○同兄改安山氏、

女子

同家臣川上八郎兵衛忠為妻、

○母同親泰、

親

傳十郎

○正徳二年壬辰九月二十四日誕生、母同家臣相澤清

左衛門泰清女、

女子

○母同、

久種

千代松 七郎右衛門 三左衛門

○正保元年甲申十一月十六日誕生、母同家臣高野談

兵衛重鎮女、

○天和元年辛酉十一月二十六日死、年三十八、法名

松岩嶺長、

久固

兵十郎 傳内 六郎右衛門

○慶安三年庚寅二月七日誕生、母同、

○元禄八年乙亥六月二十九日死、年四十六、法名

天桂慈廻、

親英

忠栄 彦七 傳内 六郎左衛門

○延寶八年庚申九月三日誕生、母同家臣川上平左

衛門忠貞女、

○正徳四年、受宗家之令冒安山氏、以實名親之字、

女子

早世、

女子

○母鎌田藤四郎政純家臣井上甚兵衛義智女、

親彌

忠辰 久計 千代松 平七 三左衛門 七郎右

衛門

○延寶三年乙卯六月十九日誕生、母佐佐木伊左衛門

重綱女、

○正徳四年、受宗家之令、避川上家號及久忠之字、

冒安山氏以親之字用實名、

女子

同家臣川上仲左衛門親師妻、

○母同、

親豐

久基 千代松 三七 政之丞

○元禄九年丙子九月三日誕生、母同家臣伊集院吉左

衛門久之女、

女子

同家臣川上仲兵衛親辰妻、

○母同、

親雄

忠宅 平六

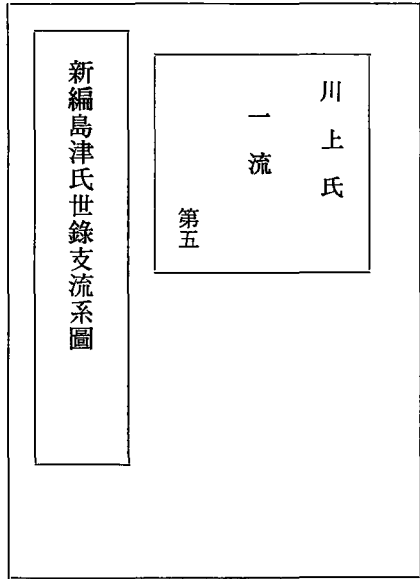
○元禄十一年戊寅十月二十九日誕生、母同、

親甫

忠成 豊助

○元禄十五年壬午十月九日誕生、母同、

(表紙)



川上氏庶流

川上左衛門久利一流系圖

○久利

犬滿 彦三郎 左衛門

○永祿元年戊午誕生、母本田紀伊守董親女、

○久利十一代家嫡久隅入道慰政之嫡男也、雖然不忠

不孝而不為家督為庶流、

○寛永十七年庚辰五月九日、享年八十三病死、法名

賢阿、號心光院、

女子

新納右衛門久詮妻、

○忠明

犬滿 彦三郎

○慶長三年戊戌誕生、母不詳、

○萬治三年庚子九月十八日病死、年六十三、法名淨

阿、號月窓院、

○忠利

千代三郎 彦三郎

○慶安二年己丑誕生、母田布施土二之宮主膳忠隣女、

○寛文元年十二月十五日、久利奉謝家督、拜謁 太

守光久公、奉獻御太刀一腰・青銅百匹、

○延寶六年戊午六月六日死、年三十、法名圓阿、號

通眼院、

千代三郎

○延寶二年寅七月八日誕生、母黒田仲左衛門女、

○同六年戊午十月七日、早世、

○久慶

長龜 弥三郎 彦三郎 孫左衛門

○承應二年癸巳十二月六日誕生、母同忠利、

○兄忠利之嫡男早世、而無嗣、以故久慶相統當家、

且勤小番、

○延寶七年十月十五日、久慶以家督之事奉謁 太守

綱貴公、奉獻御太刀一腰・青銅百匹、

○寶永四年丁亥七月二十八日死去、年五十五、法名

義阿、號本覚院、

○親倫

初忠充 三郎 孫市 孫左衛門

○延寶八年庚申十月二十六日誕生、母川上後藤兵衛

忠清女、

○元禄八年二月二十八日、初奉謁 太守綱貴公、奉

獻御太刀一腰・青銅百匹、

○寶永六年十二月朔日、以家督之儀奉謁 太守吉貴

公、献上御太刀及青銅、

○正徳三年之春、家嫡久馬・久東傳 命曰、於忠充

家避久忠之字、可實名用親之字、因改親倫、

親盈

初忠豊 長千代 六左衛門

○貞享二年乙丑二月二十三日誕生、母同、

親秀

初久壽 三之丞 三右衛門

○貞享五年戊辰七月十九日誕生、母同、

彦市

○寶永二年乙酉十一月十八日誕生、母伊集院善内久

兼女、

○寶永七年庚寅二月四日早世、法名權榮幻泡童子、
女子

○母同、

川上氏二男

川上瀨兵衛久通一流系圖

○久通

瀨兵衛

○母本田紀伊守董親女不傳久通、
誕生年月

○久通十一代家督久隅入道慰政二男也、

○朝鮮國役兄久利先 太守義弘公帰國、以故父久隅
使久通為家督代渡楫朝鮮國、多年勞軍務、

○慶長三年二月二十八日、病死於朝鮮國、法名闕室
助三居士、

○久通為家督代病死、且嫡男久貞亦受祖父久隅之讓、
為宗家之家督、然則久通亦不可不第世數、今於宗
家義論之、以久通為十二代之家統別亦樹久通之家、

使二男彦十郎久次為後嗣、

久貞

彦十郎 上野介

○文祿元年壬辰不傳
月日誕生、母川上日向久政女、

○受祖父久隅之讓相統嫡家、

○久次

千代房 彦十郎

○不傳誕生年月日、

○母同兄久貞、

○兄久貞受祖父久隅之讓、故久次相統父久通之家、

○寬永十五年戊寅三月二十四日死、法名一山了超、
忠助

新五郎 五郎左衛門

○母同、不詳誕生年月日、

伊集院半五郎忠次之養子、

菊壽

○不傳誕生年月日母姓氏、

○寬永十五年正月二十四日早世、法名花榮芳春、

○忠郎

初久延 長壽 長次郎 瀨兵衛

○寬永二年乙丑二月十日誕生、母谷山平左衛門忠宣

女、

○菊壽早世、故忠郎為彦十郎久次之後嗣、實伊集院

五郎左衛門忠助之二男也、

○元祿六年癸酉五月十六日病死、法名機峯喝禪居士、

○親房

初久嘉 又忠恭 久恭 梅袈裟 長次郎 長左

衛門

○萬治元年戊戌九月二十一日誕生、母長崎助左衛門

貞義女、

○寬文十一年正月十五日、初拜謁 太守綱貴公、奉

獻御太刀一腰・青銅百匹、

○是家至初御目見及家督等事奉獻御太刀、且勤小番、

○奉事 龜姫君近衛大納言家久公御藤中 勤奧家老、

○正徳三年四月三日、當家避久字以親字可用實名之字、家嫡久馬・久東受命傳之、因以親字為實名、

親豐

初久富 長三郎 淵内 十助

○萬治四年辛丑二月二十八日誕生、母同、

親盈

初久龜 彦太夫 平五左衛門

○寬文四年甲辰九月二十三日誕生、母同、

久副

四郎

○寬文八年戊申十一月九日誕生、母同、

○天和三年癸亥正月二十日死去、法名自嚴梅雪

居士、

女子

西郷甚助隆興妻、母谷山孫右衛門通見入道圓了女、

親榮

初久剛 龜袈裟 茂右衛門

○元禄十年丁午七月二十六日誕生、母同、

親興

初久晃 長三郎 五右衛門

○貞享三年丙寅十二月九日誕生、母島津兵庫久住家臣丸目仲兵衛頼愛女、

親春

初久福 與吉郎 十左衛門

○元禄六年癸酉九月十一日誕生、母同、

親名

初久重 三郎 三十郎

○元禄十一年戊寅二月十三日誕生、母同、

女子

○母左近允曾右衛門尙森女、

女子

○母伊東仙右衛門祐政女、

○正徳三年癸巳三月二日死、法名花憲妙香大姉、

親信

初久武 長壽 長次 瀬兵衛

○貞享元年甲子九月一日誕生、母同、

○寶永二年十二月十五日、初拜謁 太守吉貴公、奉

獻御太刀一腰・青蚨百匹、

長八

早世、

○母面高源之丞俊茂女、

女子

野村清兵衛昌雄妻、母同、

親章

初久富 善兵衛

○元禄十三年庚辰七月十四日誕生、母同、

女子

○母山本傳内重利女、

親雄

大六

○寶永四年丁亥七月八日誕生、母同、

川上氏三男

川上長門久利一流系圖

○久時

治兵衛 長門

○元龟三年癸酉誕生、母本田紀伊守董親女、

○久時十一代家嫡久隅入道慰政之三男也、

○慶長六年十一月二十日、賜加增地百解、

○寛永六年己巳八月二十四日死去、年五十八、法名

翁常慶居士、

○忠英

三吉

○文禄二年癸巳誕生、母元野彦兵衛妹、

○寛永十九年壬午十一月十八日死、年五十、法名月

庭了、心居士、

久堅

虎滿 彦四郎 治兵衛

○元和七年辛酉三月四日誕生、

○伊地知吉右衛門重貞之養子、

○忠位

萬熊 彦四郎 甚右衛門 主膳

○慶長七年壬寅二月二十四日誕生、母同忠英、

○兄忠英為病身、以故忠位相統當家、

○寛文十年庚戌三月十日死、年五十六、法名解脱高音居士、

女子

早世、

○久張

萬熊 彦四郎

○正保四年丁亥二月二十七日誕生、母後醜院内藏助

義信女、

○元禄五年壬申三月朔日死、年四十六、法名花岩春

桃居士、

女子

親堅妻、

○母菱刈九左衛門重種女、

女子

宇宿覺兵衛行定妻、母同、

○親堅

久之允 彦四郎

○延寶六年戊午五月七日誕生、母穆佐士阿萬與三右

衛門女、

○久張無男子、故親堅為後嗣、實高岡士高木曾右衛

門秀門之二男也、

女子

○母久張女、

親

熊太郎

○寶永六年己丑七月十七日誕生、母同、

川上氏庶流

小原參河久昭一流系圖

○久昭

參河 母妾腹、

○川上家七代家督上野介公久三男、初號小原、

久光

左近 平左衛門

○慶長六年辛丑十二月九日死、法名實山淨貞、

久及

平左衛門 兵右衛門

○文祿元年壬辰誕生、

○至久及三代川上家嫡流之家臣也、慶長六年比及、

川上左衛門久利以久及之有故放逐之、故屈居隅州

垂水、後為島津玄蕃頭忠紀家臣、

○萬治三年庚子二月十九日死、年六十九、法名流星

芳天、

久維

長左衛門

○文祿三年甲午誕生、

○兄與久及共住垂水、後如隅州國分奉事 太守義

久公、

○子孫有國分、

○正保二年乙酉九月二十六日死、年五十二、法名

幸因常慶、

女子

○母國分士荒武勘右衛門宗貞女、

久利

平右衛門

○寛永九年壬申誕生、母同、

○元祿二年己巳十月二十八日死、年五十八、法名

清室良香、

女子

國分士滿田次郎兵衛宗時妻、母同、

親愛

久兼 三右衛門

○明曆元年乙未十月二日誕生、母國分士宮原次郎兵衛種住女、

親斯

久敬 五右衛門

女子

國分士楠元半助重直妻、母國分士澤與左衛門

俊昌女、

親則

平右衛門

○元祿十年丁丑十一月二十二日誕生、母同、

親英

久矩 平吉 八左衛門

○貞享元年甲子九月二十二日誕生、母國分士有馬新兵衛純尙女、

久救

八郎右衛門 母同、

○國分士有馬清之丞純時養子、

女子

國分士宮原次郎左衛門種至妻、母同、

親賢

平四郎 母同、

久康

松助 清之丞

○慶長十六年辛亥誕生、母島津玄蕃頭忠紀家臣三輪

來甫女、

○延寶七年己未四月二十二日死、年六十九、法名桂

庵久嬾、

女子

島津忠紀家臣宮原治兵衛公延妻、母同、

女子

同家臣田中喜兵衛綱寬妻、母同、

久衆

忠衆 滿助 筑左衛門

○寛永十年癸酉誕生、

○元禄五年壬申七月二十七日死、年六十、法名關

了芳鐵、

女子

○母同家臣富田正之助女、

親茶

筑左衛門 平右衛門

○貞享元年甲子十月二日誕生、母同、

女子

同家臣伊集院傳左衛門

(女)

妻、母同家臣上原分

右衛門尙景女、

親往

鶴松 久往 曾兵衛 清之丞

○慶安元年戊子正月三日誕生、母同、

親苗

久秋 平左衛門

○天和二年壬戌四月十九日誕生、母同家臣上原平六

兵衛尙堅女、

親榮

久用 曾兵衛 賀太夫

○元禄四年辛未十二月十九日誕生、母同、

親繁

曾兵衛

○寶永四年丁亥三月二十三日誕生、母同家臣肝屬筑

太夫兼好女、

親

平次郎

○正徳元年辛卯九月二十八日誕生、母同、

川上氏庶流

山口氏一流系圖

某

號山口、

○山口氏者七代家嫡上野介公久之四男也、其母公久

妾、山口門在豐島郡川上村農家之女也、故以山口為之家號

為家臣、

○比一流世不出家督之家、

○忠朝

弥左衛門

○寛永十四年丁丑十一月十三日誕生、

○元祖山口氏子孫數世而断絶、十三代家嫡久運嘆之、

使忠朝為後嗣、實久運之家臣山下木工左衛門義滿

之男也、

○寶永六年己丑十一月二十三日死、法名堅岩道固居

士、

女子

佐野對馬清近日州末吉社人妻、

親意

初忠祐 弥左衛門

○萬治三年庚子十一月十八日誕生、母寺山又右衛門

久貞家臣中島佐左衛門女、

○親意有病、因不統父之家、

○親雄

初忠休 又久行 郷左衛門

○寛文三年癸卯十月朔日誕生、母同、

○兄親意依病不為家督、故親雄相統父之家、

女子

○母隅州恒吉士枝元大右衛門女、

○親庸

刑部右衛門

○元祿十三年庚辰二月二日誕生、母同、

親堅

初久起 平右衛門

○正保四年丁亥十一月二十三日誕生、母家督久東之

家臣若松助右衛門兼知之女、

○親意無嗣子為養子、實久東之家臣松原弥七郎重信

嫡男也、

親苗

初久則 平六

○天和三年癸亥七月二十七日誕生、母島津圖書久方

家臣清藤次左衛門女、

不知所自出

川上志摩助久門一流系圖

久門

志摩助 入道休庵、

○法名淨久、

久重

志摩助 甚左衛門

○天正十二年甲申八月五日誕生、母有屋田加賀久耕

女、

○寛文九年己酉十月二十二日死、年八十六、法名薰

山宗餘居士、

久武

木工右衛門

○元和四年戊午八月十四日誕生、母佐佐津狩野助祐

朗女、

○寛文六年丙午二月十五日死、年四十八、法名盛岩

貞永居士、

女子

薩州郡山土有川喜右衛門妻、

久孝

市藏 甚助

○寛永二十年癸未三月二十一日誕生、母薩州市來

土山本對馬重道女、

○寶永四年丁亥七月十八日死、法名智山良恵居士、

親堅

初久真 志摩右衛門 九兵衛

○延寶七年己未正月二十四日誕生、母小濱諸右衛

門宗玄女、

親豊

初久成 甚五郎 次郎右衛門

○天和三年癸亥六月二十一日誕生、母薩州鶴田

土西川十左衛門久當女、

女子

○母同、

親峯

甚九郎

○正徳元年辛卯五月二十一日誕生、母島津將監久

當家臣是枝四郎兵衛義澄女、

親以

志摩右衛門

○寶永五年戊子十月十日誕生、母大迫甚七重為女、

久曉

志摩助 弥右衛門

○正保二年乙酉七月九日誕生、母隅州帖佐土恒吉藤

左衛門忠安女、

○元祿十三年庚辰七月二十一日死、法名天清時長居士、

女子

蒲地新右衛門鎮澄妻、

親達

初久達 甚右衛門

○萬治元年戊戌二月二十四日誕生、母同、

親包

初久語 木工左衛門 甚兵衛

○天和元年辛酉二月二十七日誕生、母平瀨恕兵衛武

清女、

○親達無嗣為養子、實久暁之二男、

女子

○母薩州谷山士寺師平八郎宗武女、

久芳

志摩助 九兵衛 木工之允

○延寶元年癸丑九月二十三日誕生、母平瀨恕兵衛武

清女、

○元祿十五年壬午六月十日死、法名夢宅涼雲居士、

親包

初久語 木工左衛門 甚兵衛

○天和元年辛酉二月二十七日誕生、母同、

○叔父親達之養子、

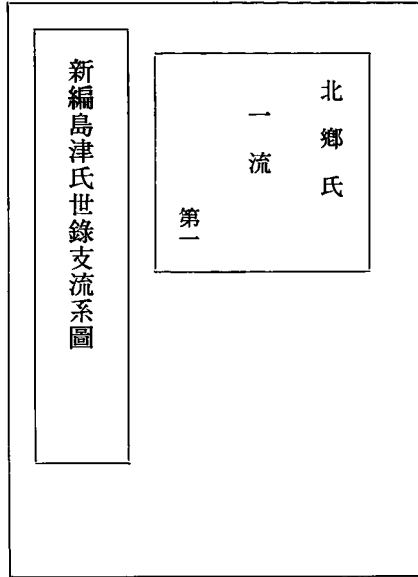
親將

甚五郎 弥右衛門

○元祿十二年己卯五月二十六日誕生、母川上善太夫

久寛女、

(表紙)



「元祖」
△資忠

號北郷、七郎左衛門尉 尾張守

○資忠者薩隅日三州之 賢太守島津下野守藤原忠宗
公之六男而 上總介貞久公之令弟也、俗稱七人島
津、其一也、

○建武四年即延元二年也丁丑四月晦日、被任左衛門尉、

○同年八月二十二日、 大樹尊氏公賜越中國安部郷

于資忠、所以領知也、

○觀應二年辛卯九月二十八日、筑前國金隈合戰之時、

為 又三郎氏久公之從軍、属一色右馬權頭範光之

手致軍忠、依之 太守道鑑公(貞久)被遂註進、翌文和元

年四月二十五日、 將軍尊氏公賜感牘並北郷三百

町于資忠、是所被賞金隈之戰功也、依茲同年十二

月十二日入部于北郷、以住彼郷内安永薩摩迫、始

改號北郷者也、證書左記之、

42

○從一色殿御配分狀付テ、御下文申目安案ニ、奉

行齋藤左衛門入道方、文和四年四月八日上之、

目安

嶋津上總三郎左衛門尉氏久代頼兼申、右、於氏久、

大隅薩摩兩國ニ不退致合戰、自身數ケ度被疵之条、

親父道鑑依令注進、達于上聞者哉、而去觀應二年

九月廿三日、筑前國金隈合戰之時、属于一色右馬(範光)

頭殿手、致忠節之間、若黨數輩令討死、氏久數ケ

所就于被疵、一色宮内少輔殿(眞氏)右京權御注進早、然

間、為彼勲功之賞、所拝領嶋津庄之内日向方北郷、

先立為勲功之賞、伯父尾張守資忠下給御下文之間、

為此替、同庄之内薩摩方東郷藏人跡、同一族等之

跡、從一色殿令拝領之上者、任彼配分之狀旨、御

下文、弥為抽戰功之勇、仍目安言狀如件、

文和四年三月日

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」二五七号文書ト同文ナリ)

○文和二年癸巳五月九日、被任尾張守、是從 太守

貞久在洛之日如斯、

○文和三年六月、薩州和泉庄下司並名主等寄来于

太守上總介入道道鑑公之御陣同國山門院木牟禮

城、御子 判官師久公聞此由發向和泉、押寄于知

色彦三郎入道行覚所楯籠尾崎城、從同月十日到同

十二日、晝夜被遂合戰、殺戮兇徒數輩陷彼城、此

時資忠先衆馳參和泉、加 師久公之御陣有戰功、

依之師久公記忠節之輩交名、以資忠為最初被進覽
尊氏公、證書左記之、

43
○注進

薩摩國凶徒和泉庄下司并名主等、可寄来老父道鑑
之陣山門院木牟禮之由、承及候間、師久押寄于和
泉知色彦三郎入道行覚所楯籠尾崎城、從今月十日
迄于同十二日、晝夜致散々合戰、凶徒等數輩討取、
責落彼城、入替御方軍勢候處、同國牛屎左近將監
高光、同一族等并肥後國葦北之凶徒等相加和泉御
敵等寄来師久陣之間、不廻時剋、渋谷一族并當國
地頭・御家人等馳来、致合戰最中候、戰功之次第
追可令言上候、隨而尾崎城先懸分捕手負等勘文一
卷、將又最前馳来致忠節之輩等交名注文一通、進
覽之、被成下御感

御教書候者、弥可抽戰功候、同着到一卷進上之候、
若此条偽申候者、可罷蒙八幡大菩薩御罰候、以此

旨、可有御披露候、恐惶謹言、

文和三年六月廿日

左衛門尉師久

進上御奉行所

(本文書ハ「旧記雜録前編」一五三〇号文書ト同文ナリ)

薩摩國知色城責落之時、最前馳来、依忠節、可被
 成御感御教書人々事、下野尾張守・上總弥三郎・
 下野又四郎・同彦四郎・大隅三郎次郎・同七郎三
 郎・同七郎・同六郎三郎・同孫太郎・同八郎五郎
 ・渋谷三河守・同河内權守・同次郎左衛門尉・同
 五郎左衛門尉・同太郎左衛門尉・同九郎左衛門尉
 ・同五郎四郎・同平太左衛門尉・同平三・同五郎
 ・同八郎三郎・莫祢彦太郎入道一族・山門弥次郎
 入道一族・薩摩郡司弥太郎一族・國分平次郎・新
 田執印左衛門太夫・遠矢次郎太郎入道・山門彦四
 郎・莫祢遠矢孫太郎・同五郎・本田次郎左衛門入
 道・別符次郎兵衛尉・永利又太郎・酒勾次郎左衛

門尉・石塚平七入道・若松孫太郎・武光三郎一族

・野田又太郎・同次郎・吉永孫三郎・多田彦六・

石塚平六・市来崎次郎太郎 〇三嶋備平 右、注文如件、

文和三年六月 日

(本文書ハ「旧記雜録前編」一五三三号文書ト同文ナリ)

○同四年乙未十月二十二日、薩州之兇徒和泉庄名主
 及牛屎左近將監在國司入道等引率多勢、襲来 太
 守判官師久公之知色城、資忠馳向一日一夜力戰、
 數回被疵^右抽戰功、師久公達之於 大樹義詮公、
 由是賜感牘、其写並證書左記之、

○文阿弥陀仏 上洛御注進

老父道鑑所領薩摩國櫛木野城郭宮方大将三条侍從
(泰季)
 井市来太郎左衛門尉・鮫島彦次郎入道・知覽四郎
 ・石堂彦次郎入道已下賊徒等、去九月二日當城寄
 来之間、師久馳向、五ヶ日致合戰、御敵等數輩討

取之追落訖、同御方討死手負注文、先立令言上云、隨而一色殿注進令申者也、次依九州宮方蜂起、大友形部太輔・宇都宮常陸前司・千葉次郎以下輩、凶徒同心之由、其間候之上、一色殿長州御越之段就于承、當國凶徒和泉庄名主等并牛屎左近將監・在國司入道已下、率多勢、去十月廿二日寄來師久之城郭間馳向、一日一夜致合戰之刻、師久三ヶ所被疵左ウテ左足引合率、同伯父尾張守資忠被疵右脇畢、仍當國守護代酒勾兵衛次郎・同左衛門四郎・愛甲弥二郎・土田五郎・阿曾谷三郎左衛門尉・堀源五討死畢、其外手負百余人之、注文路次難儀之間、追可令啓上候、仍御所之御間、御發向御延引候者、師久捨國、可令參洛候、將又老父道鑑中風之身難儀之上、合戰最中之間、不能委細候、若此条偽申候者、可罷蒙八幡大菩薩御罰候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

文和四年十一月五日

左衛門尉師久

進上 御奉行所

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」二六〇〇号文書ト同文ナリ〕

46 『坊門殿御感 奉行中澤掃部允』

○去十月廿二日、薩州知色城合戰之時、被疵之由、

嶋津判官師久所注申也、尤以神妙、弥可抽戰功之

狀如件、

文和四年十二月廿八日

〔義詮將軍〕(尊氏) 御判

嶋津尾張守殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」二六一〇号文書ト同文ナリ〕

47 討死之人々

酒勾兵衛四郎跡 酒勾左衛門四郎跡

土田五郎跡 愛甲弥四郎跡

堀源五跡 阿曾谷三郎左衛門跡

討死之御感御教書文章同前、

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」二六一一号文書ト同文ナリ〕

○延文四年己亥卯月五日、(貞久) 太守道鑑公賜大隅財部院、讓狀写左記之、

○讓与 舍弟資忠分

大隅國本庄内財部院事、

右所者、限永代所讓与也、於有限御公事者、守惣

領師久支配、(任脱方) 先例、可令勲仕之狀如件、

延文二二年卯月五日 (貞久) 道鑑

『繼目裡判 師久公』 『同 氏久公』

(花押) (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三号文書ト同文ナリ)

○九月二十日資忠卒 年號不知、法諱山久院月窓道明、

『二代』
△義久

宮二郎 讚岐守

○母宮丸藏人道時女、

○永和元年乙卯、築都城所以移居也、

○永和二年、三个國御家人企一揆、從谷山南方・市

来・渋谷・菱刈・牛屎・眞幸・伊東・土持・肝属

・禰寝・飢肥・櫛間令一致、肥後國相良氏依同意、

同國八代・葦北兵来加、新野氏從京都下向 為大將陣本之

原、圍義久所楯籠都城日久矣、樺山美濃守音久・平

田新左衛門入道玄心、工藤九郎等為合力入于義久

之城内守禦之、太守氏久公不忍聞義久之危急、

同三年二月、率師旅發志布志、構陣南郷西生寺上

天箇峯被集兵、伊集院・鹿兒島・大隅・下大隅・

大始良參向御方、財部元雖與一揆内通御陣、依茲

氏久公同三月一日、渡平波瀬、向敵陣欲遂一戰、

義久聞之云、今日 太守公為援助之期日也、而待

太守公之後援、而可挑戰城主之玷辱也、豈免後嘲

乎、不如先以城中之小勢為一戰、於此混甲七十餘

約必死、而出城與大軍相接、東擊西突左旋右轉、雖

苦戰衆寡不偶、義久数个處被傷弟弥次郎基忠・同

七郎忠宜雙甲闕死、此時平田玄心・工藤九郎折庭

前櫻花差腰合戰、 氏久公從軍雖不足千騎終破敵

陣、敵將相良氏賴・伊東六郎左衛門尉・同池尻五

郎・渋谷石馬助等授首、其外死者不知數殘黨盡敗

北、如下財部退即時被得大利、義久開佳運全城華

○應永十七年、 太守元久公御上洛時、義久時稱讚岐入道道端

可為御留守居之旨受 嚴命、新納近江守・佐多入

道・樺山入道・山田入道共勉之者也、

○六月二日年號不知、義久率於都城、享年六十四、法號

無塵道端居士、

音久

夫太郎 美濃守

○伯父樺山安藝守資久無男子、故為猶子連統於彼家

也、九月十三日率、法名花叟道春、

基忠

弥次郎 法名梁山道棟、

○永和三年丁巳三月一日戰死于都城、委記義久之下、

故略之、

忠宜

七郎 法名功明道忠、

○同日闕死于都城、委記義久之下、故略之、

松岩尼和尚

淨光庵

忠直

十郎 末弘氏猶子、法名道俊、

○官庫北郷家譜有忠直、末弘氏猶子、然者非御氏族

令號末弘、甚誤也、

寰中

悅 侍者、

秋江

西明寺住持、二嚴寺開山也、

○應永年中、出世于相州鎌倉圓覺寺、

△久秀三代

藤次郎

○母和田土佐守正覚女、

○應永元年春或書明德元年癸酉記之、癸酉當、明德四年、應永元年之前年也、今川幡摩守

貞兼為大將、國一揆面面多勢襲和田・高木所守梶

山城、義久為援之遣嫡子藤次郎久秀・次男又次郎

忠通防戰多日、大守元久公發向于梶山、被構御

陣、雖然不意和田敗北、御方軍及難儀、同年二月

十七日忠通力戰而死、同年三月七日久秀遂戰死、

其夜陣內相議、夜中義久攻落相良氏所領野之三谷

城、討相良兵千町牟田氏、先是樺山氏為伊東被奪

梶山城、頼北郷氏在郡城、此時與野之三谷城為樺

山氏住城、自此今川幡州如山東退去、

○法名日山妙旦、號薦福寺、

忠通

又次郎

○母同前、

○應永元年甲戌二月十七日討死于梶山、法名聖安道

賢大禪定門、委見久秀之下、故略之、

女子

新納近江守忠臣室、

○陸奥守忠國公御簾中之母也、

女子

中務少輔知久室、

△知久『四代』

中務少輔

○母同前、

○知久始有出家之志、入或寺而為喝食、然應永元年、

太守元久公被陣于梶山之時、兄久秀・忠通遂戰死、

依之、元久公為御養子加冠而賜名知久、且拜領號

鶉戶丸之寶刀、所以統家者也、

○應永十七年庚寅六月二十九日、

大樹義持尊公渡御於大守元久公之館京時、任中

務少輔、進上物證書左記之、

○嶋津陸奥守元久之御在京、

應永十七年六月廿九日、御屋形江御成候時、

御所様懸御目之人数

御一家

北郷中務少輔

御太刀一 鳥目百貫

樺山安藝守

御太刀一 鳥目百貫

國方

加治木能登守

御太刀一 鳥目百貫

野邊右衛門大夫

御太刀一 鳥目百貫

北原右馬助

御太刀一 鳥目百貫

蒲生美濃入道

御太刀一 鳥目百貫

飢肥伊豆入道

御太刀一 鳥目百貫

肝付河内守

御太刀一 鳥目百貫

御内方

阿多加賀入道

御太刀一 鳥目百貫

平田右馬助

御太刀一 鳥目百貫

「此外文段繁多略之」

(本文書ハ「旧記雜録前編二」ハ〇二号文書ト同文ナリ)

○應永年中、伊東大和守窺山東・曾井、知久與樺山

氏・和田氏・高木氏同至源藤村、為曾井將作後援

伊東不意襲來、攻討甚急、知久力戰數箇所被疵、

士率鬪死者多、高木左馬助墜命、樺山氏・和田・

高木等士率死者不知數、此由達鹿兒島 太守久豊

公移駕于三俣被助軍勞、

○同年中、薩陽南方及伊集院山北同意背 久豊公命、

知久與新納氏・樺山氏・飢肥・櫛間・肝屬・禰寢

同至川邊有軍勞、其後薩州一向静謐之刻 久豊公

命知久曰、御子 又三郎貴久未定婚姻、此間依物

忽也、今屬太平之間新納氏有女子、可娶之云云、乃

知久達近江守忠臣、江州不及辭領掌、

○七月一日、知久率于都城^{年號不知}、享年六十四、法名

天岩融善居士、

義知

右京亮

○應永三十四年丁未十月二十七日、於山東須田木與
樺山次郎同戰死也、太守忠國公之御代、敵何人歟未考、法名達道玄了、

『五代』
△持久

次郎 讚岐守

○應永十六年誕生、母北郷久次郎忠通之女也、

○大學寺義昭僧正尊宥將軍義教公之令弟有陰謀之企而事發覺、

故潛出京竄居于日州福島、時 太守忠國公應鈞命、

嘉吉元年三月十三日、使新納近江守忠統・肝屬三

郎兼忠・本田信濃守重恒・樺山美濃守孝久・北郷

讚岐守持久戮殺義昭僧正于福島永德寺、為其忠實

大樹義教公賜寶刀國行於持久 同賜感牘之由、雖傳之今無之、從赤松幡磨

守滿政所被進 忠國公之書並拝領物目錄写左記之、

○五人面々今度粉骨之由、令披露候之間、即被下

御書候、并御劔被遣候、御面目之至目出候、定而御

祝着候哉、尙々今度御忠節異于他候、如何様於向

後連々可申入候、每事不可存疎略候、御同心候者

可為恐悅候、併期後信候、恐々謹言、

卯月十五日

『赤松』
播磨守滿政

謹上 嶋津陸奥守殿

〔本文書ハ、旧記雜錄前編二五四五号・二四九号・二二五〇号文書ト同
文ナリ〕

御太刀

新納 長光 『新納近江守忠續』

北郷 國行 『北郷讚岐守持久』

肝付 同銘 『肝屬三郎兼忠』

本田 正恒 『本田信濃守重恒』

樺山 國宗 『樺山美濃守孝久』

此分被遣候、

〔本文書ハ、旧記雜錄前編二二二六五号文書ト同文ナリ〕

○承 太守忠國公之命、享徳二年癸酉四月二十九日、

移三俣高城、住於此十二年也、

○寬正六年乙酉六月二十九日、持久及息男敏久去高城移安永古江村薩摩迫、是 太守立久公之時也、
○文明二年庚寅二月十一日卒於安永、年六十二、號福持庵、法號無極道悅居士、

信久

次郎四郎 左京亮

○母野路某女、

○法名義叟、

△『六代』
敏久

初義久 次郎 讚岐守

○永享二年誕生、母和田土佐守匡盛之女也、

○應仁二年戊子、築城于勢田_{北郷内安永號安永城又號鶴翼城}以為履、

○太守立久公再賜都城、故文明八年丙申六月二十一

日、去安永而徙都城、從守護方末弘十郎三郎並城

衆渡之、從當家北郷右京亮・同左京亮・同圖書助

・同三郎右衛門尉請取於城、

○文明十六年甲辰十一月、伊東少進祐國・伊作式部太輔久逸・北原長門守等率大軍繞攻新納近江守之飢肥城、是以 太守忠昌公欲救近江守之危急、翌年己丑六月十二日發於覺府、同十三日到末吉矣、敏久來迎拜謁焉、時敏久蒙先馭之命、賜旗幕、於此敏久率二千八百餘騎越嶮山到于飢肥、對于敵陣數日、其軍勞不可勝言、同二十一日與諸將進兵敏久為中軍將、樺山同次郎太郎・肝屬同三郎四郎・彌寝村田肥前守・伊地知周防守・飢肥伊豆守・肥後・石井・梶原隨之、遂斬伊東祐國・北原長門守追式部太夫久逸、其外斬獲殆庶幾乎一千人、時北郷次郎五郎・同性助太郎・同源次郎抽軍功、且兵士之樹戰功者不遑枚舉、依茲感其忠功賜於日州中之郷三百町也、

○明應九年庚申正月二十二日卒、年七十一、法號二嚴寺敏翁道喜大禪定門、

用棟

右衛門兵衛尉

○法名愚亭、

久宣

民部少輔

○法名桂岩、

○伊東氏依鉾盾、

武久公賜御書於久宣委在庶流系圖

女子

財部某之室、

辰久

信濃守 圖書助

○法名東陽圓周、

常久

周防介

○法號秀山圓松、

『七代』
△數久

左衛門尉 尾張守

○母野邊刑部少輔盛仁之女也、

○數久於都城張行於犬追物、

○大永元年辛巳三月九日卒于安永城數久讓家督於息男忠相而隱居于安永城

法號釣璜院哲翁忠英大禪定門、

女子

樺山安藝守長久室、

忠榮

刑部少輔

○七月三日年號不知、討死于加世田藤野原、法名實山、

近久

右馬助

○法名理岩、

久隆

源左衛門 信濃守 法名賀仲、

○信濃守辰久以無男子雖為猶子、後辭彼家別立家、

○自文龜元年至同三年在京師之際、請于小笠原氏相

傳弓馬秘術矣、

—女子

新納近江守忠武室、

—女子

島津豊後守忠朝室、

—女子

樺山安藝守廣久室、

『八代』
△忠相

左衛門尉 讚岐守

○母島津豊後守季久之女也、

○忠相始領都城・安永二城從兵僅八百也、與伊東・

北原・新納・本田四家之大敵爭境多年矣、伊東者

住佐土原、知川南・川北及三俣・高城・山之口・

梶山・勝岡・野之三谷、而從兵一萬六千人也、以

其半八千兵拒忠相、北原者持飯野・加久藤・三山

・高原・志和池・山田・馬関田・栗野・横川城、

而以一萬兵敵忠相、新納者守志布志・櫛間・安樂

・夏井・大崎・松山・恒吉・梅北・岩川・末吉城、

以八千兵而與忠相戰、本田者領清水・曾於郡其外

隅陽諸城、而兼忠相諍、然以寡勝多、終追伊東於

山東、退北原於眞幸、黜新納於遠境、屈本田於旗

下、發名於九州奮武威於日隅、為 太守公成東境

之藩鎮全忠義段段委、在左

○野之三谷城者樺山氏代代為住城、移小濱之後忠相

領之、大永三年癸未十一月、伊東・北原率數千騎

繞攻于野之三谷城、城兵防戰討伊東之一族、城主

北郷右衛門尉尙久遂戰死、然城兵猶雖保之糧盡終

降為伊東之有、

○本田某之領隅州曾於郡土率叛本田而應北郷、大永

六年丙戌五月二十日、使北郷左京進發向于清水、新

納氏亦進兵於曾於郡、時城中有反心者招入我兵於

城中城終陷矣、家臣賀茂民部・有田加賀有戰功、

北郷次郎右衛門久利為地頭從安永新城移曾於郡、

○財部者元從 貞久公所讓與資忠也、大永八年六月

二十日、太守勝久公賞忠相軍忠、潤色而又賜感牘、有正文、左写之、

○大隅國財部院之事、依軍忠宛行所也、早任先例、可有領知之狀如件、

大永八年六月廿日

勝久(花押)

北郷左衛門尉殿

(本文書ハ、旧記雜錄前編二二二四号文書ト同文ナリ)

○享祿元年戊子五月朔日、新納近江守忠勝日州中之郷内將数千兵陣于冷水、伊東氏將数千兵陣于小鷹原、伊東寄来于冷水、與新納相戰、伊東之先陣敗亡矣、忠相將八百兵陣于城个尾、時伊東亡後援、新納亦乞後援、忠相曰、新納氏為一族將為後援汝等謂何、家臣大久保刑部左衛門・有田加賀白、新納得勝利、然雖加勢于新納豈功名乎、且聞新納氏忘一家好、而動窺從高祖資忠所領知之財部、新納

氏得大捷益其勢、弥侵財部乎、先勦力於伊東擊新納壓其威、長持吾財部城、堅日州之鎮衛、而報太守公之厚恩可也云云、忠相唯諾橫擊于新納陣、伊東又同時突戰、新納陣大破追北到梅北城戶口、得首七百三十級、此日北郷民部少輔久剛・同息三郎四郎戰死于城个尾、北郷攝津介關死于梅北横尾、家臣池袋肥後討死于黒坂、

○享祿二年己丑十一月二十八日、忠相出軍與本田氏合戰于春山原、得首五十二級、

○同三年庚寅、本田氏攻曾於郡城、祁答院氏為本田合力出張、曾於郡城兵雖防戰、依難凌大敵、遂渡城於本田氏、地頭北郷次郎右衛門久利移都城、其後忠相帥師至曾於郡、圍西城攻上塀涯、本田住城清水城兵来加防禦最堅、忠相察此城不可急拔退兵、此時北郷左京亮忠眞・井上半左衛門於城口戰死、

○三俣院高城及山之口・梶山・勝岡・野之三谷・下城・小山・松尾八个外城者伊東氏之所領也、伊東

義祐率一万餘騎陣于高城、島津豊後守忠朝・北原

之某・讚岐守忠相共合心潛運籌策、將攻高城雖為

密事、漏聞伊東、件八个處兵守高城嚴肅、時天文

元年壬辰十一月二十七日、襲於高城、敵兵發出於城

中防戰、三將兵亦競進雷奔電激縱橫衝戰、敵軍敗崩

追亡逐北、迄石山越斬城主八代長門守北原之兵討長州、而後長州

之首於志和池羈焉及稻津落合梶山城主・海江田勝岡城主・須木米良野之

城・長倉海老原山之口城主・福永下城主・宮崎宮長小山城主・

村山川崎松尾城主、其外得首三百八十餘級、

○伊東之家臣落合刑部少輔兼住在高城、通心於忠相、

天文三年甲午閏正月六日潛招入我軍於高城、容易

拔焉、同七日梶山・勝岡・山之口皆捨城退散、故

入忠相之掌握、而後忠相移住于高城者也、

○天文四年乙未八月十四日、忠相出軍於新納氏之領

末吉・松山・梅北、島津豊州有加勢、時伊東・北

原為新納氏之援助處處放火、

○同年十一月二十九日、忠相破北原領志和池城下町、

得首五生捕百五人也、

○同五年丙申二月二十五日、北原某使山田兵襲安永、

忠相兵防之得勝利、斬獲六十二人、家臣池袋源左

衛門戰死、

○天文六年丁酉三月三日、忠相陷于岩川新城、生捕

二千餘人也、

○隅州財部院者 太守公所讓與高祖資忠之地、而世

世領之也、頃年新納忠勝押領之、同七年戊戌正月

三日薦福寺住僧不磷和尚・財部壽福坊快成運計策、

容易陷彼城者也、

○天文九年、伊東氏領穆佐城主長倉上總介・長嶺地

頭長倉能登守對伊東企叛逆押領川南、伊東為征之

乞援兵於忠相、長倉亦云遣援兵使川南盡為忠相之

領、忠相之氏族皆悅而議救長倉、忠相曰、所隔山

川者以我戰功雖取之、始終難拘、況可與敵對主人

而背天理者乎、遂不諾、依茲長倉憑豊後守忠廣乞

助兵、忠廣應諾而悅領川南率數千援兵至穆佐、合

長倉之勢於宮崎與伊東挑戰、雖得東隅之勝失桑楡之利、豐州之家臣悉殞命、從是伊東與豐州家不和而鬭諍及數十年、此時伊東義祐贈書於北郷氏族之中、有正文、左記之、

○ 追而都城左衛門佐殿へ未申通候、如何様可慶書進之候、萬事御同前本望候、

米良紀伊頭進之候之處、丁寧之儀誠快然之至候、然者、長倉能登守連く構惡之謀心候、就中當時北原又八申合候由、其間候之条、兄上總守へ成敗之由申付候、於自然同意者、堅可致其校量候、就其者真幸弓箭之儀弥申合、涯分可抽粉骨候、大小御同前可為満足候、恐く謹言、

七月廿五日 (伊東) 義祐 (花押)

北郷殿

(本文書ハ「日記雜錄前編」二二二九七号文書ト同文ナリ)

○ 先是 太守貴久公賜御書於忠相、有写、左記之、
○ 尙く今般何條事共候哉、且又御床敷候、此方之儀替篇候、

態用一行候、仍當時者世上不依自他之上、雜說而已、定而對當家和讒之族構謀計者候歟、雖事新子細之様候、縱御隔心之處、雖被出色候、無二申組候辻、自是者不可有違篇候、況不分明於雜說等者、聊以可信用無覺悟候、爰元者者定而御同意候哉、殊先年尾州御越之砌、其以後亦以使者申承候、此前伊東方別而被申子細共候ツ、是併甚深就申合候間、可作妨計略迄ニ候歟、隨而近日風聞之趣、伊東之家内必定可為錯亂之由候、其堺如何候、聞說ニ候哉、近比雖楚忽之儀候、於事實ニ者所招候歟、別而可入御談合時節ニ候、御取置之趣細く示給、何様重而使者精可申合候、恐く謹言、

六月廿日

貴久

北郷讚岐守

(本文書ハ「旧記雜錄附録」一三三二号文書ト同文ナリ)

○北原某與伊東氏同意欲奪高城、伊東氏陣于三俣院鳥越、北原氏屯于志和池城、同十年辛丑六月二十六日兩陣軍勢攻高城、時梶山・勝岡・山之口兵為後援、城兵得力開門挾討、敵軍騷擾而敗走、於茲斬獲居多也、此日北郷次郎右衛門久利・新納武藏守・春日寺同宿宗運・山内豊前守・山内玄蕃允義繼・河野源五郎・山内刑部左衛門・黒田民部少輔・二方彈正・二方彦九郎・島玄番左衛門清賢・杏隱・武藏先達宥心・白谷藏人・江内谷筑前守・松本小五郎・西侯刑部少輔・竹下伊豆守・長嶺兵部・蒲生藏人・時任安藝守・同藤兵衛・堀口土佐介・木前彦左衛門・松仲左衛門・丸山因幡守・大浦十郎左衛門・園田四郎左衛門・丸目藏人・高野市允・長嶺平次郎・竹下彦六・櫛木丹波守・有島舍

人・赤木兵部左衛門・同彦右衛門・福留彦六・別副兵部左衛門・同弥次郎・國分宮内・千多羅寺彦左衛門・藤井甚兵衛・高野新兵衛・温水大藏・辨濟使與三郎・津曲七郎次郎・鳥羽弥五郎・時任七郎左衛門・田野邊次郎左衛門・西山舍人・高野四郎次郎・高山與三兵衛・梶木玄番・黒木木工左衛門・濱川九郎次郎・成松肥後守・隈本帶刀・黒木七郎左衛門・小牧對馬守宗直・津曲石見守・石川與三右衛門・成松傳内左衛門・有島某・尾崎掃部兵衛・長友兵庫・蒲生縫殿助戰死于高城諏訪馬場、其外闕死者多、

○天文十一年壬寅二月十二日、削北原領志和池・水流・繩瀬之麦作、亂入瀬越有矢軍、

○同年閏三月三日、散北原領森田及兒玉口西柵之麦作、志和池城兵出西柵之邊雖防戰、追入城中、

○同月二十三日、散北原領山田・木野・牛谷之麦作、時計敵三百人寄來有矢軍敵敗退于霧島、

- 同三十日、豊州出軍於肝屬氏之領蓬原、依之乞援於忠相、忠相俾北郷左馬助率多勢為豊州之援助、兩家之軍勢於蓬原搦手鹿野屋合戰、彌寢兵士等敗崩、園田將監・彌寢八郎左衛門尉・同長門守戰死、其外兵率死者五十餘人、
- 同年六月十八日、忠相之領梶山・勝岡之兵率欲亂入于北原氏之領志和池、志和池之兵亦向勝岡出、梶山・勝岡之兵迎擊于平江焉、得首級十七、殘黨盡追入於河、時夏潦數日河水甚漲、故溺死者不知數、
- 同日、豊州出軍於平坊乞援兵於忠相、依之北郷(久遠)信濃守率二百人而出張矣、
- 同年七月四日、忠相發向于志和池、於三口合戰、首級者多、中間岩本新兵衛分捕、軍終後豊州援兵武藏守日置四郎左衛門來于茲、
- 同年八月二日、忠相出兵散北原氏之領木野・牛谷・楠牟禮作毛而退、北原之勢自眞幸馳來、與志和

- 池之兵合追及薄谷、忠利之兵相返於丸谷河鱒討北原之兵四位助七・田上治郎・紫尾田孫七・出家一乘坊、家臣山内勘解由・栗焼與一左衛門・加藤勘解由・華英某・山内助四郎・葛城志摩允有戰功、
- 同十一年壬寅八月二十日、伊東・北原率大軍、再到忠相領高城、盡雉作毛及晚將歸時、城中兵發出而挑戰于小山河原、忠親自都城出兵、從寶光山挾討、敵軍雖為多勢、失行乍敗北、討殺北原家臣志和池城主白坂下總守・粟野地頭渋谷兵庫頭、且追逃走之敵、及志和池城下、得首級七百三十、此時北郷又五郎久屢抽戰功、家臣馴松太郎助戰死、
- 野之三谷城者自去大永三年以來伊東雖領之、天文元年、忠相與豊州並北原氏合志大破伊東奪三保之時、北原成分取之地、然忠相與北原有隙、天文十一年十二月十六日、遂降之永為忠相之領、使北郷信濃守父子守之、後北郷三郎右衛門尉為地頭、於此伊東之所構鳥越陣亦退散矣、

○山田城者元北原氏領之、白坂左衛門尉為地頭、城兵釘村伊豫守通忠相終降、依茲忠相兵所守之、北原為復我領、率大軍而陷之、地頭小杉氏以下六十三人枕城、從是北原遠江守為城主、天文十二年癸卯正月二十四日、忠相再攻落之殺遠州、使北鄉圖書助忠茂為地頭、從此永為北鄉氏之采地、

○天文十二年癸卯五月九日、忠相率數千兵攻志和池城北原之領、都城野之三谷勢向于柳川原口、安永・山田・財部兵入于幸祥寺口、高城・山之口兵入于羽

田口、梶山・勝岡勢向于今梶、時忠相先登破新城、都城兵聞之、乃附西梶岸懸橋破西梶時忠相住于高城、息忠親居于都城、

財部兵渡蓮池、討自西梶籠本城敵、翌日城主乞降、同十一日下城、北鄉又五郎久厦有武略之功、

○太守勝久公天文四年没落之後、國無主合戰不止、是以島津次郎三郎忠廣後豐後守與讚岐守忠相胥議、招

合同姓之豪家告焉曰、惟今三州無主盡為亂國、我憂之忡、是故謀立主全國、貴久公者曾受前太

守勝久公之讓、一任守護職、且有武將之器、嚴親相模守忠良入道日新公者、文武兼備之良將也、使貴久公為太守、日新公輔佐之、國家治平如指掌乎如何、衆僉唯諾而領焉、以故忠相忠廣各發居城、參謁于伊集院相議伊地知・本田以下譜代之家老等、天文十四年乙巳三月十八日、奉貴久公為中興之太守、

○義久公・忠平公御元服時忠相蒙加冠之命、再三雖辭嚴命依難遁、勤理髮與加冠而祝、萬々歲矣、

○天文十七年、太守貴久公賜盟狀於忠相、左記之、

55

○一世上雖如何樣轉變候、無相違隱密可申合之事、

一 對肝付、隔心御同前可申之事、

一 和讒凶害之時者、互ニ可申開之事、

右此條々偽申候者、

起請文

^{「十五」}奉始上者梵天帝尺四大天王、下者堅牢地神、惣而

日本國中大小神祇、殊者開門正一位 金峯山藏王
權現 大隅之鎮守霧嶋六所權現 正八幡三所大菩
薩 戶神大明神、別而諸軍神等之可蒙神罰冥罰者
也、

仍起請文如件、

天文十七年六月十一日

貴久(花押)

北郷讚岐守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五八号文書ト同文ナリ)

○隅州曾於郡者、大永六年以後忠相領之、使北郷次

郎右衛門尉久利守之、享祿三年祢答院・本田合力

攻之、城中力盡終下城而雖復本田領、天文十七年

本田紀伊守董親背 太守貴久公之命、被攻住城清

水之刻、以曾於郡附属于忠相、雖被憑之、然董親

内心依通渋谷、終不蒙御免、同年九月九日降清水

城來莊内、住忠相之領内、

○天文十八年己酉三月十二日、伊集院大和守貴久公御家老

56

○起請文條々之事

一此度就和平御媒介守護之御分別、於已後相違之時

者、此方可為御同前之由蒙仰候忝候、自是茂偏仁

忠相様可奉頼之事、

一和平其外何様之儀付而茂、和議以雜說之時者、互

帥師發向于飢肥、時相讓讚州忠相・豊州忠廣、同
四月二日寅刻、三將勵衆押寄千葉每之辻、則攻城、
志布志・櫛間・末吉勢攻於野頸、飢肥・莊内兵進
於大手、而攻擊甚急、城中兵雖防戰、同已刻遂拔
城令平田出羽守揚捷開、丁此時討殺伊東治部少輔
・稻津四郎左衛門、且得首二百三十六級、生捕尤
夥、北郷家臣小杉六郎三郎戰死、

○同十八年己酉五月十九日、太守貴久公欲攻肝付

三郎五郎兼盛之所櫛籠加治木城、以黒川構本營、

於茲渋谷・北原・蒲生為後圍、難儀之至也、丁此

時忠相馳參而調和謀、兼盛誓狀有正文、左記之、

申披不可有信用之事、

右條々於偽申者、

『午王』

奉始上梵天帝釈四大天王 下堅牢地神、惣者日本

國中大小神祇、別者當國鎮守霧嶋六所權現 正八

幡三所大菩薩、殊者當所春日大明神 高倉八幡

天滿大自在天神等御部類眷屬各神罰冥罰可蒙罷也、

仍起請文如件、

天文十八年酉十二月廿九日

『在日付下』

肝付三郎五郎兼盛(花押)

小杉殿

『上包』

小杉殿

『裏二有』

肝付三郎五郎

兼盛

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二六四〇号文書ト同文ナリ)

○天文二十一年、 太守貴久公到一門貴族、有連署

契狀、忠相・息男忠親・嫡孫忠豊共加之、有正文、

左記之、

57

○ 起請文

一雖不新候、於于茲弥以一味同心之儀、不可有相違之事、

一如此一家契諾之處、定國衆不可為所好、妨甚深之

間、和讒謀略之義必定歟、不可入其案之事、

一自然以下之者等、慮外之所行出来之時者、至上々

不可為隔心、則互ニ申分可決是非之事、

右三ヶ條之旨於虛言者、

『午王』

奉始梵天帝尺四大天王、下者堅牢地神、殊者日本

第一熊野三山大權現 九州彦三所權現 薩摩新田

八幡大菩薩 開門正一位并諏訪大明神 當國正八

幡大菩薩 止上 白山并北辰大明神 守公神 日

州鶴戸大權現并霧嶋六所權現 飢肥院八幡大菩薩

三俣院春日大明神、惣者六十余州大小神祇 同九

万八千軍神摩利支天部類等之可蒙神罰冥罰各者也、

仍起請文如件、

天文廿一年十二月四日

貴久(花押)

『島津右馬頭』

忠將 (花押)

『島津豐後守』

忠親 (花押)

『喜入攝津介』

忠俊 (花押)

『北郷左衛門尉』

忠豊 (花押)

『權山』

幸久 (花押)

『北郷讚岐守』

忠相 (花押)

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」二六九九号文書ト同文ナリ)

○永祿元年、忠相以曾於郡獻 太守公、是奉頼飢肥

之後援故也時忌男忠親續、豐州家住飢肥

○永祿二年己未十一月十六日卒於高城、號龍峯寺、

法名仙岩淨永大禪定門、

『九代』
△忠親

次郎左衛門尉 尾張守 齋名泰心、

○永正二年乙丑誕生、母島津修理亮忠廉女、

○父忠相移于高城之時、使忠親居都城為北郷氏家督、

○天文十一年八月、伊東・北原襲高城忠親從都城出

兵、自小山寶光山攻敵將陣得勝利、此時所獲首級
委在忠相之譜、

○天文十二年五月、攻北原領志和池城、忠親率都城
之兵、切入西栴、忠親之兵依射火箭、城內不怵乞
降、依是暫留箭之處、城兵變約又防戰、家臣島某
懸橋上屏、從是衆兵各進著屏城內遂降、同月十日
伊黑丹後・有田加賀為使人城、翌十一日小杉右近
・蒲生式部少輔請取城、忠相・忠親入城有祝儀、
從此志和池永為北郷氏采地、委在忠相之譜、

○北郷氏與新納家依和與之儀、伊東祐修贈書於北郷
次郎按忠相與新納銚盾之
後蓋忠親壯年之比歟、有正文、左記之、

○ 尚く御納得專一候、爰元へ茂長竿物語可申候
哉、但然く儀なく候間、延引可申候歟、

急度一書令啓候、仍當秋其境就弓箭之儀、八代長
門守・長倉隼人正以
金吾細く承候、得其い候、雖然拙者若輩之事候、

其上諸軍衆誠人馬勞御推察之前候、先以此刻而茂
豊州何と哉覽、和融之中媒被仰候様其間候、可然
時節候間、被任意見新文字と御和与可然存候、三
俣三・四ヶ所之事候ハ、各うつろの者共定而可
致其校量候哉、如此之申事近来御はつかしく候へ
共、とても重く眼前之義候間、聊於心底於後共ニ
等閑不存候間、申入候題目、吉松之御校量專一候、
右委細如申候、彼和与之儀者、其方眼前之御事候、
弥文字之為も可然候する哉、彼様ニハ乍申、向後
堅固ニ茂豊文字と御相談可然存候、乍重言此當秋
之弓箭止休之事、心底口惜存計候、雖然、焚噲張
良も一騎之合戦者不傳承候、爰元委悉ハ長く竿定
而今明日ニ罷帰へく候旨、時宜可申候哉、就中其
剋御平諭之通承候、大慶此事候、万端期来悦之時
者、慶事、恐く謹言、

七月日

(伊東)

祐修(花押)

北郷次郎殿參

59

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」一三五六号文書ト同文ナリ)

○右祐修與金吾此時稱北郷次郎是忠
親稱金吾蓋忠相殿依談合之儀、太守

勝久公賜御書於北郷信濃守久紹、有正文、左記之、

○就今度弓箭之儀、對此方毎と被副心候由候、祝着
之至候、如存知金吾・祐修無二申合候始末、弥無
余儀様、連く入魂憑入候、委細知覽申合候、恐く
謹言、

九月四日

勝久(花押)

(久隆)

北郷信濃守殿

『上包』
北郷信濃守殿

勝久

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二〇四一号・二〇六一号文書ト同文ナリ)

○天文十四年正月、島津豊後守忠廣住飢肥之處、伊
東氏率大軍屢攻之、支危急之由、忠親不忍聞之、
為合力出張于飢肥、籠酒谷城、時忠廣猶子二郎三

郎罹疾病卒去、依之忠廣患無世子、乞使忠親為猶

子、固辭之、然忠廣受大敵雖奉乞援兵於 太守公

隔山海數十里行程、豈有救我急難乎、使忠親統豐

州家、及夏切者北郷氏之援兵不招速到、依是頻競

望之旨白 太守公、重々依請之不得止為猶子之約、

○同年二月十八日、忠親時四十二歲、先是為北郷氏家督十一年讓家督於息

男左衛門尉時久時十六歲、移飲肥本城、

○天文十八年己酉、 太守貴久公攻加治木城、渋谷

・北原・蒲生與敵為後援、忠親之父忠相調和儀、

渋谷氏族祁答院又五郎重嗣遣誓狀於忠親、有正文、

左記之、

○ 起請文條と事

一 此度就和融御媒介守護御分別、於已後御相違之時

者、無余義可為御同前義蒙仰候、御貴家弥々可奉

頼事、

一 就和平御取持、自然以和讓雖雜說儀候、相守申分

不可有信用事、

右此旨於偽者、

午五 奉始上梵天帝釈四大天王、惣者日本國中六十余州

大小神祇、別者當國鎮守仁田八幡大菩薩 興樂寺

天滿天神 當所擁護紫尾三所大權現 諏防上下大

明神御部類眷屬各神罰冥罰可罷蒙者也、

依起請文如件、

天文十八年十二月七日

祁答院又次郎良重（花押）

嶋津尾張守殿

（本文書ハ、旧記雜錄前編二二六三六身文書ト向文ナリ）

起請文

一 蒙仰旨、此方以所希足信用、守護猶被廻秘計及干

戈者、一味同心之事、

一 依自然謳歌之說、与中雖雜說之儀候、互以使書可

糺決實否事、

右約諾条と相違者、

『午王』

奉始上梵天帝釈四大天王、惣者日本國中六十餘

州大小神祇、別者當國鎮守新田八幡大菩薩 大

宮、若宮部類眷屬等可蒙御罰也、

仍起請文如件、

天文十九季二月廿日

平重嗣

嶋津尾張守殿

『上包』

『裏ニ有之』

嶋津尾張守殿

入来院又五郎

平重嗣

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二六四号文書ト同文ナリ)

○天文十八年、忠親得忠廣之讓、為豐州家督、

○同十九年、忠廣卒去之後忠親改名豊後守、

○忠親住飢肥防禦伊東、日夜苦戰、二十餘年、北郷氏

族及家臣為合力替出張飢肥、墜命者不知幾許、然

大敵依難挫終力盡、永祿十一年七月攜息男朝久親

續豐州家之後出生之子歸莊内、
也、故不見北郷氏系圖

○元龜二年辛未六月十二日卒於都城、享年六十七、

法名天香寺齡岡永壽居士、

女子

伊東祐元之室、
(祐元之)

○號中門、離別之時攜祐光息女、後為小四郎久通之

室、

忠孝

左馬助

○永祿元年戊午十一月四日、鬪死于飢肥新山委見時、久譜

法名脱塵永得、

女子

○法名梅室、

久厦

又五郎 藏人

○永祿元年戊午三月十九日、戰死于恒吉宮个原委見時、久下

法名雲庵龍溪、

△時久上代

始忠豊 次郎 左衛門尉 一雲法印、

○享祿三年庚寅誕生、母彌寝大和守尊重女也、

○天文十四年乙巳二月、父忠親為島津豊後守忠廣猶

子移飢肥、依茲時久為北郷氏家督住都城時十、六歲

○同年十二月二十三日、豊州家臣羽島氏在飢肥郷之

原反心、翌十五年正月十九日、為忠親之援催莊内

之兵到郷之原、討敵五十餘人、

○同十六年四月十五日、構飢肥南郷新城、北郷將監

忠直為城主移之、

○同年九月、豊州家臣日高源右衛門反心、是故召源

右衛門於本城忠親使之籠居、彼親族宗善並伴類俄

奪取源右衛門入目井城、同十一月十八日夜通敵、

是故新城騷動雖然鎮之、固守處同二十二日伊東兵

大軍寄來、從野頸射火箭燒城遂陷、此時北郷將監

忠直・同源七郎久幸・木村美濃守父子・阿多若狹

守父子其外城兵數多遂戰死、

○天文十七年戊申七月七日、伊東氏率兵襲飢肥本城

攻入八幡馬場、時北郷圖書頭忠茂為合力於忠親在

彼地而防戰、忠茂並竹下某以下士卒數十人鬪死、

討敵外山某、遂伊東軍敗而退、

○同年十一月五日、夜及深更、敵忍寄飢肥新山城、

射火箭燒内城、時北郷家臣入水刑部少輔・來住參

河為加勢在城内、與豊州家臣平田出羽守共拋一命

防戰、敵雖支本城與新山之通路、少焉退去、本城

兵來加全城畢、

○永祿元年戊午三月十九日、聞肝付之一族率大軍攻

入莊内、時久之兵爭先馳、豊後守忠親兵亦統至、

會戰于恒吉宮个原、此行我兵不利、北郷藏人久厦

・同又八郎久親・同兵部少輔敦久・小杉筑前守頼

武・山内彈正少弼義種・同美作守義盈・上村源六

頼重・城个崎治部左衛門儀房・上原宮内左衛門・

清水彦三郎義員・河野主稅助通當・稻本善左衛門、

此外豐州忠親之臣日置四郎左衛門久範・平田出羽守宗仍^{末吉}城主・息新左衛門闕死、其外兩家之兵卒二百餘遂戰死者也^{永祿二年、忠親爲飢肥、後援獻上所知之末吉}、

○同年十一月五日、伊東某發大軍圍攻於飢肥新山城、北鄉左馬助忠孝・同姓三郎右衛門久信・知覽大和守忠幸・山内次郎右衛門・長井勘解由左衛門利始・河野兵部少輔通俊遂戰死、以下士卒死者不記其數、

○同五年壬戌五月、太守公有命曰、伊東與北鄉為對敵、相支者凡三十个年、其間軍勞無如北鄉氏者、為其賞賜末吉三百五十町於時久、依之為地頭移土持攝津助、其後令忠虎移住于末吉也、梅北忠親雖領知、為飢肥後援附與于時久者也、

○同五年六月二十一日、鹿兒島御家老伊集院入道孤舟・北鄉時久家老北鄉紀伊守忠德其外肝屬彈正忠兼盛・北原兼規・相良氏家老深水右馬助賴金・東彈正忠長兄會盟調誓狀、相良賴房亦遣誓狀於時久、

有正文、左記之、

○^{午王}敬白

再拜々々天罰起請文事

一於後代無相違可申承事、
一雖世上轉變候、無御心元被存間敷事、
一和議雜說之時、互可申開事、
右此条々於違犯者、上ハ梵天帝釈四大天王、下ハ慳牟地神炎魔法王、日本鎮守熊野三所大權現八幡三所大井 稻荷 祇園等、殊者九州鎮守彦山三所大權現 薩州新田八幡大井 開門正一位 大隅國正八幡大菩薩 霧嶋六所大權現 求麻惣社等、當院鎮守白鳥狗留孫一二三之宮等神罰冥罰一々可罷蒙狀如件、

伊集院入道

孤舟^(金明) (花押)

北鄉紀伊守

忠德 (花押)

永祿五年壬戌六月廿一日

肝付彈正忠
兼盛 (花押)

北原
兼親 (花押)

深水右馬助
頼金 (花押)

東彈正忠
長兄 (花押)

『上包』
求麻老中
一筆

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一三二九号文書ト同文ナリ)

敬白

起請文事

夫神依人敬増威光

人依神德添運命

一於後代無相違可申承事、

一雖世上轉變候、無心元有間敷事、

一和讓雜説之時、互可申開事、

『牛王』
右此条々於違犯者、奉始上者梵天帝釈四大天王、

下者堅牢地神炎魔法王、 別者熊野三所大権現

八幡三所大菩薩 王城鎮守諸大明神 殊者九州鎮

守彦三所大権現 鶴戸・霧嶋両所権現 阿蘇大明

神藤崎八幡大井 妙見市房青井大明神、惣者六十

余州大小神祇神罰冥罰一一可罷蒙之狀如件、

永祿五年南呂吉日
(八月)
相良
頼房 (花押)

北郷殿 御返報

『上包』
北郷殿 御返報
『裏二有之』
相良
頼房

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一三三二号文書ト同文ナリ)

○永祿七年三月十三日、 太守修理大夫貴久公被任

陸奥守、 又三郎義久公被任修理太夫、 從 近衛

殿賜御書於時久、 有正文、 左記之、

○雖未申通候、 令啓候、 仍修理大夫受領并又三郎官

途之事申調候、珍重候、自然之義取成肝要候、尙
進藤左衛門大夫可申候也、かしこ、

三月十三日

(前久)
(花押)

北郷左衛門尉とのへ

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二八二号文書ト同文ナリ)

○永祿七年十一月、太守義久公賜盟狀於時久、左
記之、

○起請文

一於弥永代無別儀可申合事、
一此度一ヶ條承趣之事、
一飮肥於難儀者、三之山口可出手事、

若此旨有違犯者、

「午王」
奉始梵天帝釈四大天王 六拾餘州大小神祇、別而

當國鎮守霧島六所大権現 正八幡大菩薩 止上大

明神 開門正一位 九所大明神 新田八幡大菩薩

諏訪上下大明神 天滿天神等部類眷屬等各御罰

可蒙者也、

仍誓文如件、

永祿七年^{甲子}拾一月十九日

義久 (花押)

北郷左衛門尉殿

「上包」

起請文

義久

(本文書ハ「旧記雜錄後編」三〇五号文書ト同文ナリ)

○永祿九年六月十六日、肝屬氏出兵於岩川、時久所
置之城兵防戰得首二十六級、味方死者久木崎丹後
以下數十人、

○永祿十一年戊辰正月十二日、伊東氏陣于篠ヶ峯、

以数千兵圍本城^{城主}、依之則遣北郷左近太夫忠増^{忠親}

・同藏人久盛・同出羽守久藏其外宗徒之兵、陣于

酒谷、同月時久將数千騎陣于酒谷、同二十一日、

本城與酒谷冠期、挾擊伊東之軍大破焉、伊東臣落

合右衛門太夫及谷別府新三郎・阿滿弥太郎・同弥

九郎・荒武帶刀・小山田將監・馬渡長門守戰死、其外士卒死者居多也、同二月二十一日、欲納糧於本城、伊東修理進率精兵數千相迎篠ヶ峯、兩陣相接劍頭散火、縱橫突戰、味方敗崩、北郷圖書頭忠俊・同八郎久周・本田藏人親豊・土持攝津守賴綱・和田民部少輔・同息助六・財部權頭盛稔・島參河守・宮原福泉坊・伊地知新左衛門・財部勘解由・落合將監・新納民部少輔・瀬戸山兵部・池上新左衛門・椎屋主水左衛門戰死、其外兵卒死者不遑枚舉也、伊東之臣戰死者、落合又三郎・石野田與太郎・弓削吉次・同新七郎・松岡藤太郎・岩本千十郎、其外兵卒不知數也、依之酒谷城亦雖危、時久極自殺、以財部權頭為介借、雖然權頭戰死故、以長井參河守定介借矣、時左衛門尉自扣刀指揮兵日夜警衛、而經同六月、以故敵不得犯、時本城穀米單竭而至割死人之肉、依之島津右馬頭將多勢至于酒谷、雖議後援、前日、伊東大捷故不得進兵、太守貴

66

久公召北郷紀伊守忠徳曰、無奈忠親之危急何、請汝以計策議和退飢肥、福島兵云、紀伊守受其命、乃至須木相議米良筑後守、同六月六日、筑後守至酒谷調和謀、附飢肥於伊東、畀福島於肝屬、同七月泰心及息男朝久號豐後守朝久母豐後守忠廣女、時久他腹弟也、後移肝屬院平房也、率諸兵退都城、其後時久留和田入道起雲老家於酒谷城、而退都城、時法藏寺・鎌田駿河守附酒谷城於伊東、而歸都城矣、

○同年六月十五日、太守義久公賜盟約返書於時久、有正文、左記之、

○起請文

一如承候、世上何様ニ雖為轉変、向後聊疎儀有間敷事、

一就善惡、讒者讒言每々有之習候歟、決實否可為一味之心緒、最頼母敷候、此旨同意之事、
一雜說之時者、互可被披合事、

若此趣有違犯者、

『牛王』

奉始上梵天帝尺四大天王、下堅牢地神、大日本國六十余州三千余社、殊者當國鎮守等、開門正一位諏方大明神、別者隅州惣社正八幡宮 霧嶋六所權現 稻荷大明神 天滿大自在天神部類眷屬等可蒙神罰冥罰者也、

仍起請文如件、

永祿十一年六月十五日

義久（花押）

北郷左衛門入道殿

（本文書ハ「旧記雜錄後編」一四四四号文書ト同文ナリ）

○永祿十一年戊辰十月、泰心調北郷家與肝屬氏和謀、此由達 太守公賜御內書、有正文、左記之、

○其境與肝付和融之企有之由示給候、尤肝要候、然者對此方可有齎憤之由、彼方被存候らん、至當家向後於眞實之入魂者、聊以霍執之儀有間敷候、此

旨為御納得候、恐々謹言、

十月二日

義久（花押）

北郷左衛門尉殿

『上包』
北郷左衛門尉殿 義久

（本文書ハ「旧記雜錄後編」一三三八号文書ト同文ナリ）

○同十二年五月二十二日、依 太守公之命、遣戊兵於菱刈、以北郷小次郎為將、同年九月、菱刈降參被助一命安堵于平城、相良頼房送書而述和融之禮、有正文、左記之、

○菱刈方依取乱、一兩年不慮之防戰無是非候、然者嶋津殿以御入魂、菱刈家可被相殘之由承候、大慶之至候、向後如代々可申談外、不可有別儀候、就夫、至其表御出頭之由候間、為札儀用使書候、猶期来信候、恐々謹言、

九月七日

頼房（花押）

北郷殿

御宿所

「上包」

北郷殿 御宿所

「裏二有之」

相良

頼房

(本文書ハ「旧記雜錄後編」五一九号文書ト同文ナリ)

○元龜二年辛未十月九日、時久為談軍事參於鹿兒島、

北郷紀伊守忠徳・和田越中入道起雲・津曲備後守

兼廣・龜澤河内守・河野筑前守・大岩根兵部少輔

供奉、

○同三年壬申九月、太守義久公為征肝属出張于下

大隅、時久亦受可攻肝属之命、同二十九日破月野

・泰野、首級者多、同日梶山之兵討肝属領福島兵、

○天正元年癸酉正月六日、肝属氏將大軍寄来于日州

末吉、時久並息二郎相久・同彈正忠忠虎率多勢會

于住吉原、三将自扣刀勳兵指揮汗馬而防戰、肝属

之軍敗崩得首級者、肝属修理亮・同左兵衛住處志布

人・伊集院三河入道住處志布志、郎從九人、家臣渡邊源助討參河入道、安樂因

幡入道住處志布志、郎從三人・川北山城住處志布志、從一人・梅北刑部住處志布志、郎從一人

安樂郎從・牧瀬但馬住處志布志、郎從一人・檢見崎源次郎住處志布志、郎從一人

從一・隈江兵部住處志布志、郎從五人・大野弥六左衛門住處志布志、郎從一人

・渡部又十郎住處志布志、郎從五人・川北若狹入道住處志布志、郎從一人

一・同息伴左衛門住處志布志、郎從一人・同弟藤七・伊地知

弥五郎住處志布志、郎從一人・安樂民部住處志布志、郎從一人・鹿野屋伊賀住處志布志、郎從一人・同

息采女・葉丸新左衛門住處志布志、郎從四人・同氏右衛門尉住處志布志、郎從一人

福島郎住處志布志、郎從一人・同氏大膳住處志布志、郎從一人・同息與八住處志布志、郎從一人・岩松信濃

入道住處志布志、郎從一人・華牟禮備前住處志布志、郎從一人・和泉宮内住處志布志、郎從一人・太郎左衛門住處志布志、郎從一人・前

田肥後入道住處志布志、郎從二人・田邊田助七住處志布志、郎從一人・鎌田主水

住處志布志・葉丸藤右衛門住處志布志、郎從一人・八木讀岐住處志布志、郎從一人・廻源次

住處志布志・羽坂三郎左衛門住處志布志、郎從一人・永田宮内左衛門住處志布志、郎從一人

・隈元兵庫住處志布志、郎從一人・中村圖書入道住處志布志、郎從一人・安庭豊

前住處志布志、郎從一人・上總坊住處志布志、郎從一人・田原大膳住處志布志、郎從一人・高木善

左衛門住處志布志、郎從一人・鮫島與八住處志布志、郎從一人・塚田伊助住處志布志、郎從一人・入

部佐渡住處志布志、郎從一人・海老原新四郎住處志布志、郎從一人・高橋藤右衛門住處志布志、郎從一人

松・勝野但馬住處志布志、郎從一人・熊元伴三郎住處志布志、郎從一人・松下源六住處志布志、郎從一人・新丸

衛門・上野新七住處・岩永又七住處・新甫大炊左衛門住處・鹿野屋伴右衛門住處・坂元市左衛門住處・安樂・
 竹井次郎左衛門住處・榎木藤左衛門住處・永山源内左衛門住處・大窪平六兵衛住處・岩佐市左衛門住處・福島
 ・河野太郎左衛門住處・牟田畑十郎右衛門住處・山下助兵衛住處・河副小左衛門住處・坂新六住處・福田又次郎住處・廻田典左衛門住處・見崎彦十郎住處・松山・莊牟田土助住處・春澤新五兵衛住處・知順蓮原僧・右田助七左衛門住處・幾野主計參河入道・門之内玄番從・吉丸三郎左衛門從・革屋次郎太郎從・甚三郎從・弥五郎從・市兵衛從・與七從・勘解由從・矢野八兵衛安樂入道・三郎五郎從・新兵衛從・市助河北山・兒玉又四郎肝屬左兵衛・甚兵衛從・新十郎從・弥藤兵衛從・助三部郎牧野瀬但馬郎・千左衛門檢見崎源次郎・木藤内藏隈江・鈴木源太左衛門從・今村源左衛門從・田中對馬郎渡邊又十郎・相香玄番從・弥右衛門從・兵八從・渡邊神四郎前田

入道・助左衛門從・又八岸良雅・松下源六藥丸新從・源四郎從・内藏從・山口市左衛門從・菅原源左衛門松山大・平次郎梅北刑部・源次郎藥丸右衛門・三郎左衛門牟田畑其外切捨不知數、我臣亦川崎主稅・田原大藏信秀戰死矣、
 ○天正元年癸酉三月八日、太守義久公將大軍發向于肝屬、時久亦構陣於平松、翌年十二月帰陣、
 ○天正二年、肝屬氏與伊東合志、伊東兵亂入下大隅、太守義久公並 忠平公賜盟狀於時久、又御家老連署誓狀被遣之、共有正文、左記之、
 ○ 起請文
 一對伊東弓箭雖不新候、別而御入魂可為一味事、并此方庄内肝付之間、謾言之時者、則左右方江可申理、又無腹臟可承事、
 右於違犯者、
 『午王』
 奉始上者梵天帝尺四大天王、下者堅牢地神、惣日

本朝中大小権實神祇、別者當國鎮守新田八幡 開
門正一位、殊者當所諏訪上下両大明神并天滿大自
在天神部類属衆現當両罰可蒙者也、

仍起請文如件、

天正貳年甲戌

九月拾日

義久(花押)

北郷左衛門入道殿

『上包』

從鹿兒嶋

(本文書ハ「旧記雜錄後編」七五六号文書ト同文ナリ)

○ 起請文

一 對伊東弓箭雖不新候、弥御一張被仰合、可為御入
魂事、

一 今度御談合之行隱密之事、

一 此方庄内肝付之間、讒言之時者、承付次第、左右

方へ無腹臆申披、可被仰披事、

右條々於違犯者

『牛王』
奉始上者梵天帝釈四大天王、下者堅牢地神、惣日
本朝中大小権實神祇、別者當國擁護新田八幡大菩
薩 開門正一位、殊者當所諏訪上下両大明神 天
滿大自在天神部類眷属御罰可罷蒙者也、

仍起請文如件、

天正貳年甲戌九月拾日

『伊集院右衛門太夫』
忠金(花押)

『平田美濃守』
昌宗(花押)

『村田越前守』
經定(花押)

『川上』
意鈞(花押)

北郷一雲齋人々御中

(本文書ハ「旧記雜錄後編」七五七号文書ト同文ナリ)

○ 起請文

一 對伊東弓箭雖不新候、弥御一張被仰合、可為御入
魂事、

一 今度御談合之行隱密之事、

一 今度御談合之行隱密之事、

一庄内眞幸之間、從何方茂讒言之時者、承付次第、左右方江無腹臆申披、可被仰披事、

右条と於違犯者、

『午王』

奉始上者梵天帝釈四大天王、下者堅牢地神、惣日

本朝中大小權實神祇、別者當國擁護新田八幡大菩薩 開門正一位、殊者當所諏訪上下両大明神 天滿大自在天神部類眷屬御罰可罷蒙者也、

仍起請文如件、

天正二年甲戌九月十一日

(義弘)
忠平(花押)

北郷左衛門入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編」七五八号文書ト同文ナリ)

○天正四年丙子八月十六日、太守義久公為征伊東率五萬兵、發鹿兒島著御于飯野忠平公御住城、時久為御手合、受可出張之命、同十七日、首途率一萬之兵發向于江平伊東之領、討敵五人、同十九日、義久公並 忠平公發飯野陣于高原迫田木場、同日、時久

陣于耳津計、其日破高原城両口楯、時久家臣戰死者數千人、同二十二日、城裏困窮請通路之免下城、同日三山・須木・名左木三个所之領降、同二十八日歸陣、

○同年九月三日、為御使者上井伊勢守覺兼御家老發三

山時義久公屯于三山、同四日、到都城伸 命曰、此度高原

城入手裏、一在一雲之武功、被謝其功勞也、且聞

一雲覬田野城、而吾將邇日攻彼城、彼城可取卷人

數之多少並敵之狀委可言上、又一雲可拈鬪而窺神

慮云云、一雲拜謝曰、彼城可入御手、非愚能所及、

在大守公之御賢慮而已、雖然愚計策在茲談其委

細、且又鬪者非所愚致、公自可為之乎、覺兼頷

而歸飯野、而言上此由云云、

○肝屬某住吉原合戰不利、大減士卒、其勢衰勇氣倦

依之 太守義久公曰、時久忠功莫大也、肝屬於屬

御旗下、多年押領地之内救仁院・志布志可賜時久

云云、其後天正四年十月、肝屬降屈而彼領盡為御

領、如兼約可賜志布志於時久之由雖有議定、伊集院忠棟因支之、為志布志之替賜恒吉・永吉・内之浦百八十町於時久、

○天正五年、伊東之家臣福永・野村通好于 太守公、於茲被向多勢、日州處處城不經數日盡沒落矣、伊東矢竭力屈奔于豊後、爾來日州盡為 太守公領土、此由達京都、 近衛前久公賜御書於一雲、在正文、左記之、

○遙久不能書仕遺恨候、仍日州之儀、義久如存分成行候之由、千萬珍重候、則可差下使者候処、拙者事者右府へ一味申、別而入魂ニ申ニ付、敵地擇一圓不成合期候間、無其儀候、更非疎意候、自然可然之様取成可為祝着候、將又愚身事、信長一段馳走、無疎意様跡施面目事候、於時宜者、貞知可申越候、可心安候、次内と約束之大鷹、如何様ニも此節所望候、以馳走義虎迄於被越候者、可為喜悅候、偏

才覚此時候、先年之鶴于今令所持候、逸物無比類候、大鷹共ハ悉右府へ進之候、一居も無之候、猶期後音候也、

卯月七日 (前久) (花押)

北郷左衛門入道とのへ

『上包』 北郷左衛門入道とのへ (前久) (花押)

(本文書へ「旧記雜錄後編」九二〇号文書ト同文ナリ)

○同六年戊寅、大友左衛門尉義鎮・同新太郎義統、催豊・肥・筑前後六州数万之甲兵、議入日州之由相聞、一雲獻誓狀於 太守義久公、賜盟約御返書、有正文、左記之、

○ 起請文

今度大友家邪路之防戰企故、依諸口雜説、以誓紙條と被頭心肝承、悦尤不少、於永代弥可致同懷事、不可有改替者也、

若令違犯者、

『午王』

奉始上梵天帝釈四大天王、下堅牢地神、惣日本國

中大小神祇冥道、別當國惣社新田八幡大菩薩 開

門正一位 天滿天神、殊者覺嶋鎮守諸大明神等部

類眷屬神罰冥罰可罷蒙者也、

仍起請如件、

天正六年七月廿日

義久（花押）

北郷左衛門入道殿

『上包』

起請文

（本文書ハ「旧記雜錄後編」一八九六号文書ト同文ナリ）

○義久公賜御書於一雲、有正文、左記之、

○今度依其境雜説已下等騒動之由風聞、如何候之哉、

無心元候、縦對此方雖有被疑儀、於度々向後不可

有隔心之旨、互神文之上、聊非別義候、猶諸神茂

御照覽、從是弥不可存疎齷候、可為御納得事肝要

候、委細南林寺へ申含候、恐々謹言、

拾月十五日

義久（花押）

北郷左衛門入道殿

『上包』

北郷左衛門入道殿

義久

（本文書ハ「旧記雜錄後編」一〇〇七号文書ト同文ナリ）

○同年十月中旬、大友父子率大軍入日州圍新納院高

城、太守公催薩隅日三州之兵發向于高城、一雲並

息次郎・同彈正忠忠虎引数千兵為先鋒、路經鬼山

先屯于宮崎城定軍列、時間城中有反心者、耳語伊

東勘解由左衛門、議招入敵兵於當城陷、則走會戰

于都於郡河原田道場、北郷藏人久盛抽粉骨追退大

敵得全城、

○同年十一月十二日、大友之將發大軍、對 太守義

久公之陣、欲決勝於一戰、而一雲並相久・忠虎競

進大戰、北郷藏人頭久盛戰死拔群也、今布在歴史、

其外家臣村田能登守経重・山中宗左衛門等其外關死者多、遂破大敵追亡至美美河盡誅戮之、 太守公御感不斜、此由達京都飛鳥井雅繼卿送書於一雲、有正文、左記之、

○ 返々令申、扇子二本進候、歌ハ梶井門跡御筆にて、御音信迄候、

雖未申通候令啓候、去年不慮ニ右兵衛督相果候、然共爰元之儀モ、不相替從信長殿被仰付候而、可御心易候、仍今度於日州表被尽粉骨、御存分ニ成候儀、御一身之御手柄之由、京都無其隱候、寔奇特存候、使者差下申度乍心中、信長殿御上洛切候之間、執紛無其儀候、於爰元相似候御用候ハ、可被仰上候、猶志水入道可申候、恐々謹言、

六月十八日

(飛鳥井)
雅繼

北郷一雲入道殿

「上包」
北郷一雲入道殿 雅繼

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」一〇九四号文書ト同文ナリ)

○天正七年、一雲當知行数个所城・所領無異儀被宛行旨、太守義久公賜御書於一雲、有正文、左記之、

○今度以神載、永々可為無二之忠懃旨趣尤肝心、就夫當知行證文之事、雖不改御懇望之条、数ヶ所之城所領無異儀令宛行之狀如件、

天正七年拾二月廿三日

義久(花押)

北郷左衛門入道殿

「上包」
北郷左衛門入道殿 義久

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」一一一一号文書ト同文ナリ)

○天正十年六月、右府信長公為明智日向守光秀被弑、前久公落飾改判形、翌年二月、賜御書於一

雲、有正文、左記之、

○ 猶々去年錯乱之刻、則令法躰、判形如此改候、何様爰元如本意成行、以後者隱遁与云、至其方可及下國候間、万事々可頼入候、

好便之条令啓候、抑去年夏以來者、下々成下無是非次第候、内々申下度折節、從醍醐安養房・持明院令下國候由候条、具様子可申候、直ニ被相尋、自然馳走肝要候、此沙門衆去年已來對拙者忠節共候、委曲雖可申候、可有口狀候条、不能詳候也、狀如件、

二月廿日 (前入) (花押)

北郷左衛門入道とのへ

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」一三二六号文書ト同文ナリ)

○同十三年乙酉十月七日、 太守義久公召中務太輔 家久・圖書頭忠長・平田美濃守光宗・伊集院右衛

門太夫忠棟・町田出羽守久倍・本田下野守親貞・伊集院下野守久治・上原長門守尙近・上井伊勢守覺兼・北郷一雲、評議豊後征伐及可防羽柴下向之夏、此日賜饗膳、其座次第、中座 太守公、左一雲、次家久、次久倍、次覺兼、次久治、次親貞、渋谷對馬守等也、右川上上野介信久、次忠長、次忠棟、次光宗、次本田紀伊守、次尙近也、

○同十五年四月、 秀吉公下向于九州、羽柴美濃守秀長率數十萬兵亂入日州、圍新納院高城構陣營、同四月十七日、 義久公・義弘公引三州之強兵向目白坂陣、欲決勝於一戰、丁此時諸將進兵雖攻戰、敵陣堅固而不得破却各退兵、時久・忠虎相支大戰破屏、雖然衆寡不偶、且又援兵不來退兵時、大敵競進甚急迫也、此時時久・忠虎粉骨擢身、家臣來住備前守綱雪戰死、高橋・吉加江某馳來時久之前、曰奉命於主、則突入大敵中討死、其外死者多、蒙疵者不可勝言、北郷源左衛門久親為殿先是時久首途、出軍於

高城、時示軍士曰、自古我國戰靜之時、令一族家臣墜命於戰場、而致忠於君、此度羽柴率數十萬兵入當州、恐御領國亦危乎、吾爲主自力戰終命於戰場、則老年之幸慶在此耳、然汝等爲吾盡粉骨各宜書其功而備一見也、衆皆應諾勵勇敢、義弘公大感焉、然秀長之大軍乘勝過野尻・高原迄高崎矣、

○同年五月八日、有和睦之儀、義久公於河内太平

寺謁 秀吉公、僅可賜薩州一國之由有 台命、依

茲同月十六日、義久公賜御書於時久、写左記之、

○ 尙々大隅之事重疊侘可申心底候、事成間敷段

必定存候、

防戰之成立依不算是非、頓川内江差出相順迄候、

然者厥表之儀等色々雖致仕候、隅州事者國分ニ而

長宗閉部被遣由堅被仰候、猶々可申理覚悟候へ共、

迎可難成様子候、扱者當時之身持成之分別候而、

向後者可廻合地躰肝要候、春日八幡御照覽、隔心

之儀無之候、仍為後日染筆候、恐々謹言、

五月十六日

義久(花押)

北郷入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」二九〇号文書ト同文ナリ)

○同年五月十五日、義久公以御息女為質、賜暇歸

于鹿兒島、雖然一雲・忠虎猶集莊内兵、守都城及

安永・末吉・財部之砦、而未順 台命經数日、

秀吉公怒遲參、北郷於不出頭者可加征伐、於出質

大隅本知無相違可賜之、又日向之内千町計領之、

為別國之間、質人之外一雲之實子一人與又一郎同

在京勉公事、可賜彼千町旨、同月二十六日、被遣

台書於 義弘公、依茲自 太守公速可參謁 殿下

之旨頗有命、一雲・忠虎應諾、至隅州宮内謁石田

三成・安國寺惠瓊、翌日至野尻拜謁于秀長卿、為

質人新次郎忠頼為日州領分之勤仕、宗次郎三久不

日赴京師、證書御朱印写左記之、

○ 覚

一義久・^(義弘)義珍御赦免之儀忝存付而、不殘心底人質致

進上、并兵庫頭居城日向内にて候とて、御理不申明可申之由、被及聞食候、左様候へハ、兵庫頭可之之所不相定、可迷惑候之間、右之飯野城ニ付、眞幸郡又一郎(久候)ニ可取之候事、

一大隅之儀、物主可被作付ニ雖相定候、右兩人始伊集院(忠棟)無親疎躰被見及候之間、兵庫頭ニ大隅之儀可被遣と思食候事、

一此上者兵庫頭質物別ニ一人可出候、又一郎儀者御そはニ被召仕、自分之為部屋栖、眞幸郡被下候、其上御扶持方等上かたにて可被仰付候、左候へハ、兵庫頭覚悟相ちかひ候共、又一郎儀者不便被思召候条、人質ニ成間敷事、

一大隅之内伊集院右衛門大夫居城ニ付候一郡之儀者、最前より右衛門大夫ニ被仰付候条、可得其意候事、一嶋津(家久)中務少輔儀、人質を出居城を明、中納言(秀長)ニ相つき上かたへ罷上、似合之扶持をうけ可有奉公由、神妙被思召候間、日向之内佐土原城并城付之知行

以下あげ候とて、可被召上儀ニあらず候間、是又中務少輔可被返下事、

一嶋津右馬頭儀者、義久次第ニ致覚悟、人質を召連御本陣へ相越候間、向後まで彼城相立、本知無相違様兵庫頭可申付事、

一本郷儀、人質を出候ハ、大隅之本知不相違様可申付候事、

一日向之内ニ北郷當知行千町計在之由候、これハ國切之事情之間、人質之外ニ子を一人、又一郎同前ニ相つめさせ、奉公於在之者、右之千町其身ニ可被下事、

一兩条ニ一ヶ條於相背者、彼北郷可被成御成敗候間、得其意、彼城可取眷人数之事、

一中納言・毛利右馬頭(輝元)・備前少将(宇喜多秀家)・大友左兵衛督(義統)・小早河左衛門佐(隆景)・吉川治部少輔(元長)・宮部中務卿法印(隆潤)・蜂須賀阿波守(家政)・長宗我部宮内少輔(元親)・尾藤左衛門尉(知定)・黒田勘解由(孝高)・嶋津修理大夫(義心)・同兵庫頭、兩國

之人数を召具取巻討果可申候、左様候者、其跡職大隅之内之儀者、兵庫頭ニ可被仰付候事、

一右北郷於相背御下知者、其面在陳之衆へ、悉不殘兵糧可被下候之間、可得其意候、猶安國寺・石田治部少輔可申候也、

五月廿六日 秀吉公 御朱印

鳴津兵庫頭とのへ

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」三三四号文書ト同文ナリ)

○同年、從 秀吉公、出水義虎・佐土原中務・北郷一雲事可為直之御朱印由被命之、一雲・忠虎蹴踏如報曰、非背 殿下之嚴命之謂、我之元祖自資忠至于此從 太守公者殆十世、若愛舊約為御家人、則非先祖之本心、謹請免焉、所以固辭也、 秀吉公有御感而定 太守公御旗下與力之御朱印畢、

○同年、秀長卿 秀吉公御弟羽柴美濃守號大和納言 賜國國法度書 此書紛失於時久、其證書有正文、左記之、

○ 以上

先日申渡國々法度書付進之候、猶於様子者、福智三河守可申越候、諸事有相談、慥可被申付事簡要候、向後聊不可有疎略候、謹言、

六月十五日 秀長(花押)

北郷左衛門入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」三五一号文書ト同文ナリ)

○同年、秀吉公賜日州縣・三城・宮崎於高橋氏元前住、賜同國新納高城・財部・福島於秋月氏元前住、自秀長卿向家可有入魂旨、賜書於一雲、有正文、左記之、

○ 尚以先度申越候法度之旨、聊無御由断、被申付之由尤候、御用事如何様共可承候、旁三河守申聞候、以上、
歸陣以來不申越候、未豊前國小倉城普請申付在之

事候、仍日州之儀、秋月・高橋被仰付相越候、堅固可申付旨候間、諸事御入魂、自然境目以下申事於在之者聞届、速可申付候条、可被得其意候、京都御用いか様共可被申越候、聊不可有疎意候、尙福智三河守申越候、謹言、

七月五日

秀長（花押）

北郷左衛門入道殿

（本文書ハ「旧記雜録後編」三六二号文書ト同文ナリ）

○肥後州之太守佐々陸奥守成政以虐政御民、故國人
大叛成政、成政攻討之、肥後大亂、故蒙數奥州之
罪速可誅伐之命、天正十五年十月二十一日、殿
下秀吉公賜数个條御朱印於一雲・忠虎、肥後州已
静謐、同十六年二月十一日、賜御朱印於父子、而
帰陣、両通之御朱印有正文、左記之、

○於肥後國陸奥守不相届所行ニ付而被仰出条々

一先年柴田對天下企逆心、到江北罷出候処、被遂御
一戰、悉被討果候、陸奥守茂柴田令一味之条、同
事ニ可被加御退治与思食、既賀州金澤迄被寄御馬
候之處、走入種々御咄言申上ニ付而被助置、剩越
中一國被仰付候、雖然無幾程忘御恩賞、尾州与御
銚楯之剋、陸奥守構別心、能州・賀州へ妨成候
ニ付而、重而為御誅罰被成御動座、越中久利賀良
峠ニ被立御馬、彼國富山を被取卷、既陸奥守可被
刎首之處、かしらをそり御先手へ走入候条、不便
ニ思食被助一命、其上於越中一郡被宛行候、然者
妻子召連在大坂任付て、於上方攝州能勢郡被下、
外聞可然様被仰付候事、

一右之分にも猶以不便ニ思召、又者御用ニも可立
と被思食、今度於九州肥後一國被仰付、彼國肝心
之城々をハ陸奥守居城ニ被仰付、鉄炮同玉薬兵粮
以下丈夫被下置、其外城々有破却、城主共妻子以
下まで天下へ被召上、悉静謐之御國被預ケ置候處、

無程陸奥守背 御下知、彼國侍ニ以御朱印被仰付候少知をも不相渡、及迷惑之由候事、

一彼國百姓以下も有付候様ニ候者、分別可申付候間、重疊被 仰出候處、檢地を仕、其上百姓ニ對し下

々非分等申懸ニ付而、及迷惑一揆起之由候事、

一今まで諸事被仰出儀、上下共ニ相背族無之候處、

陸奥守相背御朱印旨、被仰出之趣相違之様可存段、如何ニ被思食候事、

一唐南蛮國迄も可被仰付候与思食候条、九州之儀者

五畿内同前ニ被仰付候ハて、不叶儀候間、早速可

被遣御人数候へ共、國之者共所行可被御覽分、毛

利右馬頭九州へ相越、堅可申付之由被仰出候、其

ニしたかひ御人数可被差遣事、

一毛利右馬頭相動候ても、一廉無之候付てハ、大和

之大納言・江州之中納言・備前之宰相、其外四國

之者共を初、不殘出陣之儀可被仰付候、然者各存

分之通為可被聞召、又者彼面々様子為可被見及、

伊集院右衛門大夫被差下之条、能く示合可申越候事、

一猶以彼國行等之儀、伊集院右衛門大夫被仰合之条、成其意兵庫頭申次第、不存緩可相動候也、

十月廿一日 ○ (朱印)

北郷讚岐守とのへ (忠虎)

北郷一雲軒 (時久)

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」三九三号文書ト同文ナリ)

○言上之趣、被聞食候、到肥後堺目在陣之由候、辛

勞令察候、彼國静謐之上者、令帰陣尤候、猶石田

治部少輔可申候也、

二月十一日 ○ (朱印)

北郷一雲軒

北郷讚岐守とのへ

『上包』

本郷一雲とのへ

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」四二〇号文書ト同文ナリ)

○同年、伊東氏賜飫肥・曾井・清武而移住于本城、
同十六年二月三日、義弘公賜盟狀於一雲並忠虎、
有正文、左記之、

○敬白 起請文之事

一當家中為何轉變雖在之、對一雲并讚岐守殿、向後
無二可申承事、

一自他國之諸侍、雖逆心企候、一味有間敷之旨、委
細承置候之事、

一讒者讒言并雜說等之儀、承付之由申通、又可示賜、
依時宜實否可有糺明之事、

一雖為伊東家庄內近邊居住、到鹿兒嶋・飯野無相談
為私被仰談間敷之由、尤肝要存候之事、

一右條々、其家中衆於子と孫と茂、相違有間敷段、
誠頼母敷存候事、付拙者家中之者共江茂神文之儀

可申付之事、
右条々若於有偽者、

「午王」
奉始上者梵天帝釈四大天王、下者堅牢地神、惣日
本國中六十余州大小神祇、別而日州擁護妻万五社
大明神 八幡大菩薩 霧島六所大権現 白鳥六所
大権現 狗留孫三所大権現 一二三之宮 天滿大
自在天神御部類眷属神罰冥罰可罷蒙身上者也、仍
起請如件、

天正十六年二月三日

義弘(花押)

北郷讚岐守殿

北郷左衛門入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編」四一九号文書ト同文ナリ)

○太守義久公同年六月二十三日、先 秀吉公御上洛、
至翌年九月、御在旅之中賜御書於一雲、左記之、

○今春之御吉兆千祥万賀、多幸不易々々、抑不慮致
上洛、于今滞在之躰候、然者宗次郎兄弟堅固候之
条、定而可為満足候、仍義弘・右衛門大夫上國之

由、以 御朱印被仰出候之間、可應其儀候、僧者
留守中領國之儀心遣候、乍去貴所、幸日州口へ在
宅候之儘、万端能様才覺頼入候、此方格護之諸城
茂庄内同前ニ可被添御心事所希候、隨而任見來、
鞞二懸進之候、寔補嘉礼計候、恐々謹言、

二月十一日 義久(花押)

北郷左衛門入道殿

(本文書ハ「旧雜錄後編」二四三四号文書ト同文ナリ)

○同年十二月、與秋月・高橋・伊東不可入魂旨、一
雲獻誓狀於 龍伯公、可為度々御返翰無益之段依
言上、同月十二日、賜御書於一雲、有正文、左記
之同日賜誓狀於忠、
委見其譜

○厥后可申通之處、萬取紛無音罷過、非本懷候、仍
先刻 御逗留中、以神裁別而眞實之儀共候、依為
度々返翰無益之段承候之条、于今遲怠候、然處、

此度息讚同被成神文候、尤肝要之至、不單是非候、
倍於向後互不可有違易候事候、期來喜候、恐々謹
言、

十二月十二日 龍伯(花押)

北郷左衛門入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二五五三三号文書ト同文ナリ)

○唐船到于内浦時久之領津、一雲檢所積來之物數種、獻
之 秀吉公、依之賜御書並目錄御朱印、両通有正
文、左記之、

○就唐船相着、如目錄到來、種々取揃之段、別而悅
思食候、猶石田木工頭可申候也、

十一月六日 ○(朱印)

本郷一雲軒

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二六一八号文書ト同文ナリ)

○ 到来之目録

- 一 砂糖 五百斤
 - 一 大つほ 壹ッ
 - 一 花入 貳ッ
 - 一 かうろ 三ッ
 - 一 茶碗大小 三ッ
 - 一 からかねのはち 壹ッ
 - 一 兎さしなへ 壹ッ
 - 一 きんはん 貳拾枚
 - 一 きんはく 五十枚
- 已上

十一月六日

○ (朱印)

本郷一雲軒

(本文書ハ「旧記雜録後編二」六一九号文書ト同文ナリ)

○天正十八年、太守義久公從京師賜御書於一雲並忠虎、有正文、左記之、

○ 雖新申事候、今度致上洛、安宅殿口柄承得候間、

不殘愚意申下候、然者貴所之事、近年 御朱印作頂戴、諸公役之儀不被混當家候キ、此中意分雖有之、公儀之恐ニ候条、令用捨候、然レ可承得儀共候之間、自今以後者、如先年何篇純熟候之様ニ御分別肝要ニ候、猶委曲ハ白濱次郎左衛門尉可申間、令省略候、恐レ謹言、

七月拾九日

竜伯 (花押)

北郷入道殿

同讚岐守殿

(本文書ハ「旧記雜録後編二」六七四号文書ト同文ナリ)

○文録元年八月、殿下秀吉公、使細川兵部太輔藤孝入道幽齋下向于薩隅日三州、正國中貢稅経界矣、一雲領内之教化稱幽齋之意、同月迎幽齋於都城之館、幽齋有發句、一雲着脇句、幽齋一唱三嘆、饗燕終而去、

神無月さなから春の都哉 幽齋

時雨て四方の静なる山 一雲

○殿下秀吉公在名護屋、一雲献上味噌百桶、依之賜御朱印、有正文、左記之、

○為見舞味噌百桶到来、悦思食候、猶石田木工頭可申候也、

卯月朔日 ○ (朱印)

本郷一雲齋

『上包』 本郷一雲とのへ

(本文書ハ「旧記雜録後編」二〇九一号文書ト同文ナリ)

○近衛左大臣信輔公初信基 後信尹被勅勘配流于薩摩州、依

茲 殿下秀次公賜御朱印内書於一雲有正文、左記之、時 近

衛氏稽留于都城、一雲催和歌會、従是至坊津、後

移鹿兒島、嚴閑 龍山公賜御書於一雲、有正文、

左記之、

○近衛事、嶋津分領之内へ被遣候、然者日向之内あやより、人足百人・乗懸馬拾三疋、則奉行已下申付、嶋津修理入道居城迄可送届候、嶋津又四郎かたへも被仰遣候、可成其意候、猶幽齋可申候也、

卯月十三日 ○ (朱印)

北郷左衛門入道

『上包』 北郷左衛門入道

(本文書ハ「旧記雜録後編」二二九七号文書ト同文ナリ)

○ 猶く以前者一畏懇志之至喜悦候、其以来何かと打過候、書狀にてさへ不申、所存之外候、

先年拙者其國下向申候刻、懇意之義、殊更帰

洛之節、泉郡迄被送候事共難有候、拙身事具

く無疎意故、如此書中申候、次此色紙二枚・

屏風之分一双、雖憚多候染禿筆進之候、旁重

而可申候、龍伯在京節と參會申候、

其以後遙久不申通、疎遠之至候、仍今度京都慮之儀無是非候、乍去無別義先靜諭候、將又去年已來不思寄倭人依申成、信輔至坊津雖及滯留、大闊無咎趣、以得心早々至鹿兒嶋、先被出可述窮屈之由候而、領知迄於薩州被遣候間、可心安候、定歸洛之義も不可有程之様各申候、其間之儀如此上者、馳走可為祝着候、何様期後音候也、

八月十六日

(前入)
(花押)

『上包』

一雲齋

竜山

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」一三六七号文書ト同文ナリ)

○一雲献色紙於 青連院尊朝法親王、御感不斜筆道七ヶ条免許之卷物正文、御書並鳥井小路大藏卿經孝副文共在正文、左記之、

○今度日州庄内住北郷左衛門尉入道一雲、色紙二枚

觸眼候、寔如此之段奇特感入候、執心之由候間、七ヶ条免除之卷物染筆候、猶來春上洛之事候者、筆法等可令相傳之旨可申下候也、

八月廿日

(尊朝法親王)
(花押)

『上包』

鳥井小路とのへ

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」一三六九号文書ト同文ナリ)

○ 猶と御届物三囊、以判形對之下進之候、

就今度入木道御許之儀、色紙二枚被懸御目候、誠御執心之段、感恩食候、就其七箇条御免之届物、令申沙汰下遣之候、御書又如此候、當時之眉目、後代之龜鏡不過之、今早來春御上洛之砌、弥於被受御相傳者可為珍重之旨、
青連院宮御気色候、猶兩人江申渡候間、不能一二候、恐と謹言、

八月廿日

經孝 (花押)

北郷左衛門入道殿

『上包』

北郷左衛門入道殿

裏ニ有之

鳥居小路大藏卿

經孝

(本文書ハ「旧記雜錄附錄二」一三七〇号文書ト同文ナリ)

○慶長元年丙申二月三日、時久卒於宮城、享年六十

七、法號龍峯寺月庭梁新庵主、長嶺伊豫殉死、

久通

小四郎 法名彰山了明、